

14.5
373

國際勞
働局
局長年報

一九三五年

國際勞働局東京支局編

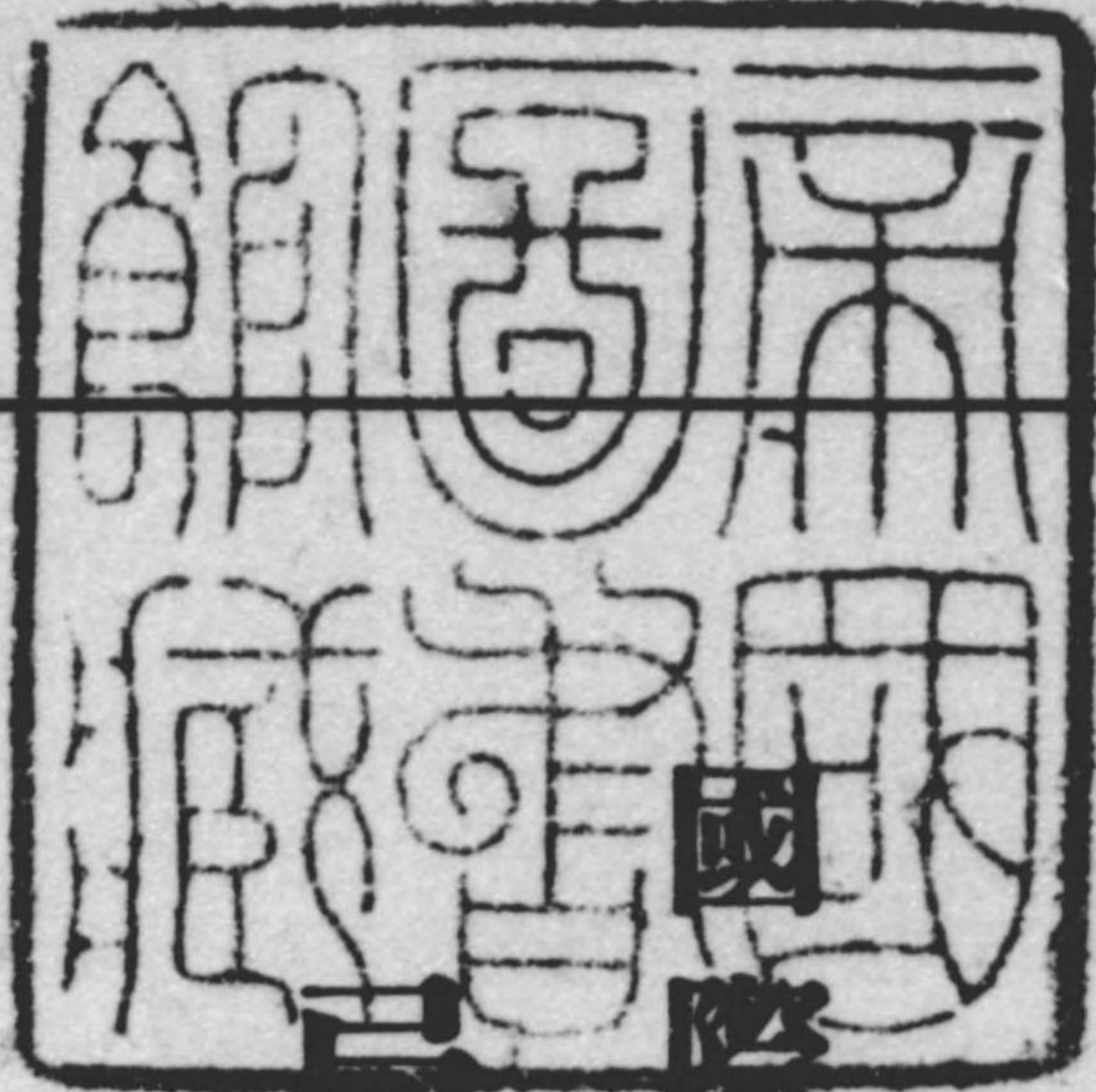
155

國際勞働局

局長年報
1935

國際勞働局東京支局

本書は國際労働局長バトラー氏が第十九回國際労働總會（一九三五年六月、ジュネヴ）に提出したる局長年報（Director's Report）の全文を國際労働局東京支局に於て邦譯したものである。



國際勞働局

局長年報

一九三五年

〔第十九回勞働總會に提出されたる報告書〕

國際勞働局東京支局



目次

第一章 序 論……………(一)

第二章 復興と就業……………(二)

第三章 失業対策……………(三)

 保険および救済……………(四)

 公共事業……………(五)

 労働時間……………(六)

 産業の組織化……………(七)

 金融政策……………(八)

 国際的組織化……………(九)

第四章 一九三四年の国際労働機関……………(十)

第五章 将来の任務……………(十一)

附 録

附録第一 サヴェート社会主義共和国聯邦における生産（実績並に計畫）、
一九三三年—一九三五年……………（一〇三）

附録第二 諸國における名目並に實質賃金指數……………（一〇四）

附録第三 農業保護、食糧品物價及び消費……………（一〇六）

國際 勞働局 局長 年 報

國際勞働局長 ハロルド・バトラー

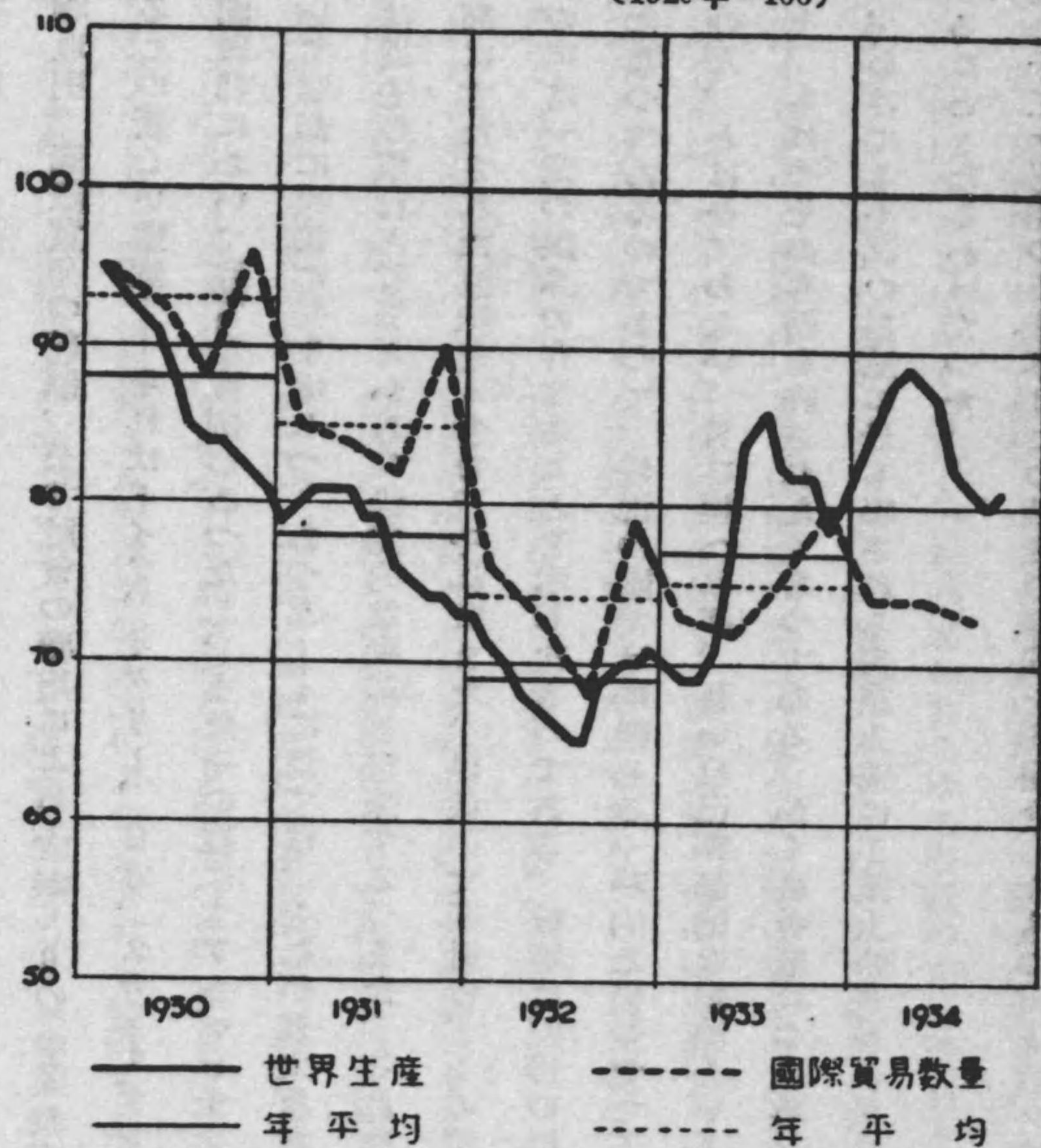


第 五 章 序 論

いまや不況の第五年は、全般的復興の望みが實を結ぶこともなく、終つてしまつた。全體として、一九三四年が一九三三年より確然たる進歩の跡をみせたことは明かである。大多數の國々において、失業は減少し続け、生産は増加し続け、貿易はより安定したまゝだつた。前年中いくらかの進歩をみせた國々では、過去十二ヶ月間になほ一層の前進が記録され、そのうち或る國々では、不況はすでに通り過ぎて過去の歴史と化しつゝあるとの信念すら流布せられた。一九三三年にドイツのナチス革命やアメリカの危機を生んだような社會的・經濟的大動亂はこの國でもおこらなかつた。そこで、世界經濟生活はより滑かな、より深い水路を通りつゝあつたけれども、しかも眞の繁榮といふ汎い、坦々たる流れに歸ることからはまだ遠かつた、と云ひ得るだらう。

事實、復興は根本的といふよりも寧ろまだ表面的なものである。國際通商は一九三三年より多少改善されたとしても、それは殆んど云ふに足りない。資本の巨大な準備はまだ持腐れになつたまゝである。爲替はより安固になつたとはいへ、本質的にはまだ安定してゐない。アメリカの銀行恐慌の當時ほど途方もない數量ではないにしても、貨幣は

第一圖 世界生産指數及び國際貿易數量指數
(1929年=100)



資料の出所—生産はVierteljahrshefte zur Konjunkturforschung (景氣研究所)。國際貿易はMonthly Bulletin of Statistics(國際聯盟)

の考察上重要とみられるものについて、注意を呼んでおいた。一例をあげると、『計畫化』——換言すれば、一定の社會的目的を達成するために政府が經濟構造と經濟事象の過程とに意識的に干渉すること——の必要が益々一般に認められるに至りつゝあることも指摘しておいた。經濟法則の恵み深い作用に對する宿命論的な信仰は到るところで破れ

再び起動して圓滑にして階調ある操作を行はせることによつてのみ達成せられること、を意味するであらう。
だが、社會的見地からみると昨年は非常に重要なものがあつた。即ち、昨年は不況襲來以降次第に強化せられつゝあつた或る種の傾向を確認し、またかくすることによつて社會思想上に生じつゝあつた根本的變革を實證したのであつた。

前年の局長年報では、恐慌の特徵のうちで將來における社會政策

殆んど到るところでまだ積上げられたまゝである。國際貸借の泉もほとんど涸渇したきりである。これら一切の兆候の示す通り、これまでに記録された勝利の確實さや永續性については殆んど安全感をもち得ない。いかにも或る國々は地歩を占めることができたのだが、他方、別の國々はこれを喪失したし、しかも後者の國々の大部分では神經過敏の度が著るしく増大した。一、二の國はその失業者数を正常な點まで減少させたと言ひ切れるだらうが、かゝる國はただ全く例外的なものである。依然として窮乏と希望の蹉跌とは廣汎に亘つてゐる。世界全體としてはまだその進路を恐るゝ模索しつゝある。世界はいまや徐々に現はれつゝある新經濟制度に對してまだ信頼をもつに至らない。況んや現在の政治制度については、最近の諸事件からしてそれが平和と安寧との固い土臺を供するものだといふ如き信頼はなほさらにもち得ない。一九三四年の末頃において全般な和協成立の兆候が微かにみえたことやザールが國際的紛議の種から消えたことなどによつて世界全體が大いに安堵の胸を撫でおろしたところをみても、復興に對する主要な障礙の一たるをつねとしたところの不安や不確實がいかに汎く行亘つてゐるか推量されるだらう。

されば、政治上の諒解の改善と波瀾に富んだ經濟上の進歩との兆候を土臺として控へ目な希望に満ちた感じとにも、一九三五年は始められた。同時におそらく人々は、今後歩むべき路の遠さと完全な復活の途に横はる障礙の恐しさを一層ハッキリと會得したことであらう。これまでに成しとげられた殆んど全ての進歩は國家的努力の結果であつて、その効果も主として國內的分野に限られてゐた。しかし、それは今日までのところ國際通商や國際金融の流れを回復するためには殆んどならぬ所がなかつた。しかも、國際通商や國際金融の回復なくしては、世界はつひに完全な、若しくは永續する繁榮を取戻すことができないのである。實際に、昨年の夏頃には上向運動が停頓しつゝある徴が幾分みられたのだが、このことは、國家的努力が限界に達しつゝあること、並にその後の進歩は國際的機械を

て、組織的な團體行動に對する要求がこれにかはりつゝあつた。一國の生活標準を破壊することによつてその社會的安定をも覆しつゝあつた不況の侵入を喰止めやうとするにあつて、輿論の強硬な主張に應へるために、諸國は次々にその自由放任的な外見をかなぐり捨てた。かくて創められたのが管理通貨政策、大膽な公共事業計畫、國家がその設計家となりまた往々にして直接の建築家ともなるところの新しい産業構造、國家の統制・指導する農業生産及び農産物取引、國際貿易の統制、公共社會の費用による大がりの失業救済、等々である。經濟問題及び社會問題に對するこの新しい態度——それはドイツ、イタリー、日本、スウェーデン、アメリカ合衆國及びサヴェート社會主義共和國聯邦において豊富な實例があつたし、またその他にもアルゼンチン、オーストリア及びイギリスなどの國々において明かに次第に勢を増しつゝあつた——に就ては、それが重大な意義をもつことを一年前に指摘しておいた。それは過去の慣行と哲學とからの決定的な脱却を意味する。また、それは恐慌に追詰められて世界が退つ引きならぬ轉向點に立たされた意味をも含む。それはまた、現代の文明社會がその慣れ切つた經濟的・社會的安寧の崩壊を耐へ忍ぶのには一定の限界の存することを示したものである。彼等は既得の標準をば質實な生活上の最低の要件と目するやうになつてゐるのであつて、好況の際だけに樂める一時的な俄景氣で不況になれば一言の不平等も洩らさず諦めるべきものだ、とはみてゐない。言ひ換へれば、舊い自己調節的な經濟といふものは、社會福利の維持を保證するのでない以上、もはやその存續を許されなくなつてゐる。かく社會福利の維持を保證し得ない場合には、社會一般の利益のため、わけても不況の暴威に最も曝される農業上並に工業上のグループの利益のため、どうしても政府が乗出して干渉することゝなるわけだつた。

過去十二ヶ月間の出來事はこの態度の轉向を裏書きしたものだと言へやう。復興の兆が現はれるにつれて弱まらな

いのみか、團體的な行動や組織を要望する聲はかへつて強まつてきた。いまでは一國の安全そのものでさへその國境の不可侵性にかゝるばかりでなく、その國のあらゆる階級の市民に對して秩序正しい、充分な生存を供する能力があるか否かにかゝつてゐるかにみへる。有名なアメリカの一著述家が巧妙にも述べた通り「その人民に對して生活標準を確保するといふ任務はいまだは國家的獨立の保全と同様に國家の基本的義務となつてゐる」(註一)。この義務を怠つた場合には、吾々のすでに目撃した如く、國家的統一は壊滅に瀕し、法律や秩序は崩潰し、ヨーロッパでは十七世紀以來みかけなかつたやうな徒黨兵が発生したのである。

(註一) Walter Lippmann: *The Method of Freedom* (1934), p. 35.

これらの事柄はすべて、精神的並に物質的利益の保全のためにいまや教養ある社會に醸されつゝある壓倒的な壓力を表徴するものであつて、彼等はこれらの利益を目して文化生活の内面的・本質的な一部であるとしてゐるのである。以前には、失業とか、窮乏とか窮迫とかはなにか盲目的な、逃れやうのない天の配劑だとみられてゐたので、經濟的緊張に對する社會組織の耐久力も無制限なほど強かつた。今日では或る程度健康や、快樂や福祉などは本來の權利とみなされ、社會は組織された團體的努力によつてこれを保障すべきであり、否、保障せざるを得ないものだとしてゐるので、消極的な辛抱力はすつと早く爆破點に達してしまふのである。

この共通の態度はボーランド商工大臣フロヤ・ラハン氏(註二)によつてよく要約されてゐる——しかも氏自身は民間企業が失敗したとか經濟關係の變化によつて新しい情勢が生じたとかの場合でなければ國家の干涉には反對してゐるのである。氏は曰ふ「やれ事業だ、法制だ、バンド、關稅だ、仲裁だ、救済だとか、それ融資だ、補助金だ自己の自由だとか他人の取締だとか、市民達はつねになんらかの要求を國家に出しつゝあるのであります。かくの如

く全國を通じてまた社會のあらゆる階級におきまして、各人がなんらかの種類の救済なり、援助なり、干渉なりの要求を少くとも一日に二度ぐらひ國家に提出しつゝある時に、何故吾々は干渉についている／＼な不平の聲を聞くのでありませうか。率直に申し上げれば、干渉論者の傾向を示しつゝあるのは政府ではなくして、社會なのであります』

(註二) 一九三五年一月廿三日、國會財政委員會に對する演説。

政府の行動をもとめるこの要望は、現下の窮乏がなんら自然の失敗によるものではなくして、人々が自然の生産物を必要とする者にこれを與へることに失敗したによるものである、と言ふ明白な事實によつて、益々強められた。早害とか洪水とか厄病とかによつて齎された往時の經濟恐慌に對しては、残された食糧品をできるだけ公平に分配する以外には施す術もなかつたのである。今日では、缺乏の問題は科學と世界資源の共同計算コモン・カールキュレーションによつて解決されてゐる。誰一人餓死することも要らなればかりか、實際において、消費量に比較すれば食糧及び原料の方が過剰である。農民は人々の手に亘るやうに現實に供給するのに、何百萬もの人々は供給の不足から非常な營養不良となつたり餓死に垂んとしつゝあり、しかも農民はその勞働に對する正當な報酬を得ることもできないのである。この矛盾こそは人々の意識のうちに深く彫み込まれたし、またおそくは他の何物にも勝つて、經濟制度に對する民衆の信念を破壊するのに力があつたであらう。豊穣の存するところでは、一般の最善の利益となるやうに人間の先見遠慮と組織力によつて、その正しい分配を行うことができるし、また行はなくてはならぬ、といふ議論は全く誰が聞いても尤も千萬なのである。この豊穣をば、なんらかの曖昧な法則——しかもどうも作用しそもない法則の御意のまゝにまかせておくべきだ、といふことは耐へ難いことだし、わけでも人間の他の活動分野において科學と技術との達成した煥然たる勝利に照らせばなほさらそうである。されば、政府が航空、無電施設及び精密な國防制度の設定に費したの

と同じ精力、同じ創意、同じ注意を、今後は衣食住の如き本原的な必要を文化的に提供するために費すべきである、と期待しても當然のことと思はれる。

この深刻な心理上の變化がハッキリ表はれたことこそはおそらく現下の不況からうけた最大の教訓であらう。この教訓は、その色彩の保守的と進歩的とを問はず、民主的と獨裁的とを論せず、あらゆる文明國のあらゆる政府が體得したところである、一切の政府はみな、ムソリーニ氏の所謂『個人的利潤を強調した舊い經濟制度から團體的利益を目指しつゝある經濟制度への轉換』(註三)を益々意識するやうになつてゐる。これと同じ思想を表現して、ルーズヴェルト大統領は、復興の程度を測る尺度は『單なる金錢上の利潤よりも貴い社會的價値を吾々がどの程度まで實現したか』にあると定義したのである。(註四)

(註三) 一九三四年十月六日、ミラノに於ける演説。

(註四) 一九三三年三月四日、就任演説。

その人民の政治的安全のみでなく經濟的安全をも確保するといふ國家の責務がいかに重且つ大であると認識されるに至つたかを示すために、多くの國々の政治家の言説から一聯の引用句をあげることは容易であらう。經濟的變動の風や潮のまにまに流されるどころか、『一國の生活標準』はなんらか割譲し得ざるもので、國家の念慮の最前線を占むべきものとみられるやうに益々なりつゝある。このことこそは『計畫化』の要求の眞の源泉なのである。『計畫化』はもはや、單に能率増進の手段であつて生産の増大をもたらし世界市場の分け前を擴大するだけのものだ、とはみられてゐない。その主たる目的は社會的なもので、ヨリ多くの富だけでなくそのヨリ善き分配をも保障すること、原料の無駄だけでなく人間價値の無駄をも排除すること、である。その追及すべき一般的目的是『過小消費問題を解決し

または生産を消費に適合させること、富と生産物とをより公平に分配すること、現存経済組織を人民の役に立つやうに適應させること」(註五)である。従つて、社會現象と經濟現象との差別はもはや舊い自己調節制度のもので行はれたやうには定義され得ないこととなる。政府の行ふ展望もはや片眼ではやれない。社會的結果と經濟的結果とは同時に眺められる。或る特定の方策については、この二つの形相のうちどちらか一方を特に重視することもあるだらうが、視野はつねに意識的に兩者を含んでゐるのである。

(註五) Franklin D. Roosevelt: *Looking Forward*, p. 32.

昨年の年報においては「計畫化」の方向に沿つて行はれた諸種の試みに對して注意を喚起しておいた。すでに指摘した通り、社會立法と團體交渉、トラスト及びカルテルによる生産及び分配の規制、國家による公益事業の運営、關稅と割當制とによる通商交易の統制——これら一切は經濟力の自由な發揮に對する意識的な干渉を伴ふものである。最近數個年間に於いても、フランス、ドイツ、イギリス及び合衆國における農業に對する國家の干與、アルゼンチン、オーストリア、ドイツ、イギリス、日本、スウェーデン及び合衆國のつた貨幣政策、イタリー及び合衆國で創められた新形態の産業組織、多くの國々の採用した大がかりな公共事業及び失業救済計畫、並に最後にサヴェーイット社會主義共和國聯邦の總括的な計畫經濟——これらはその社會的目的の程度こそ非常に異なれ、またその方法こそ甚しく相違すれ、いづれも舊い自由放任主義の全般的な拋棄の意味を含むものであつて、「計畫化」の急速な進展について數多くの實證を供したものである。

一九三四年中もこの傾向は強化されたばかりでなく、その成果も現れ初め、そのうちには力強い感を抱かせるものすらある。それだから、この年報の主たる任務はこれらの展開の社會的結果をあとづけることにあるであらう。こゝ

では昨年中の經濟上の出來事の詳しい概観を行はうとするものではなく、たゞ社會的な聯關においてこれらの出來事を一瞥しやうとするにとどまる。かうしたならば、いま現れんとしつゝある新しいタイプの經濟構造の社會的意味について、また社會計畫化に伴ふ實際上の諸問題について、より明かな見解を得ることができであらう。かくてこそ國際労働機關に關係ある特定の事象へと容易に移ることができたらう。吾々は機關の創設者達のよく知つてゐた状態からはすでに速く移動してきたが故に、これまでに達せられた段階を再吟味し且つ今後行くべき路の方向を見定めやうとしても決して早過ぎはしない。吾々の氣にかけてゐるのは單に當面の恐慌の問題だけではなく、吾々の眼前におこりつゝある深刻な變化が將來について否應なしに考へさせるところの新しい方位のことである。だからこの年報は刻下の焦眉緊急の問題を取扱ふ討論のためだけにではなく、國際労働機關の將來の指導のために労働總會からならぬかの想念を喚起したいと望んで、立案されたのである。合衆國とサヴェーイット社會主義共和國聯邦との加盟によつて國際労働機關の視野が大いに汎くなつたことは、このやうな總體的な概観をいやが上にも必要ならしめてゐる。個人の生活も團體の生活も畢竟移り變はる情勢に絶えず適應する過程にほかならない。新しい環境や變つた事情に對して所要の適應を行ひ得ないといふことは生活力の減退を意味し、生活力の減退はやがて停滯、崩壊、つひには死滅へと導くものである。國際労働機關もこの萬有の法則から免れるものではない。全般的な棚卸しの時期はもはや一刻の猶豫をも許さない。かゝる次第とて、その議題がすでに重い負擔となつてゐる今年の總會に對して、かゝる根本的な考察を提案することもまた萬止むを得ないところである。

第二章 復興と就業

従來のこの年報では、失業の程度は、社會的見地から不況克服のために執られた措置の成果を測る證據とされてゐた。失業計數が現に經濟的見地からも復興の證據としてますますひろく認められつつあることは前章において指摘した展望の變化を暗示するものである。嚴密に云へば、これは觀念を混同してゐるかもしれない。しかし、生産の増進、小賣の増大、證券の値上りは、それに相應する失業の減少が伴ふのでなければ、それだけでは充分だとは見ない輿論もあるのである。この強調點の變化からもつと根本的な失業匡救策が講ぜられなければならないといふ機運が増大してきてゐる。些しばかりの繁榮は、もしそこに成年男女、少年少女の失業者—社會が彼等の創造力及び稼働力のはけ口を見出してやる事が出来なければ、彼等の生涯は、現在及び將來とも萎微衰退してしまふ——の大軍が依然として存在してゐるならば、到底もち堪へられるものではない、と考へられるようになった。

恐慌の進行するにつれて、一般の大衆は慢性的失業の生む人類の悲劇を痛切に認識するようになった。そして第一に考へ付かれたのは現金又は物品による救済で困窮を緩和するといふことであつた。この方法の採用は急速に一般のものとなつた。それは比較的容易な解決策のように見えた。だが、時のたつにつれて、それは現實の飢餓を避け得ても、失業が長びく場合には個人及び家族の榮養不良や意氣沮喪の加はるのを防ぎえないことが判つてきた。またそれは年少者の場合には全然何等の解決をも與へるものでないことが實際に認識されつつある。もし彼等がその生涯の成長期において仕事を覚え、その精力を何等かの積極的・生産的目的のために向けることが出来なければ、彼等の道

德的素質は永久に衰退するであらう。

その結果として、仕事を以てしない救済では不充分だとする反動がはつきりと現はれてきてゐる。深刻なる不況の重壓の下に、景氣の時がくるまで公共の費用で失職者の生活を支へることは最早適當でないと思はれてゐる。國家が間接に産業の復興を促進するか又は直接に全國的發展の給職計畫を創始して仕事を作る措置を精力的に講ずる必要があるといふ主張が明かに強くなりつつある。かくて、合衆國ではルーズヴェルト大統領は救済をば「人間精神の巧妙な麻酔的破壊者である」と難じて、左の如く宣明してゐる——「余は吾が國民の活力が現金、買物籃の給與、一週數時間の公園の落葉の撮集めや草刈りや紙屑拾ひの仕事と與へることによつて、この上減殺されることを欲しない。吾々は多數の失業者の窮乏を防ぐだけでなく、彼等の自尊心、自恃心、勇氣と決意を失はせないようにしなければならぬ」(註一)。同様に、加奈陀の首相ベネット氏も施與をば「吾々の經濟制度に對する最終にして完全なる斷罪宣告であつて、もし施與を廢止することができない位ならむしろ經濟制度そのものを廢止すべきである」と攻撃してゐる(註二)。不況の初期にムソリーニ氏は「労働者を失業者の状態に慣れさせ失業給付よりも國の富を増加させ公共事業を選ぶ」と言明してゐる(註三)。大ブリテンでは、窮乏地域について報告することを命ぜられた四名の委員は舉つて國營の公共事業、植林又は土地移植計畫を始むべきことを懇願した。しかし、政府がこの目的のために二百萬磅の支出を提案した時に一般の批判がこの支出を未曾有にして異例のことだと云はずして不充分だと評したことは注目すべきことである。失業保險の最初の考案者たるウィリアム・ベヴァリッジ卿は給付を受け盡した時に「引續き失業せる失業者は全く現金支給を必要としない」と主張してゐる。氏は「政府の全力と吾が國民の現にもつ凡ゆる創意とを傾倒して窮乏地域又は衰退せる産業の問題を改めて吟味すべきである」と説いてゐる。獨逸と瑞典では、仕事の給

與は、復興のために講ぜられる措置について拂はれる其の他のあらゆる考慮よりも優先的に取扱はれてゐる。これらすべての事例は——その他にも同じような例を擧げることが出来るが——考へがどこに向つて動きつつあるかを示してゐる。就業状態の良否如何は現にその健全性の最終的證明手段として金融的及經濟的措置にひろく適用されつつあり、昨年社會史を回顧する際にそれらの措置が先づ最初に判断されるのはこの見地からである。

(註一) 一九三五年一月四日議會に送つた教書。

(註二) 一九三五年一月二日の放送演説。

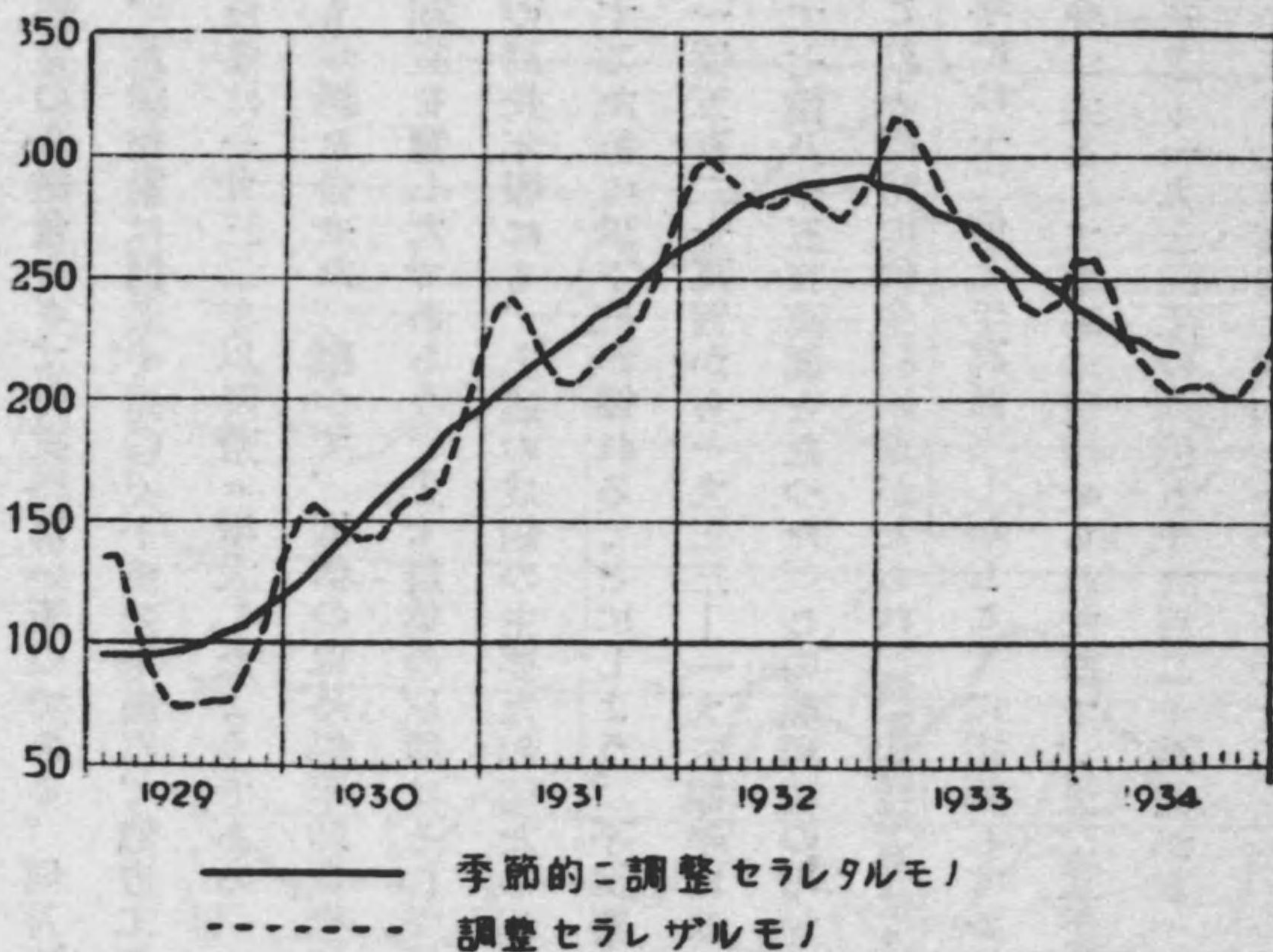
(註三) 一九三一年一月一日の放送演説。

(註四) 一九三五年二月十二日の放送演説。

失業緩和のためのいろいろの努力に伴つた成果を測るためには、先づ第一に昨年中の就業の動きを分析してみる必要がある。さきにも述べたように、一九三四年は一九三三年に比べて全般的な改善が認められる。それは世界失業の曲線を示す第二圖から見ても明かである。季節的變動を問はないとすれば、失業は一九三二年秋に絶頂に達し、當時における指數は二八〇(一九二九年=一〇〇)であつた。それ以後、一九三四年七月——當時の指數は二一七——に至る迄確實且つ不斷に低下した。この失業の一般的減少は、引續き一般的上昇傾向を示してゐる世界生産の動きに相應してゐる。それ故に昨年の年報にも述べた世界における就業状態の改善は一九三四年中も引續いて起つた——尤も春以後は改善の足取りは鈍りはしたが——といふことをまづ發足點とすることが出来る。

しかし乍ら、いさ少し詳しく統計を吟味してみると、この進行は極めて不均等に配分されてゐることが分る。全世

第二圖 失業の國際指數
(1929年=100)



界の總計は當然に極めて概括的な近似的な推定であつて、個々の國々の就業記録の間の大きな相違をカバーしてゐる。従つて就業を増加又は減少するに働いてゐる力をはつきりと掴むためには、國內記録に注目して、これを分類して見る必要がある。いふまでもなく、諸國の就業及び失業統計は國際的比較のために充分な基礎として役立つものではない。これらの統計は決して一樣な制度の上に設定されたものでないから、用心してこれを使用しなければならぬ。それでも各國における就業、失業物價及び生産について利用し得る資料を蒐集してみれば、その一般的情勢について相當はつきりした概念を作ることが出来る。

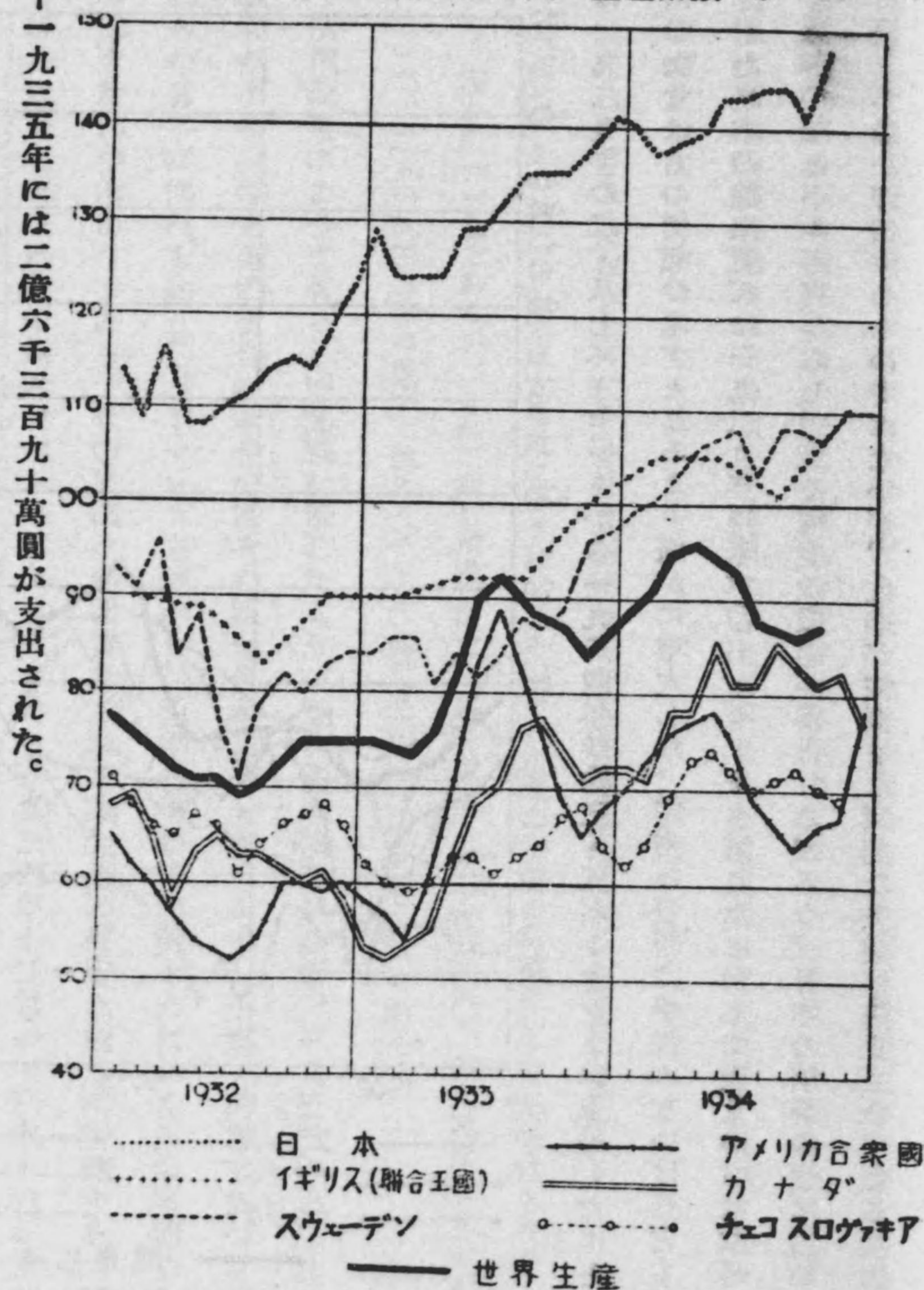
これらの資料を一瞥して大體のことが推量出来るように、その爲替相場を平價に維持した國々は、一二の例外はあるが、その通貨を減價した國々よりも一九三四年は決定的に不幸な目に遭つた。この一般的指標を一步進めて、一聯の國々を通貨政策によつて大別してその就業及び經濟状態に注目することは有用であらう——尤も通貨が必ずしもこの状態を決定する唯一の若くは決定的な要因でない

といふことを念頭において。

先づ最初に現在において最良の就業記録をはつきりと示してゐる日本のことから始めよう。昨年中この國の失業計数は引續き低下して、遂に九月には工業労働者の僅かに四・九パーセントが失業してゐるに過ぎず、これは繁榮期における正常の失業量とみて差支へないものである。同月において、失業計数は一九三〇年九月よりも八・九パーセント低く、就業計数は同じく二〇パーセント高く、他方工業生産は三五乃至四五パーセント方増加した。それだから、工業雇員数は一九三二年以降著しく増大したようである。工業は失業者の大部分を吸収したばかりでなく、人口の年次増加とも歩調を合せた。翻つて、圓價の低落以來卸賣物價は約二〇パーセント方騰貴したが、このことは農業人口に多少の利益を齎したであらう。尤も農業の状態はそれでも依然として困難ではあるが。

昨年の局長年報にも、上述の成績の主要な起因たる高橋蔵相の積極政策について少々記述しておいた。これを更に明かにするために以下些か觸れることにしよう。不況襲來以降毎年、豫算には巨額の赤字が出て、一九三一—一九三二年の一億五百二十萬圓から一九三三—一九三四年には九億三千二百四十萬圓に上り、一九三四—一九三五年にはやゝ減じて七億八千五百萬圓となつた。この間租税の増加は極めて微々たるものであつて、この赤字は公債によつて補はれ、これと同時に低金利政策がとられ、紙幣流通高は多少の膨脹を示した（一九三一年には十一億四千三百萬圓、一九三四年には十二億七千萬圓）。しかしこゝに指摘しておかなければならないのは、これらの方法によつて得られた追加的経費は主として國防に使用せられたので、公共事業には一部だけしか當てられなかつたことである。國防費の支出は一九三一—一九三三年の六億五千九百二十萬圓から一九三三—三四年の八億一千九百萬圓並に一九三四—一九三五年の九億三千七百萬圓に増加したのであつて（註五）、一九三一年以降鉄鋼の生産高が八〇パーセント方、鋼鐵のそれ

第三圖 通貨價値の低落したる國の生産指數 (1928年=100)



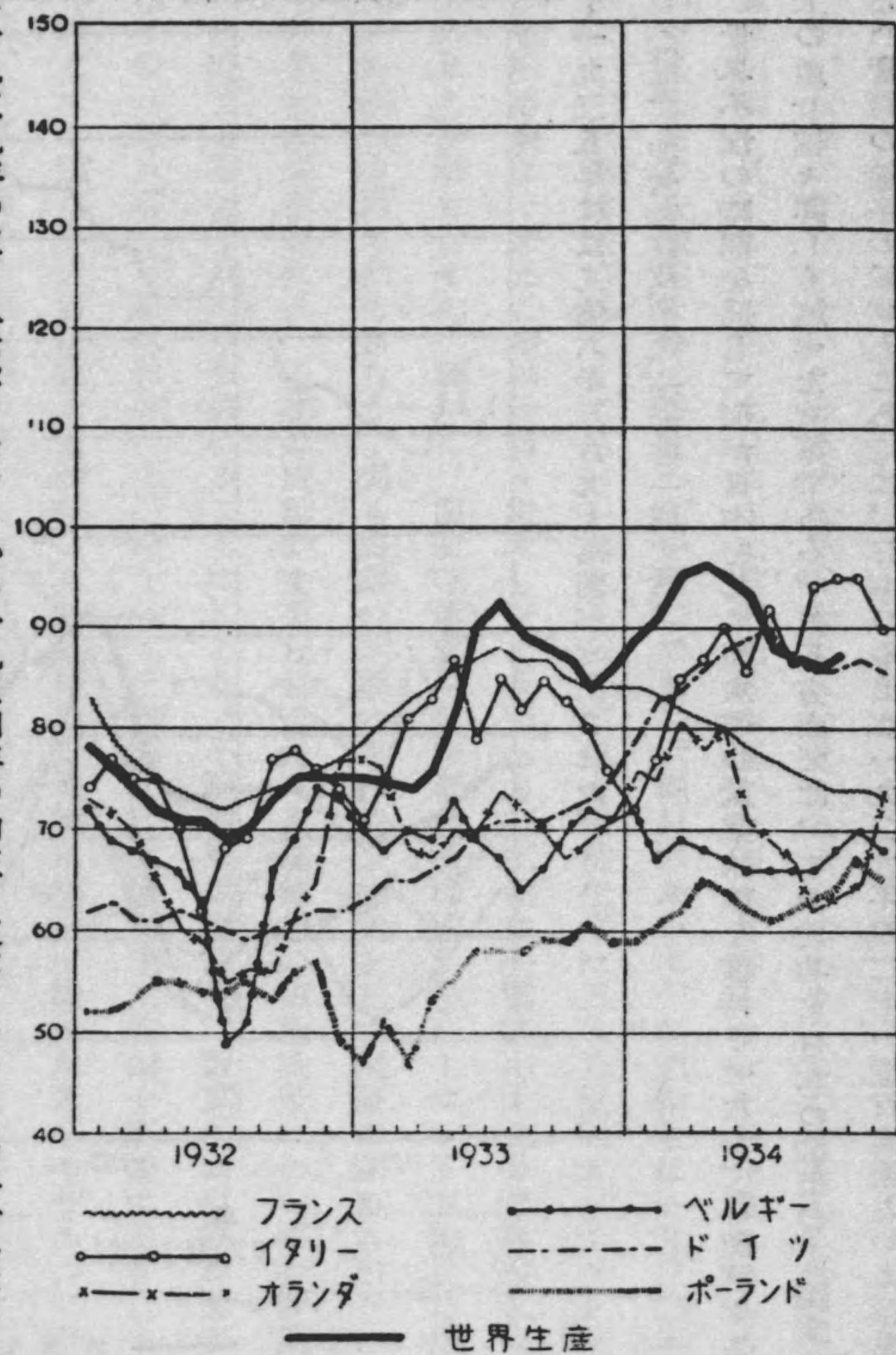
資料の出所—Monthly Bulletin of Statistics(國際聯盟)及び Vierteljahrshefte Zur Konjunkturforschung(景氣研究所)

が九〇パーセント方増加したのは疑ひもなく主としてこのためである。公共事業其他の救済については、一九三一—一九三三年には二億五百五十萬圓、一九三三—一九三四年には三億六千五百三十萬圓、一九三四

(註五) 非常時財政讀本、阿部賢一博士著。

世界不況の時期を通じて何が日本をして高水準の就業状態を維持させたか、を理解することは重要であるので、以上の通り稍々詳しく述べた次第である。或る方面では、この成功を日本の輸出の大躍進に因るものと見る傾向がある。實際の數字の示すところでは、日本の輸出は一九二九年の二十一億百萬圓といふ頂點から一九三一年には十一億

第四圖 通貨價值の低落せざる國の生産指數 (1928年=100)



資料の出所—Monthly Bulletin of Statistics(國際聯盟)及び Vierteljahrshefte Zur Konjunkturforschung(景氣研究所)

千八百萬圓に低下し、爾後再び着實に増加して一九三四年には總額二十億三千四百萬圓つまり不況以前と略々同じ額に達した。勿論この間世界貿易の金價額は相當縮減したのだが、それにしても日本の占める割合

は一九二九年の二・八七パーセントから一九三四年の約三・五パーセントに上昇したにとどまる。いかにも日本の輸出の物量は右の價額の示すところより遙かに増大した。精密な資料は手許にないけれども、一九三二年に於て金に換算した日本の輸出價額は一九二九年以來六〇パーセントも減じたに對して數量の方は六パーセント弱だけ減じたに過ぎなかつたといふ事實からして或る程度概念が得られるだらう。日本の繁榮の裡に占める外國貿易の要素の重要さを決して過小評價するものではないが、生産が恢復され深刻な失業が防止されてゐる主因は政府の積極政策のうちに

見出されることは疑ふわけにいかないだらう。高橋藏相はやがて政策の変更が必要となることは認めつつも、現在のところ豫算の不均衡は金融の安定上何等の危険をも伴つてゐないと言明してゐる(註六)。現在までのところ、日本の積極政策は就業状態と事業活動を促進する上に不思議な程成功して來たし、累加する公債負擔の如きも堪へ難きものとはならないようである(註七)。

(註六) 一九三四年十二月二十二日日本經濟聯盟會主催の懇談會における藏相の應答。

(註七) この點において日本は殊に恵まれてゐる、一人當りの公債の負擔は一九三四年はスキス・フランになほして現はせば、

僅かに一九であるが、これに對し獨逸は二二〇、スウェーデンは三〇〇、伊太利は六五〇、合衆國は六七〇、佛蘭西は二、二二二(一九三二年の數字)並にイギリス(聯合王國)は二、七二四である。

積極政策によつて著るしい進展を示したもう一つの國に瑞典がある。一九三三年十二月に十三萬人の登録された求職者があり、他方労働組合の報告ではその組合員の二七・七パーセントが失業者であつた。一九三四年七月までにこれらの數字は何れも約五〇パーセント方減少し、同年のその後の數ヶ月はいくら増加したが、それは季節的のものに過ぎなかつたようである。この成績は外國貿易並に工業生産の着實な増加に對應する。工業生産は一九三三年十二月における一九二八年平均の九七・一パーセントから一九三四年十二月の一〇九・六パーセントに上昇した。こゝで政府は英貨磅より約七パーセント下廻る程度に通貨を切下げた後、再び借入金によつて賄はれる思ひ切つた公共事業政策を採用した。一九三三—一九三四年においては豫算の赤字を覺悟の上で、これまでいつも租税によつて支拂はれてゐた公共事業で歳入を生ぜざるもの經費を増額した。政府の豫定では、借入金總額は二億六千九百萬クラウン—通常の豫算の二五パーセントに等しい—であつたが、事實、實際に支出されたのは僅に約一億六千三百萬クラウ

ンに過ぎなかつた。一九三四—一九三五年の豫定額は二億八千二百萬クラウンであつた。この借入金支出の計畫を進めるために、特に有利な金融上の條件を利用した。主として通貨の減價による輸出の促進と輸入の制限とは多量の金及び外國爲替の流入に貢献し、低金利政策を可能ならしめた。長期利率は着々低下し、政府公債の利子は一九三三年五月には四・二二パーセントであつたが、一九三四年末には三・〇一パーセントとなつた。前述の數字の示す如く、これらの措置によつて著るしい改善が齎された。政府は一般情勢が殆んど正常であることを確認して、一九三五—一九三六年の豫算をいくらか舊來の方針に立ち歸つて立案した。借入金による支出は再び歳入を生ずる事業に限られることになり、一億三千七百萬クラウン以下と見積られてゐる。輸出の増大と低金利と公共事業計畫との組合せによつて瑞典は不況切抜けに著るしい成功を収めた。丁抹、芬蘭、ヨリ少ない程度において諸威もまた一九三三年より改善を示したが、何れの場合にも就業状態は未だ充分とまでは行つてゐない。

積極的措置によつてその經濟的地位を改善した其の他の歐洲諸國の中で、ポルトガルは活潑な金融及び公共事業政策をとつて著大な成功を収めた點において銘記されなければならない。サラザール教授の指導の下に、同國の經濟及び金融全體の情勢が過去六ヶ年の間に著るしく改善された。

大ブリテン及び北部愛蘭では一九三三年に記録された改善は稍々緩慢ではあつたが全體として一九三四年中も續いた。失業計數は一九三三年十二月の二、二六三、〇〇〇人から漸次減少して一九三四年十二月には二、〇八六、〇〇〇人となつた。全部及び一部失業の指數は一九三三年は平均して二〇パーセントであつたのが、一九三四年六月には約一六パーセントに低下し、同年の殘餘の期間は略同じ水準に留まつた。他方大ブリテンにおける就業者數は現在は一九二九年の平均に等しい。しかし乍ら、一九三四年六月において約百二十五萬の求職者が存在し、この外にその後

に起つた九十萬の産業人口の増加は大部分は未だ吸収されてゐない。この未だなほ部分的ではあるが可なりの恢復を招來する上において、通貨の減價及び低金利の信用を擴張するために講ぜられた諸種の措置は主要な役割を演じてゐる。建築業における非常な景氣は前述の後の方の原因に歸せらるべきである。住宅建築の指數（一九二八年—一〇〇）は一九三一年には一〇〇・九であつたが、一九三三年には一五五・三に、一九三四年には一七三・四に上つた。この活動は多くは私人の創意によるものであるが、貧民宿掃掃事業に對する政府の援助によつて或る程度において助力を與へられた。工業生産は全體としては一九二八年の水準よりも増大した。他方において、輸出は、同年を通じて徐々に恢復したが、なほ一九二四年のその英貨價額の僅に半分に過ぎなかつた。數量に關しては、過去四ヶ年間を通じて殆んど變化がなく、一九二九年物量の推定百分率は一九三一年は六二・七、一九三二年は六二・九、一九三三年は六四・二、一九三四年は六九・一である。かくの如く、可なりの進展はあつたが、依然として深刻な失業問題は解消してゐないのであつて、かくて既に講ぜられた措置を補足するために活潑な公共事業政策を要望する聲が多くの方面で起つてゐる。

合衆國では、生産及び物價は一九三三年三月の低點から可なり上昇してゐるが、失業者の數はまだ相當多い。救濟名簿に記録された者の數は現實に増加を示した。それといふのはこれまで援助の申請を差控へてゐた男女が貯蓄を使ひ果して助けを請はなければならなくなつたからである。公式の數字がないので正確に失業の總數を推定することは出来ない。米國勞働聯合は失業者の總數を一九三四年十月において一〇、六七一、〇〇〇人——一年前と略々同じ數字（註八）——と計算してゐるが、他方製造工業に關する雇傭主の報告によれば同年を通じて就業指數は一九三三—二五年平均の七〇乃至七九パーセントの間を上下し、前年よりも約一〇ポイント方上昇してゐる。同様に生産は些

少の一般的改善を示した、尤も夏期は低下して秋期に稍々回復したのであつたが。耐久財製造工業及び建築業は特に依然として不振を極め、後者はその一九二三—一九二五年の活動の三〇パーセント弱で操業した。一九三四年になされた進歩は、特に政府の支出が尨大であつただけに、失望を感じしめた。しかしながら、次の二點に留意しなければならぬ。恐慌を生んだ根本的な不均衡は合衆國においては他のどの國におけるよりも大きかつたし、經濟制度の受けた打撃は復興を長引かせ困難なものとした。議會が可決した巨額の支出さへも、私的事業における投資を云ふに足りないほどの僅かな額に縮減してしまつたところの信用の缺如から生じたギャップを埋めるには充分ではなかつた（註九）。第二に、可決された資金の大部分は實際に使用されなかつた。例へば、三十七億弗を振り當てられた公共事業の場合に、一九三四年未だに現實に支出されたのは僅に二十億弗に過ぎなかつた。その時までには公共事業計畫に關聯して直接に就職した者は百萬人餘りであつた。この費目による支出額の累増は部分的には昨年の最後の數ヶ月間において現はれた改善の徴兆を説明し得るものであつて、この巨額の資金が政府の諸機關を通じて流通過程に入つてこなかつたならば、經濟及び就業状態は現實に經驗したところよりもきつともつと悪化してゐたであらう。日本の場合と同様に、今日までのところ米國の公債の起債高は同國の金融上の安定を脅かすほど巨大なものではなく（註一〇）、政府は一九三五—一九三六年度豫算に公共事業のために四十億弗を計上してその積極政策を踏襲する意志を表明した。これによつて三百五十萬人を復職せしめることが期待されてゐる。合衆國において得られた成績は相當樂觀的な或る種の豫想には及ばなかつたけれども、一九三三年三月以降素晴らしい進展のあつたことは確かだし、もし政府の大膽にして大がかりな行動がなかつたとすれば、この進展も成就されなかつたであらうといふことも等しく確かである。

（註八）この數字には公共事業、救濟事業に備使される者及び常人豫備隊キャンプに備使される者を含む。

（註九）合衆國の私的事業における新資本投資（單位百萬弗）（聯邦準備局公報、一九三四年十二月）

一九二九年……………	八、〇〇二	一九三二年……………	三三・五
一九三〇年……………	四、四八三	一九三三年……………	一六・〇
一九三一年……………	一、五五一	一九三四年……………	一四四（十一月）

（註一〇）第一七頁の註七を見よ。

加奈陀では一九三四年において生産及び失業の兩指數とも著るしく改善された。工業生産指數は一九三三年は平均して一九二八年總體の僅に六五・二に過ぎなかつたが、昨年は大抵の産業部門に起つた上向運動を反映して七九・五に上つた。同様に労働組合の失業率も前二ヶ年間は平均して約二二パーセントであつたが、一九三四年は一八パーセントに低下した。但し職業紹介所によつて登録された求職者の數は一九三三年におけるよりも稍々多數であつた。

其他の大抵の米大陸諸國については利用し得べき就業統計がないが、これらの諸國中大抵の國々において相當の改善があつたと信すべき理由がある。アルゼンチンでは外國爲替市場の改組は輸出向農産物價格の改善を可能ならしめ、それはまた一般の經濟情勢を緩和した。同時に、失業救済のために公共事業計畫が實施された。ブラジル及びペルーでは、稍々異なつた方法が採用され、こゝでもまた一九三三年よりも明かに一歩前進した。ブルジルではブラジル生産物の海外販賣量の減少に因る輸入品の金融難に刺戟されて製造工業の著るしい發展が見られた。石炭、纖維、金屬製品の生産高は急激な増加を示し、産業雇傭の量は増加した。チリーでは求職者數は一九三四年一月の六萬五千人から一九三五年一月には一萬八千人に減少した。同様にメキシコの經濟状態も一九三四年を通じて改善をつゞけ、

特にそれは輸出に關して著るしく、その價額は一九三二年の月平均二千五百三十九萬ペソから一九三四年には約五千萬ペソに増加した。新大統領カーデナス將軍はその就任に際し、工業、農業及び商業の復興を計るとともに仕事の無い者に對して職業を新に設定するために一九三三年に立案された社會化六ヶ年計畫を遂行する意志のあることを聲明した。

濠洲では一九三四年は羊毛の價格の著るしい下落によつて不況の影響を蒙つたにも拘らず事業活動及び就業には改善があつた。労働組合員の失業は一九三三年の最後の四半期における二三パーセントから一九三四年の對應期には一九パーセント未満に低落した。この改善は半ば一九三三—一九三四年の輸出期において輸出物價が騰貴——この騰貴は現在は維持されてゐない——したために購買力が増加したことに、半ば公私ともに投資の増加したことに起因してゐるようである。殊に、建築業は不況開始以後におけるどの年よりも遙かに活況を呈した。ニュージールランドでもまた一九三三—一九三四年の輸出期における収入の増加の結果として失業はいくらか減少し、一般情勢は改善された。しかし乍ら、輸出物價は低水準に留まり、大ブリテンへの嚴重なる輸出制限を見越して強められた農業生産者の困難は、輸出の統制及び調整と農業金融の復活とのために重要な法制的措置をとらしむるに至つた。

支那と印度の情勢についても——尤もこれらの國は何れにも失業統計はないが——少しく觸れるであらう。支那では、銀恐慌は合衆國々庫の行つた銀買入れのために經濟情勢を一層悪化した。一九三四年秋には、銀の價格は一九三一年に出現した低價格、一二片八分の一の倍以上になり、この銀價の騰貴は支那の爲替相場に重大影響を及ぼした。その結果として貿易差額の逆調は莫大な銀の輸出を誘發しつゝ一層悪化した。このことは更に國內購買力の減退、物價及び取引の部分的崩壊といふ形をとつて惨めな結果を生んだ。この進行を停止するために、支那政府は十月に銀

に對して一〇パーセントの輸出税と、爲替相場を銀より切り離し英貨に結び付けることを目的とした「平衡税」とを課した。更に、合衆國は支那の陳情を容れて同年の最後の三ヶ月間に銀の買入れを緩和した。

印度では、利用され得る資料はなんら情勢に大きな變化のなかつたことを示してゐるが、ある程度の改善はあつたようである。輸出も輸入もともに一九三三年におけるよりも明かに高い水準にあり、他方綿布製品、鉄鐵及び鋼鐵並にその他の若干の商品の生産は、鐵道収益の數字と共に、かなりの増加を示した。恐らく最も頼もしい徴候は、從來極めて低い水準に落ち込んでゐた一聯の原料品の價格が恢復したことであらう。これら總ての要素を考慮して、總督は同年末に「印度は經濟不況の最低點を通過し、ある程度の上向運動が現はれてゐる」と述べた(註一一)。

(註一一)一九三四年十二月十七日の印度聯合商業會議所(The Associated Chambers of Commerce of India)における演説。

最後に、チ・コスロヴ・キアは自國の物價と世界物價とを調和させることを目的として、意識的に通貨切下を行つた一つの事例として擧げなければならぬ。一九三四年二月に、チ・コ・クラウンの金價額は一六・六パーセント方切下げられた。當時、同國の輸出貿易は一九二九年の輸出價額の七〇パーセントを失つてゐたのだつた。通貨切下げ後、生産及び輸出の量はいくらか増加し、貿易收支は決定的に改善された。しかし乍ら、これらの利益が就業の上及びぼした反作用は大して著るしくはない。求職者數は一九三四年の各月とも一九三三年の對應月におけるよりも少なかつたけれども、まだまだ多い。一九三四年十二月には、一九三三年十二月の七十八萬人に對しなほ七十五萬二千人の失職者があつた。

以上に概観したところから明かであるように、不況襲來以後において通貨を減價した國々は悉く多かれ少なかれその就業狀態を改善してゐる。しかし乍ら、この結果が金本位の放棄によつて可能となつたところの私的事業に對する

資金の簡易なる融通、國內發展計畫のための借入、低金利、國內信用擴張の諸政策よりも寧ろ通貨の減價そのものに因るものであるかどうかは問題である。次には、その通貨を金に對する一定の關係において維持した國々の實行したデフレーション政策が如何なる結果を齎したかを検討してみることが残されてゐる。

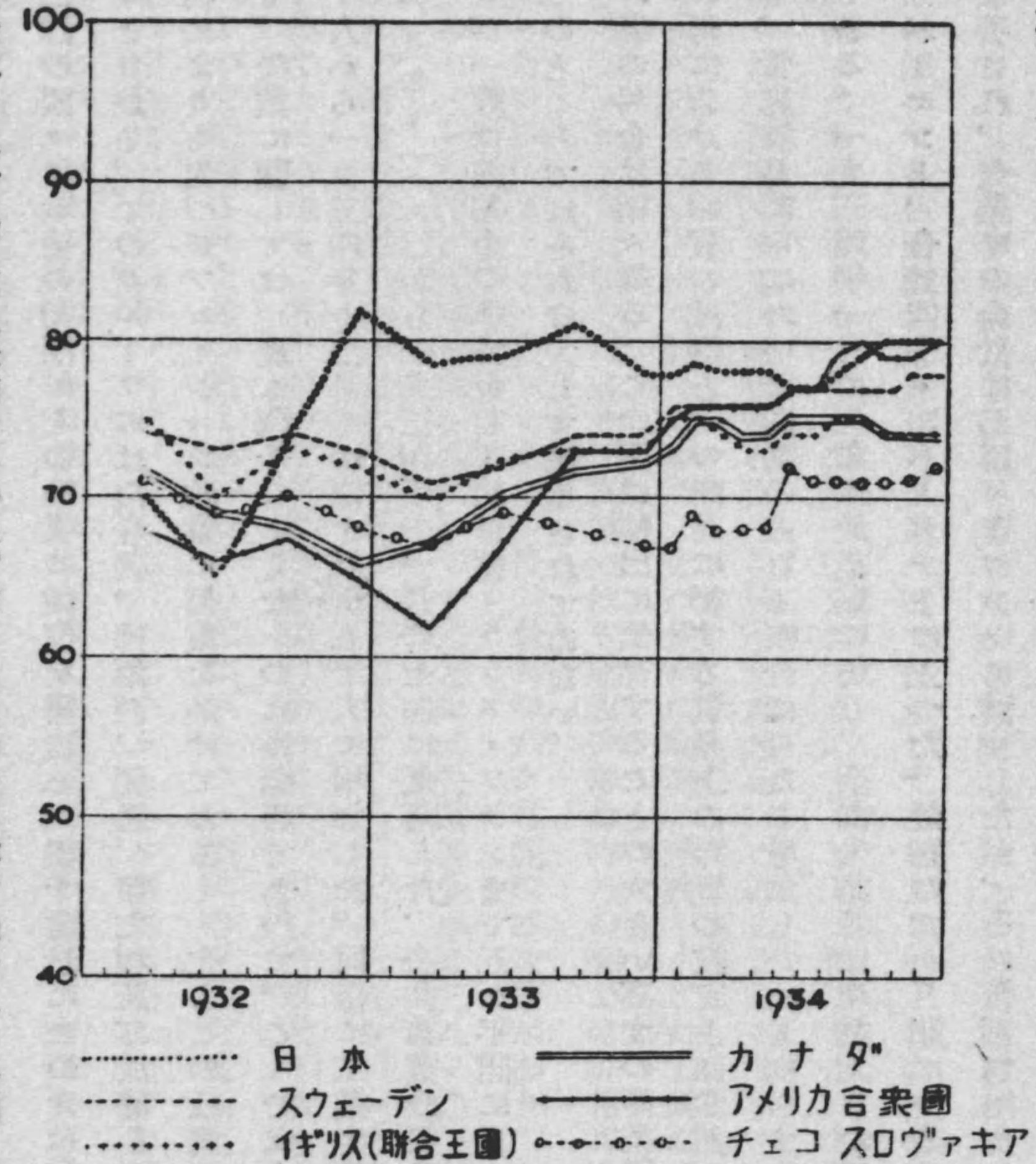
こゝに添へてある圖表（第五圖乃至第八圖）が示してゐる通りに、これらの國々における卸賣物價水準は通貨の減價した國々におけるよりも平均して約一〇又は一五パーセント方低下した。しかし若干の場合には、この卸賣物價の低落はそれに相應する生計費指數の低下を伴つてゐない、このことはデフレーション進行上の困難の度を強めた。

金本位に踏み止つてゐる國々の中で、先づ最初に和蘭と瑞西——この二國の通貨は今日なほ戦前の金含有量を保持してゐる——をとりあげてみよう。和蘭では失業百分率は昨年の初めは非常に高く、一月には恐慌開始以降における最高點に近い四〇・一パーセントに上つた。最初の六ヶ月間には改善があり、六月には二九・一パーセントに低下した。しかし、その後は情勢は再び悪化して十二月には失業百分率は三八・〇となつた。同じような傾向は生産指數にも見られ、同指數は同じ年の末には六三・〇（一九二八—一〇〇）となり、一九三二年以降における最低點に達した。公共事業による方法も、若干の特殊の救濟事業を除いては、大した効果を収めてゐない。推定によれば、特殊の救濟事業によつて給職された者の數は過去四ヶ年間に於いて一年につき約五萬人である。瑞西では情勢はもつとよい。全部失業の指數は一九三四年一月に一六・〇パーセントといふ高點に達した。なほこの數字には短縮時間に關する他の指數七・七パーセントが加へられなければならない、従つて全部又は一部の失業者の指數の合計は二三・七パーセントである。この數字は季節的影響によつて六月には二一・四パーセントに低下した、尤もその後失業全體の指數は再び上昇し遂に十二月には二〇・一パーセントに達した。一九三四年に於て聯邦、州及び市町村の公共事業に對する多額の支出増加が豫算に計上され、その豫定額は一九三三年の五億三千八百萬フランに對して十億フランに上つた。全體として、一九三四年の成績は前二年よりも稍々良好であつた。

第二群の國々は戦後の初期にその通貨の減價を體驗した國で當然にこのオペレーションを繰返すことを躊躇してゐる國々より成る。このグループには白耳義、佛蘭西、獨逸、伊太利及び波蘭を含んでゐる。獨逸を除く他の國々はすべて何によりも先づデフレーション政策に信頼をかけてゐる——尤もこの政策を遂行する緩嚴の程度は著しく違ふけれども。失業に關しては、最も調子のよくないのは佛蘭西であつて、こゝでは求職者數は一九三三年十二月の三十四萬五千人から一九三四年十二月には四十五萬五千人に増加した。同様に工業生産指數は一九三三年十一月の八四・三（一九二八年—一〇〇）から一九三四年十一月の七四に低落した、公共事業政策は春に開始され、このために社會保險基金及び一般保證基金の準備金をば約百億フラン・フランまで五ヶ年間に亘つて使用することになつてゐるが、今日までのところではそれは大して適用されてゐない。

白耳義の場合は稍々異なる。この國は輸出に依存することの大きい高度の産業國であるために、その強力な競争者の多くの國における通貨の減價とその商品に對する貿易上の障壁の設定とは當然その産業活動に甚大な打撃を與へた。しかも、世界貿易額中において同國の占むる割合は可なり増加したにも拘らずなほこの打撃を免るゝことを得なかつたのである。一九三四年一月に失業は最高點に達し、全部失業者は産業人口の二一・五パーセント、一部失業者は一八・九パーセント、合計四〇・四パーセントに上つた。最初の六ヶ月間に失業は、主として季節的ではあるが、いくらか改善され、失業率の合計は三四パーセントに減少したが、その後再び増加して十二月には三九・七パーセントとなつた。その結果として、一九三四年は、賃金及び物價の引下に努めたに拘らず、一九三三年に比して就業又は生産において殆んど若くは何等の進展をも示してゐない。

第五圖 通貨価値の低落したる國の卸賣物價
(1828年=100)

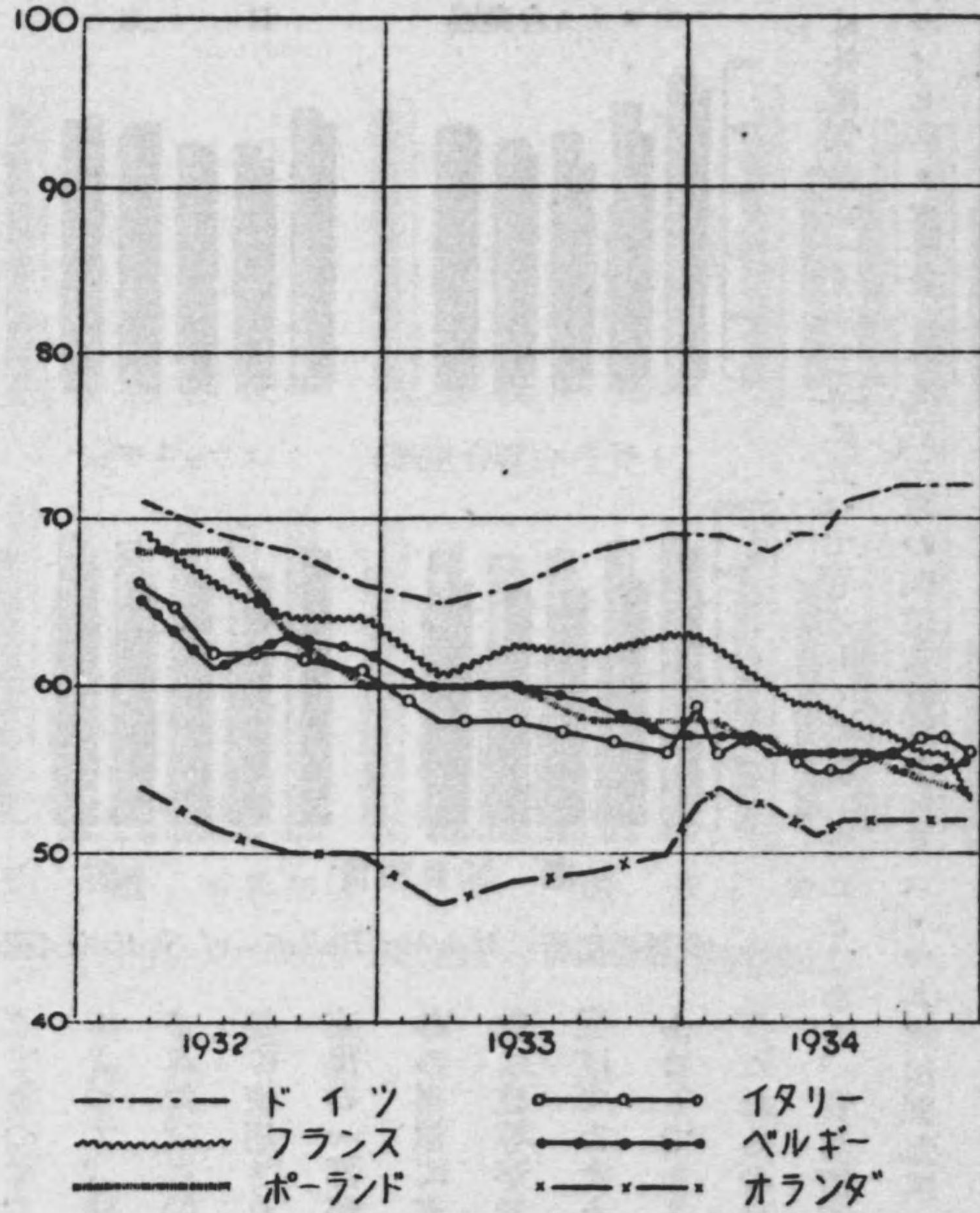


一九二六年は二千二百萬人未滿であつた。ポーランドでも亦、過去二ヶ年間に公共事業の施行速度を早め、一九三四年において約十萬人が雇傭基金、投資基金及び社會省から資金を融通された事業に就業した。この二國とも生産統計

資料の出所—Monthly Bulletin of Statistics(國際聯盟)

は前年に比して相當に見るべき改善を示した。ポーランドでは生計費に著るしい下落さへあつた。最後に、獨逸の場合は別個に取扱ふ必要がある。完全な情報が出てゐるために、目下行はれつゝある國家經濟の樹直しが如何なる性質のものであるかを明確に判断することは特に困難である。通貨は形式上は金本位によつて維持されてゐるけれども、外國爲替を管理したり、馬克の對外價値と對内價値とを區別したりするためには

第六圖 通貨価値の低落せざる國の卸賣物價
(1928年=100)



資料の出所—Monthly Bulletin of Statistics(國際聯盟)

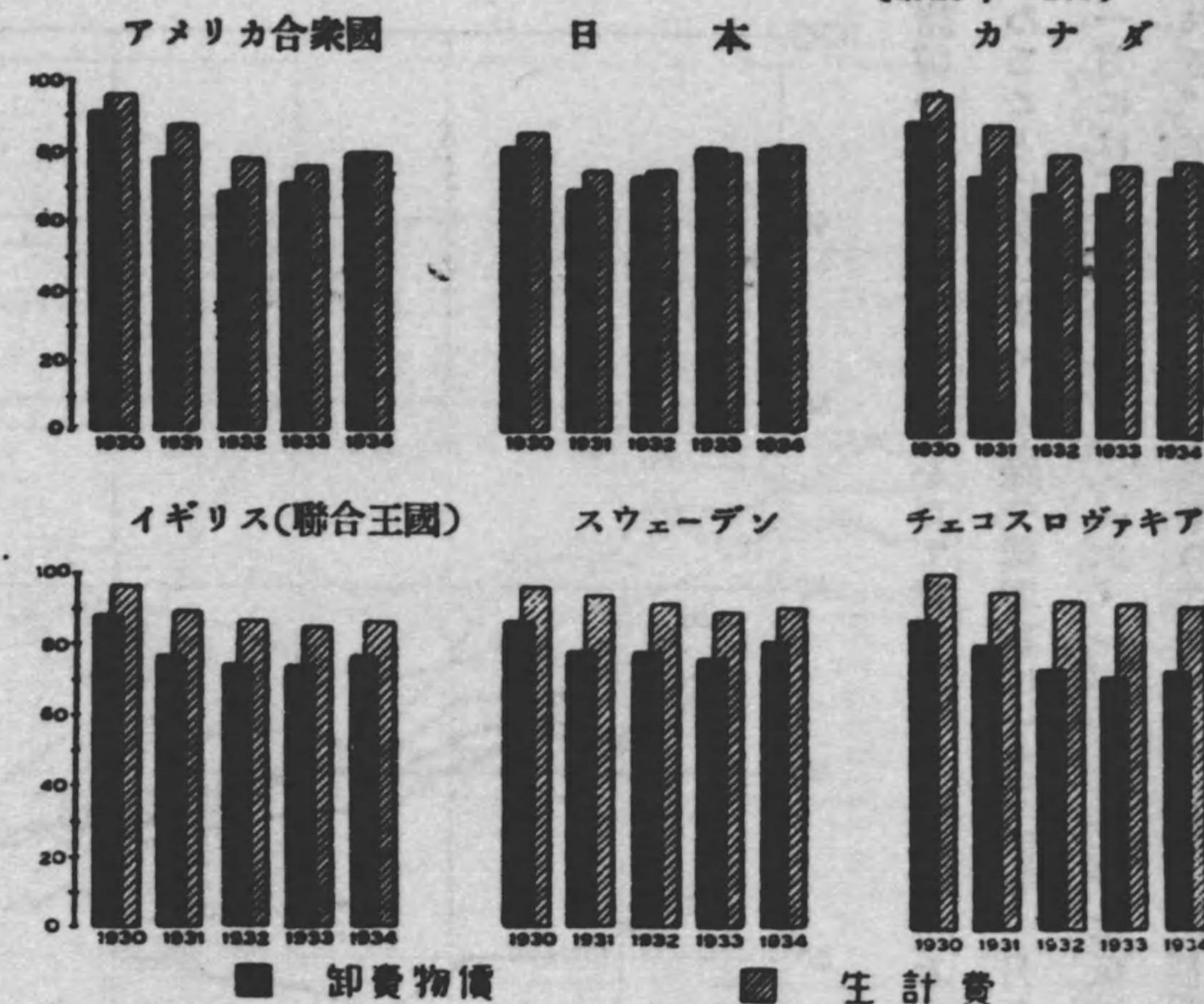
は前年に比して相當に見るべき改善を示した。ポーランドでは生計費に著るしい下落さへあつた。最後に、獨逸の場合は別個に取扱ふ必要がある。完全な情報が出てゐるために、目下行はれつゝある國家經濟の樹直しが如何なる性質のものであるかを明確に判断することは特に困難である。通貨は形式上は金本位によつて維持されてゐるけれども、外國爲替を管理したり、馬克の對外價値と對内價値とを區別したりするためには

つた諸種の措置は普通の基準を以て律することを不可能ならしめてゐる。しかし、他方において、失業が相當に減少してゐることは疑ひない。登録失業者數は一九三四年一月の三百七十七萬二千人(二〇・二パーセント)から一九三五年一月には二百九十四萬人(一六・一パーセント)に低減した。この改善は部分的には工業生産の増加によつて説明される。工業生産は一九三三年の六九・〇(一九二八年=100)に對して一九三四年の最初の十一月間の平均は八

伊太利及びポーランドは一九三四年の初期に明かに好轉した。伊太利では全部失業者の數は一月の最高數百十五萬八千人から八月には八十六萬六千人に季節的に減少したが、十二月までに再び九十六萬二千人に上つた。他方ポーラ

ンドでは指數は一月の一九・〇パーセントから八月には一三・八に低下したが、十二月には一九三三年十二月の一六・一に對して再び一九・七に増加した。なほ、こゝに觸れておきたいのは伊太利において不況期中公共事業計畫の擴張によつて相當に失業が減少したとである。一九三三年には延人員五千百萬人に給職された——云ひかへれば十七萬人を三百日就業せしめたことなる——これに對し

第七圖 通貨価値の低落したる國の卸賣物價並に生計費 (1928年=100)

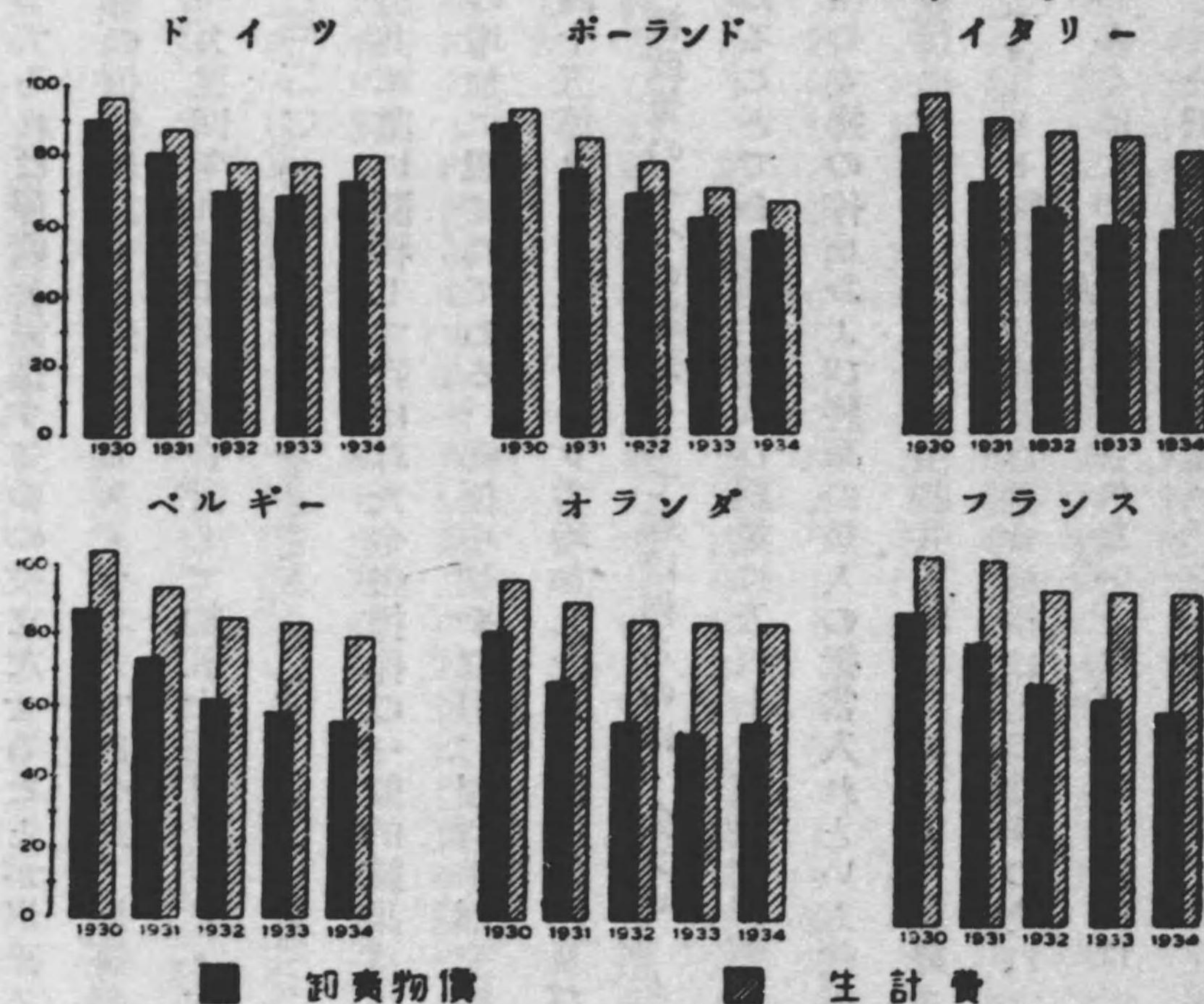


資料の出所 Monthly Bulletin of Statistics(國際聯盟)

七・八であつた。就業状態を改善するに確かに貢献したもう一つの要素は公共事業計畫の擴張である。手許にある情報によると、一九三四年六月における支出豫定總額は五十四億四千八百萬ライヒス・マルクであつて、この内約卅億ライヒス・マルクは政府によつて、殘餘は其の他の公共官廳によつて、支出された。この總額の内二十四億ライヒス・マルクは既に使用された。なほ、こゝに注意すべきは、右の支出の一部が報酬の極めて少い勞務制によつて行はれる事業に充てられたと云ふこと、従つて業者の數は彼等が賃金を受ける場合は勿論、普通の救済を受けてゐたと假定した場合よりもなほ多かつたといふことである。

いのは外國貿易が一九三三年に比べて著るしく衰退したることである。貿易價額(月平均)は一九二九年の十億五千五百萬ライヒス・マルク、一九三三年の四億六百萬ライヒス・マルクに對して一九三四年には三億四千七百萬ライヒス・マルクに減少した。

第八圖 通貨価値の低落せざる國の卸賣物價並に生計費 (1929年=100)



資料の出所 Monthly Bulletin of Statistics(國際聯盟)

貿易收支を黒字に保つために、輸入に對し嚴格な制限を適用した。これらの制限は組織的なデフレーション政策を採用する代りに設けられたのであつた。物價の騰貴と通貨の流通速度の増大とはともに事實上において積極的金融政策が實行されたことを示してゐる。諸種の公共事業は公共事業會社(Gesellschaft für öffentliche Arbeiten)、レントンバンク信用組合(Rentenbank-Kreditanstalt)、交通銀行(Bau- und Bodenkreditbank)及び建物及土地銀行(Bau- und Bodenkreditbank)の如き諸機關によつて前貸された借入金によつて賄はれてゐる。公共事業計畫が認可された場合には、契約者は事業施行當局に宛て、手形を發行する。この手形は前記金融機關の一に引受けを求めするために提出されるが、更に一切の

銀行において割引され、ライヒス・バンクによつて再割引されること出来る。これらの手形——『雇傭創設手形』(Arbeitsbeschaffungswchsel)と呼ばれる——の支拂は國家によつて保證される。事實、これらの手形の大部分はライヒス・バンクによつて割引された。その額は一九三四年十一月において、流通過程にある二十七億五千萬ライヒス。

マルク(約十億五千萬ライヒス・マルクを占めてゐた(註二))。この外に、一九三三年九月三十日前に支拂つた一定の租税に報いるために納税者に對して納税證券が交付された。これらの證券——原則として右租税の四〇パーセントの價値を表示する——はライヒス・バンク及び其他の銀行によつて與へられる信用の擔保に供することが出来る。従つてそれは雇傭を促進するのに役立たせることが出来る。一九三四年九月においてはなほ流通過程にあつたこれらの證券の價値は約十二億ライヒス・マルクであつた。雇傭創設手形、納税證券及び大藏證券によつて授與された新信用は一九三四年九月において合計して約五十億ライヒス・マルクに上つた。

(註二) *Der Deutsche Oekonomist*, 30 Nov. 1934, p. 1573.

公共事業に關聯して行はれた金融操作の一般的結果は信用の著るしい擴大といふ形をとつた。それは通貨の流通速度の増加に現はれてゐる。郵便小切手取引、銀行手形交換及びライヒス・バンクの手形交換の量は一九三四年において四十五億ライヒス・マルク方増加したが、流通紙幣及び鑄貨の量は少しばかり増加したに過ぎなかつた。更に、この積極政策の一つの證據として擧げ得るのは、金ブロック諸國における物價が下落してゐるのに獨逸の物價が騰貴してゐることである。生産及び就業に及ぼした直接的影響は確に有利ではあつたが、それは輸入の制限、輸出の減少、外債の支拂の停止および將來の歳入の抵當入れといふ代價を拂ふことによつて達成されたのである。

最後に、サヴェート社會主義共和國聯邦において記録された進歩を一瞥してこの駆け足しの概観を結ぶこととしよう。サヴェート聯邦の經濟及び社會機構は他の諸國のそれとは著るしく相違してゐるから世界の他の國に適用される基準の多くはこの國では適用されない。サヴェート制度は一つの完全なる組織體であり、部分々々を斷片的に批判することは公正でなく適當でもない。それ故に、こゝでは昨年中において現はれた比較的目立つた特徴の一二について

述べるだけに止めておかなければならぬ。

先づ第一に、失業者に對する救済の支給は一九三〇年末を以て打切られた。同國の急速なる工業化によつて如何に大量の雇傭が創設されたかは賃金稼得者の數が一九二九年の一二、一六七、九〇〇人から一九三四年の二三、二二五、〇〇〇人に増加したことで分る。それは疑ひもなく現にこの國において失業問題を解消せしめつゝある主要な要素である。如何なる條件が附せられようとも、サヴェート聯邦において失業は殆んど存在しないといふ主張は恐らくは正當であらう。その證據は、一九三四年における生産の増加を示す附録第一の表に見ることが出来る。石炭、石油、電氣、鉄鋼及び鋼鐵、機械、自動車の場合においては相當の進歩が達成された、しかし綿布及び靴類の生産高はいくらも減退した。

特にこゝに言及しておきたい第二の特徴は作業成績による給與制度の一般的採用である。モロトフ氏は共產黨中央委員會に對してこの點を強調して左の如く述べてゐる。(註三)

『我々は賃金標準化といふ中産階級的考へ方を根絶することの容易でないことは承認しなければならぬ。だがしかし、それは根絶されなければならない。何故ならば、もし標準賃金が廢止されなければ、最も優秀な労働者、即ちその義務を忠實に果たす労働者を、優遇せんとする労働給與の制度を運用することは不可能である。かくの如き制度は労働者の利益であるのみならず全ソ連の利益である。』

(註三) *Travestia*, 29 and 30 Nov. 1934.

報酬平等の廢棄宣言は收入平等の廢棄宣言を意味する。高額給與を實際に効果あらしめるためには、給與の高い労働者に對して廣範圍の種類の商品を利用し得せしめなければならぬ。この點に關する顯著な證左はパン票の廢止、

それにつづくべき一切の食糧配給主義の停止に見出されるその結果として『食糧配給制度の下に存在した諸制限——それは事實上労働報酬の一定の均等化を招致した——は今後は消滅することゝなつた。レーニン及びスターリンがつねに唱へてゐたように、労働者の消費の量をその行ふ仕事の分量によつて統制するといふやり方は食糧切符制度の行はれてゐた時よりも遙かに完全に且つ徹底的に確保せられるであらう』(註一四)。言ひ換へれば、一方において能率の増進を目指し、他方において生活の個性化を助長せんとする二つの遠大な變革がサヴェーートの社會制度において實施されたわけである。

(註十四) Pravda, 10 Jan. 1935.

同じような傾向は第二次五ヶ年計畫において特に消費財の生産増加に意を用ひた點にも現はれる。一九三五年の豫定では、砂糖の生産高は一九三四年に比べて一六・三パーセント方、バターは五パーセント、パンは三五パーセント、茶は三二・一パーセント、亞麻布及び織物類は一〇三・七パーセント、メリヤス類は三七・六パーセント、陶器皿は六一パーセント、電燈は二七・三パーセント、蓄音器は一七・七パーセント、自轉車は二五パーセント方といふやうに増加する筈である。一九三三——一九三七年の全五ヶ年間に、生産は輕工業において一一七・二パーセント方、食糧品工業において一六一・六パーセント方、これに對して重工業では一〇三・九パーセント方、増加する豫定である。

第一次五ヶ年計畫の期間には生産手段の設定に主たる努力が拂はれたが、第二次期間には寧ろ一般的生活水準の改善に重點がおかれてゐる。この點において最初の二ヶ年間に豫定は充分には實現されなかつたが、一九三五年には實質的な改善の期待されることは間違ひない。

前段において概観した世界における失業の分布に關する簡明な概要は次頁の各國の一般的失業水準の指數を示す附表に見出すことが出来る。この表の利益は全時間失業の指數をば、一九二九年を基準として、一定の規模に歸一せしめた點にある。この方法によれば不況による失業の増加と最近五ヶ年間に於ける失業の克服の程度を大ざつぱりに判断することが出来る。これらの數字からすぐ分るやうに、今日までに現はれた部分的恢復は失業問題を忍び得る限界内に閉ぢ込め得るまでにはまだまだ至つてゐない。その失業者數を一九二九年の水準にまで減少せしめることに成功した國は一つもない。たゞ僅かに次の七ヶ國——即ち濠洲、デンマーク、獨逸、大ブリテン、日本、ノールウェー、スウェーデン——における失業が一九二九年のその二倍未満といふ状態にある。のみならず、獨逸及び大ブリテンの場合には、當時において既にそれぞれ約二百萬、百萬人餘の失業者が存在してゐたことを留意しなければならぬ。白耳義、チエコスロヴァキア、佛蘭西、和蘭及びポーランドの五ヶ國は大體において一九三四年は前二年におけるよりもどちらかと云へば寧ろ好ましくない經驗をもつた。

これらの數字より見て充分明かであるやうに、在來の不況克服のために用ひられた普通の方法では到底恐慌は消滅する氣色はない。却つて『型破り』の措置を採用した政府の方がデフレーションの傳統的手續きに頼つた政府よりも全體として成功してゐると考へることは充分な理由があるやうに思へる。主として賃金を犠牲とする費用の切下げが豫期の結果を生まなかつたといふ過去二ヶ年間に得られた印象は最近十二ヶ月の經驗によつて一層確認された。一九三四年の年報において行つた獨逸、大ブリテン、合衆國の記録の相互の比較の示すところでは、賃金率の低下は失業を抑止するどころか、實際の事實は全く逆の方向を指示してゐるやうであつた。そしてそこではまた、この三國の經驗は『賃金の切下げは必然に就業の増加を齎らすといふ主張に何らの支持』をも與へてゐないといふこと、更に『賃

若干の國の失業及び就業指數

國	統計の種類	基數		（一九三〇年の平均）				
		一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四		
オーストリア	労働組合報告	一七一	一四七	二二二	二二六	二二六		
オーストリア	失業保険統計	二二二	二六三	二〇九	二二二	二〇〇		
ベルギー	右同	一三三	一八八	一、四六三	一、三〇四	一、四八六		
カナダ	労働組合報告	二二	二九	三九	三九	三〇		
カナダ	労働組合基金報告	五七	二九	三六	三二	三〇		
チェコスロヴァキア	右同	二二	二七	六四	六八	七九		
デンマーク	同	二五	二七	二五	二八	二四		
フランス	職業紹介統計	一〇、三三	一〇、三三	一〇、三三	一〇、三三	一〇、三三		
フランス	同	一九、九〇	一九、九〇	一九、九〇	一九、九〇	一九、九〇		
ドイツ	右同	二四	二八	二〇	二〇	二六		
ドイツ	失業保険統計	一〇、四	一〇、四	一〇、四	一〇、四	一〇、四		
大ブリテン	失業保険基金統計	三〇〇、六七	三〇〇、六七	三〇〇、六七	三〇〇、六七	三〇〇、六七		
イタリア	社会推定	一四〇	一五三	一七〇	一四〇	一三六		
イタリア	労働組合基金報告	八〇	三九	一七	三九	三九		
ノルウェー	労働組合基金報告	一八	一五	一〇〇	一〇〇	一〇〇		
ノルウェー	職業紹介所統計	二八	二七	二二	二二	二二		
ポロンド	労働組合報告	一〇、七	一〇、七	一〇、七	一〇、七	一〇、七		
スウェーデン	同	一〇、九	一〇、九	一〇、九	一〇、九	一〇、九		

國	統計の種類	基數		（一九三〇年の平均）				
		一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四		
スウェーデン	失業保険統計	三・六%	二九	五〇	五九	五八	四四	
スウェーデン	労働組合報告	八・二%	一七	二二	二九	二九	二六	
カナダ	二、就 雇主報告	二二・三	二九	二九	二九	二九	二九	
カナダ	社会推定	二二・三	二九	二九	二九	二九	二九	
チェコスロヴァキア	社会推定	一〇・七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
チェコスロヴァキア	労働監督官報告	一七、五九三、四七	一七	一七	一七	一七	一七	
フランス	疾病保険統計	一〇・〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
ドイツ	失業保険統計	一〇、三三、〇〇〇	二九	二九	二九	二九	二九	
大ブリテン	社会推定	一〇一・七	二九	二九	二九	二九	二九	
ハンガリー	社会推定	九・一	二九	二九	二九	二九	二九	
イタリア	同	九・四	二九	二九	二九	二九	二九	
日本	同	九・一	二九	二九	二九	二九	二九	
ポロンド	同	一〇・三	二九	二九	二九	二九	二九	
スウェーデン	同	一〇・〇	二九	二九	二九	二九	二九	
スウェーデン	同	一〇・〇	二九	二九	二九	二九	二九	
スウェーデン	同	一三・〇	二九	二九	二九	二九	二九	
スウェーデン	同	一〇・八	二九	二九	二九	二九	二九	
スウェーデン	同	一〇・八	二九	二九	二九	二九	二九	
スウェーデン	同	一〇・九	二九	二九	二九	二九	二九	
スウェーデン	同	一〇・九	二九	二九	二九	二九	二九	
スウェーデン	同	一〇・九	二九	二九	二九	二九	二九	
スウェーデン	同	一〇・九	二九	二九	二九	二九	二九	

(1) 國際労働局の計算せる数字、(2) 修正数字、(3) 八ヶ月の平均(一月—八月)、(4) この欄の数字は、合衆國は一九二三—一九二五年を基準とし、スウェーデンは一九二五—一九三〇年を基準とし、スウイスは一九二五年基準、カナダ、イタリア及び日本は一九二六年基準、ハンガリーは一九二七年基準、チェコスロヴァキア、ポロランド及びユーゴスラヴィアは一九二八年基準、フランスは一九三〇年基準とする(五) 十一月平均(一月—十一月)



金及び給料が國民の購買力全體の非常に大きな割合を占めてゐる諸國においては産業の繁榮が賃金及び給料稼得者の収入の増減と密接に結びついてゐること』が推論されるといふこと、を述べておいた。一九三四年の経験にも何らこれらの結論を無効にするような事實はない(註十五)。大ブリテンでは賃金週率は僅に上昇して一九二九年の水準の九六パーセントに達した。賃金切下げは公務業、鐵道及びその他若干の産業でその全部又は一部を回復された。合衆國では時間當り稼得額は平均して一九二九年の數の九八パーセント、週稼得額は最初の九ヶ月間において七五・六パーセントであつた、これに對して一九三三年はそれぞれ八三、六八であつた。獨逸については賃金計數の利用し得るものが現在は全然ないので、賃金と就業との相互關係を云ふことが出来ない。しかし乍ら、賃金の引續き低下した白耳義、チエコスロヴァキア、伊太利及びポーランドにおいて、失業が殆んど又は全く減少してゐないといふことは注目すべきことであり、恐らくは何らの意味のないことではない。

(註一五) 賃金運動に關する資料については附録第二を見よ。

賃金の切下げによる費用の低減は、この方法を採用した國々において、もしそれらの國々がヨリ自由なヨリ公正な條件の下にその生産物を外國に輸出し得たならば、一層有效であらうといふ議論には尤もな理由もある。この議論には充分根據もあるが、肝心な點を見落してゐる。經濟史を少しでも嚙つてゐる人ならば、デフレーションによる事業復興の理論が無根據なものであるとは主張しまい。しかし、事情は一變した。當今の情勢下では、過去において眞理であり得たものも現在では最早適用しない。殊に、輸出の増進に多くの意味をおき過ぎることは起り得ることである。外國への販賣量を増加するために一途に賃金の強行的引下の舉に出づることはヨリ廣汎な經濟事象に對してたしかに障礙となるであらう。一國生産の大部分は結局は國內市場にその捌け口を見出さなければならぬ——言

ひ換へれば、その國の國民——その大多數が賃金稼得者であり、給料稼得者であるところの國民——によつて買はれなければならない。すなはち、國內の通貨の量、その流通速度並にその社會の諸部門における配分は産業の生産物の吸収に充てられる購買力の量を決定する決定的要素となる。のみならず、國際貿易の點においても、輸出の増進策だけに力を入れることは近視眼的政策である。諸國の購買力が尠なくしかもこれらの國々が通商上の障壁を以て圍ひ繞らしてゐるときに世界市場において立派に競争に堪へてゆこうといふのは無益に近い。世界を全體として眺めるときに、根本的に必要なことは單に輸出を奨励するといふことではなくて、輸入品を受ける能力と意欲とを増進することである。このこともまた主として充分なる購買力があるか否かの問題である。消費の能力と生産の能力とが數ヶ國の各々において歩調を保つてゐさへすれば、輸入品を受けることも、通商上の障壁を除去することに努むることも、容易である。

これらの考慮並びにこゝに展開し得なかつた其他の考慮は購買力の量及び配分の問題——これについては更に次章において言及するであらう——に益々多くの關心を拂ひつゝある。賃金に關してかく横道に外れたのは傳統的な不克對策が最上の策であるとは思へないといふことの證明を強化せんがためである。積極的措置をとつた國家は、經濟力の自動的作用に信頼をかけてゐた國々よりも、ヨリ良く生産を恢復し失業を減少する事が出來た。經濟問題に對する國家の意識的干渉は減少せずして寧ろ増加しつゝけた。而してそれによつて生じた好結果は、一般の信念すなはち、充分に包括的な規模において計畫された大膽にして整備された措置によつて、復興の進行に相當著るしい程度において拍車を加へることは政府の權限に屬するといふ信念を、裏書き強化しつゝある、と考へることに尤もな理由があるように思はれる。一切の人為的な機關には經濟的運行の波動を統制する力がないといふ命題を認めようとする傾向

は影をひそめつゝある。この感情が擴まりつゝあるといふことはそれ自體一般的情勢の中において無視することの出來ない一つの心理的要素である。その人の性格として又はその受けた訓練のために自由放任の原則に離れがたい執着を感じてゐる政治家ですらも輿論の壓力におされてこの原則からどうしても離れ去らざるを得なくなつてゐる。彼等のあるものは計畫もなくして容喙する。あるものは「計畫化」などは無益にして不必要だと口に唱へながら實は「計畫化」を行ひつゝある。また、あるものは、恐らくは彼等が理解してゐる以上に立派な「計畫化を行ひ」つゝある。ともかく、彼等がどの程度に意識して認めてゐようとも、國民の福利の係はる經濟力を統制し、指導するために活潑な措置を講ずることが國家の義務であるといふことは、いまや實際において認められてゐる。この義務は非常にいろいろに解釋されてゐるが、その是認が純粹に經濟的であるよりも寧ろ主として社會的のものであるといふことは、いまや一般に認められてゐるのである。

第三章 失業對策

以上の二章から明かなやうに、世界を通じて不況はたゞ部分的にのみ此處彼處において弱まりつゝあるに過ぎない。一九二一—一九二二年に起つた如く、經濟組織の根本的な混亂を生ずることなしに、また何らかの重大なる政治的結果を伴ふことなしに、全般的に振子が繁榮へと逆轉する徴候は認められない。現在の不況はもつとすつと深刻な性質を帯びてゐる。五年間を経過した後にも、不況はたゞ斷片的に緩和されたのみであり、しかもそれは舊來の信用および通商の國際的機關が再建された故にではなく、むしろ幾つかの一國的性質の努力が多少なりとも成功したからであるが、その多くはそれ自身の性質から云つて決して無限に續きうるとは考へられないのである。却つて、若干の經濟ないし景氣觀測者の如きは、過去二年間に若干の國々に生じた小さな「好景氣」は既にその絶頂に達してをり間もなくヨリ一層の逆轉を伴ふであらう、と唱へるものさへある位である。

果してこの暗い豫想が根據あるものかないものかは別としても、不況の持續するにつれ、慢性的失業やそれに伴ふ生活水準の低下とも、益々各國政府をして新らしい、また屢々かつて試みられたことのない對策を追求せしめるに至つてゐるのは明かである。また、舊來の經濟的信條から益々多く離れて行くにつれて、新らたな状態に適應すべく舊來の經濟機構を色々修正し改造しようとする試みが益々不可避となりつゝあることも、確かである。すでに指摘しておいた如く、これらの試みは、主として社會的な考慮に基づき、また全般的な困窮を一掃するやうな力強い統一ある行動を要望する聲が益々高まりつゝあるのに應じて、現はれてきたものである。本章の目的は、これら

試みられた対策の若干についてなほ少し詳細に検討し、かつそれらの性質および有効性について多少の一般的観念を立ててみよう、といふのである。

保険および救済

まづ第一に、失業保険および救済の組織がある。すでに前二回の局長年報において、この目的のために各國政府の費やすところの巨大な金額について詳細に説明されてゐる。いまこゝに一九三三年度に關して再びかうした事實を繰り返して展開しようとは思はない。今日では常識となつてゐるやうに、この項目についての支出は殆んど各國ともそのまゝ繼續され、さらに失業の増大によつてこの費用の増加を余儀なくされた國々さへもある、といふことを述べれば充分であらう。もしこれに附け加へて云ふならば、このやうな支出の經濟的價値がヨリ廣く認められてきたことである。信用に對する需要の缺乏と新投資の減退によつて購買力の流れが涸渇してゐるとき、失業者に最低限度の生活を維持させるために公共財源から與へられる金額は、かれらの消費能力を限られた程度内において維持せしめる効果があり、従つて、さうでない場合よりは資金のヨリ大きなヨリ急速なる流通を保證する効果をもつてゐる。もちろん、國家扶助の諸制度の組織は經濟力の活動に對して何らかの程度の干渉を齎らすものであるが、しかし經驗の示すところによれば、それはたゞに社會的必要事であるのみならず、また若干の經濟的利益をも與へるものである。

このやうな見解を最もよく立證する事實は、失業保険および救済の原則が着々として普及されつゝあることに認められる。たとへば、この方面において最もながい經驗をもつイギリスが、この制度を制限したり或ひは放棄するどころか、これを改造し擴張しようとしつゝあるといふことは、注目に値ひする。他方において、掛金の基礎のうへに立

つ保険と保險給付を利用しつくした人々に對し國家から全然支給されることの扶助との間に、明確な區別がなされるやうになつた。さらにまた、保險の範圍は、保險加入年齢を小學校卒業年齢と一致する點まで引き下げることによつて、擴張され、また近頃では農業労働者をも包含させることにより一層擴張しようとして提案されてゐる。他方においては扶助に要する全負擔を地方當局から取り除いてしまつて、租税によつて賄はれるところの全國的な機關にこれを委託することゝなつた。おそらく更らに著るしいのは合衆國における全國的な計畫の提案であらう。こゝでは三年前までは失業者を救済するための公設組織といふものは全然存在してゐなかつたのである。それが、いま合衆國議會に上程中の大統領經濟保障委員會報告書によつて、失業補償金庫の設立が勸告されるに至つた。この金庫は貸金支拂總額に百分率的に比例せしめた課税を財源とし、中央政府の統制下におかれる、但し、その管理は、中央政府の監督のもとに、各州議會において制定された法律によつて州當局に委ねられることとなる。失業労働者はこの財源から特定週間について手當を受け取りうるることゝされる。しかし、もしこの期間満了後にもやはり失業してゐる場合には、労働給付をあたへられることゝなる、といふ仕組である。これはこのアメリカ的計畫の最も興味あり最も創意的な特色である。けだし、それは恒久的な失業救済機關の一部分としてその目的のために創設された全國的機關による公共事業の立案および施行を包含してゐるからである。カナダでも、自治領政府はこの問題について法律案を議會に提案してをり、また南アフリカでは、昨年通過するに至らなかつたところの法律案に代るものとして、修正法案が議會に上程された。スエーデンでは任意的保險制度が實施されたし、フィンランドの制度は全然改造されるに至つた。

失業保險および失業救済と密接に關聯してゐるのは、いろいろの形態の社會保險、なかんづく疾病および老年に對しての保障を與へる保險である。過去二年間といふもの、この年報においては、殆んどいたるところに認められる退

歩的傾向について、多少悲觀的な記述を與へてきた。社會保險制度が蒙つてきたところの困難なるものは、掛金を拂ひ込む就業者の人数とその賃金との減少により、また公共補助金ならびに投下資金利子収入の減少により、社會保險収入が收縮したのに對し、他方ではまた殊に癩疾年金に關して支出が増大してきたことに基づいてゐるのである。

幸ひにも一九三四年になつてかなり著るしい好轉の傾向が現はれてきた。すなはち、ポーランドおよびチエコスロヴァキアにおいては疾病保險の、ドイツにおいて一般年金保險の、またウルガイにおいては職業年金保險の、財政的安定を確保し、それによつて最も必要な手當を保障せんとする手段がとられた。更らに、經濟狀態の改善して來た諸國においては、保險基金もその狀態に應じて自動的に改善されるに至つた。例へばチリーでは、掛金収入は一九三三年に比べて二五パーセントの増加を見た。イギリスでは、一九三四年最初の十ヶ月間に健康・年金保險の掛金は百六十萬ポンドを増加したが、それは約二千萬勞働週に相當するものだつた。ドイツでは疾病保險の被保險者數は一〇パーセントの増加、一般年金保險の掛金収入は二三パーセントの増加を示した。概して保險基金は一年前におけるよりも遙かに鞏固で健全な狀態にあると云ふことが出来る。

産業において生じつつあるところの構成的變化、すなはち一方においては大量生産および合理化の進展、他方においては全面的な失業、といふ事實によつて、大多數の一般的年金保險制度のもとでは六十五歳と定められたまゝであるところの年金受領年限をば、著しく引き下げる事が望ましくされて來たのに違ひない。しかし、かりにこのやうな引き下げの望ましい所以が一般に認められたとしても、壽命が延びつゝあることゝ、それに基づく負擔との理由から、常に反對が唱へられてゐる。だが、それにも拘はらず、年金受領年限引き下げの方向への運動を認めることは可能である。この種の努力の最も興味ある一例はチエコスロヴァキアにおいて見出される、こゝでは、俸給被備者保險

のもとにおいて、一年間の連續的失業の後、もし如何なる収入ある職業にも就かないならば、男は五十六歳、女は五十四歳から、退職年金が與へられる。これに對應して、これまで六十五歳の男および六十歳の女に無條件的に與へられて居た年金は、今では彼等が如何なる報酬ある職業にも就かないといふ條件を課せられることゝなつてゐる。同じやうな傾向がルクセンブルクにおいても認められる。こゝでは充分なる養老年金額を受け取るころの年金受領者は特別の許可がなければ勞働することを許されない。またウルガイでは就業の期間中は年金が停止されることゝなつてゐる。

一九三四年に實施されたその他の方策は長期にわたる失業者が既に拂ひ込んだところの保險掛金の効力維持に關するものである、例へばチエコスロヴァキア、ドイツおよびイギリスにおけるが如く。

失業保險及び社會保險が發達し、國家的義務として失業救済が一般に採用されるに至ることは、社會的保障に關心をもつ感情の増大しつゝあることを示すものである。總べての勞働意志および勞働能力ある男女勞働者に對してこの社會的保障を確保するための手段を見出すことが、現在ほど過去の如何なる時期におけるよりも必要とされたことはない。生活水準がヨリ高くなればなるほど、失業の癩らすところの零落はヨリ急速でありヨリ苦痛である。高額かつ規則的な賃金に慣れてゐた熟練技術工は、もし彼の収入が突然に途絶えてしまつたなら、彼自身の誇りと彼の家族の尊敬のゆえに、痛切に苦しむであらう。相當な快適な生活から彼は突然に乞食の生活を目前に控へなければならぬこととなる。この零落といふものは、彼と窮民との間の普通の差異がそれほど大きくなかつた昔におけるよりは遙かに苦痛であり、失望の程度も大きい。しかも、肉體的な熟練に對して無限に機械が置換へられる時代においては、彼の人生における展望は既に一世代前におけるさへよりも更らに覺束ないものとされてゐるのである。このやうな原因に

基づく不安に加へて、また他の——趣味および流行の急激なる變化に基づく不安がある。それは工業生産の大なる部分を左右するものである、けだし、消費者の選擇の範圍といふものは、新しい、もしくは異つた商品の供給に對して科學および發明を絶え間なく應用することによつて、擴大されてゐるからである。

すべてこれらの事柄は、失業の悲惨な結果に對する効果的な保護の必要を、過去の時代におけるよりも、ヨリ缺くべからざるものとして居る。しかし、前にも述べた如く、保險給付と現金救済とはそれ自體としては決して問題の完全かつ充分なる解決策ではない。仕事を與へるためのいろ／＼な努力については、以下において若干の記述がなされるであらうが、なほこゝでも失業の最も痛切な擾亂的な側面に就いて、すなはち年少者に對するその影響に就いて、一言つけ加へて置かなければならない。成年者に關して、その余儀なくされた無爲の期間において、彼自身の家庭を維持させ、また社會における彼の地位を保たせてやることは重要であるに違ひないとしても、年少者に對して、その人生の經歷の基礎をきびきび得る様にしてやることは、個人にとつても國家にとつても共に一層更らに重要である。成年者は、たとへその打撃が如何に辛いものであらうとも、困難な仕事や幸運によつて彼の地位を常に期待し得るけれども、年少者においては、もしも彼の野心の泉が涸れてしまひ、彼の職業を習得する機會が年少にして拒まれてしまふならば、少しでも相當の生活を營なみ、あるひは有用なる市民たり得る望みは、完全に失はれてしまふであらう。今日、この問題の緊急かつ重大なることが多くの國々において認められるやうになり、従つてそれが本年の總會の議題に選ばれてゐるといふことは極めて時期を得たものである。

この問題に對してとられたいろいろの施設ならびに對策に就いては、既に灰・青色報告書において充分なる記述が與へられてゐるから、こゝではそれについて詳言する必要はない。主たる救済策は教育の延長に求められてゐる。正

常的な工業就業年齢を十五歳ないし十六歳さへまでに引きのばすことは、すでにノールウェー、ウルガイ、サヴェーイト聯邦、合衆國の大多數の州、カナダの若干地方、スイスの若干諸州およびイギリスの二、三の地方において實施されてゐる。この方策の正當なる所以はそれが過剰なる労働市場を緩和せしめる點にあるのみならず、更らに重要なことは現在の都會文明の状態においてはヨリ大なる知的および肉體的發達を必要とするといふ點にある。多くの國々では、職業講習宿泊所や、年少失業者のための職業輔導教育および肉體的訓練によつて、このやうな方向へのいろいろな試みがなされてゐる。しかし、この問題はどこかにおいても解決されたと斷言することは出来ない。これほど根本的に重要な社會問題はなく、また年少失業者の蒙むる知的・肉體のおよび道德的頹廢の危険を無視することによつて節約される金額は、國費節約の最悪の最短見の形態を示すものだといつても差支へなからう。

公 共 事 業

論理的な順序として次に來る失業救済策は公共事業の施行である。不況の諸結果を克服するための人為的對策として大規模に實行された場合、このやうな行動の型は、國家によつて經濟的事象の動きを左右しようとする試みだといへやう。それは現在の不況を通じて或る相當の領域においてまだ適用されたばかりの『計畫化』の形態である。これまで得られた經驗だけでは、まだ何等かの最終的結論を引出すには充分ではない。たしかに、公共事業が失業に對する妙藥を與へ完全な救済をもたらすと斷言することは到底出来ない。しかしながら又、公共事業が問題の解決のために何等の助けともならなかつたと主張することは尙ほさら出来ない。一般に、現實の事實に何等かの判斷を下さうとするよりは、むしろ若干の經濟學說もしくは政治的態度の價値を肯定ないし否定しやうとする希望に基いて、この問

題を繞つて未だに不生産的な論争がたゞかはされてゐることは遺憾である。

最近二、三年間の實驗によつて既に得られた知識を基礎として、二、三の基本的區別を引き出し、また二、三の暫定的な原則を立て、みることは可能である。まづ第一に、明かに公共事業なるものは、それが大規模に行はれない限り、一般經濟活動を刺戟することにおいても、或ひはまた失業を減少せしめることにおいても、何らかの相當な効果を齎すことは出来ない。例へば、合衆國で行はれた實驗をとるなら、こゝでは國家の經常豫算の約半分に等しい十五億ドルといふ金額が十五ヶ月間に費消されたが、それはイギリスにおいて道路とかその他の公共事業計畫に十五年間にわたつて支出されたところの、一年分の豫算の略半額にあたる三億二千萬ポンドとは、たゞに大きさのみならず質的にも異なるといふことは、全く疑ひない。イタリー、ドイツ、スウェーデンおよび合衆國などの國々におけるごとく、この種の實驗が大規模に行はれたところでは、經濟活動の刺戟および就業機會の提供の兩者において著しい結果の達せられたことは殆んど議論の餘地がない。

これに關聯して第二の點が問題となつてくると思はれる。公共事業が租税よりはむしろ公債によつて金融されてゐる場合においてのみ有効な結果が生ずるやうである。不況時に當つて租税を増加することは新たな企業をおさへつける傾向があり、従つて、結局のところ、民間産業から解雇された人々を公共事業に雇ふやうな結果に成り勝である。しかしながら、私的投資への捌け口のない資金が國內開發計劃のために、低利で借りられる場合には、通貨流通量およびその速度が増大され、従つて就業人員總數も擴大されることとなる。日本、スウェーデンおよび合衆國において起された巨額の國債は、それが豫算の不均衡を齎らし、或ひは恐らくヨリ正確には、少くともスウェーデンの場合には豫算は一年間にはなく數年間にわたつて初めて均衡を保ち得るといふやうなことになるとしても、この公債が正

當と見做され、また經濟状態に對して好影響を及ぼしたものと見られるのは、このやうな原理に基いてである。もちろん、このやうに大膽に健全財政の公式から離れることは、いふまでもなく如何なる場合にも實行し得るといふわけではない。たゞそれが實行し得るのは、一國の財政状態がそれに堪へ得るくらゐ充分に鞏固である場合——すなはち、インフレーションの危険なしに、あるひは國家信用を弱めることなしに、それが行はれ得る場合のみである。また、このやうな種類の措置がたゞ一時的な性質のものでしかあり得ないといふことも同様にあきらかである。これらの諸原則は上に挙げた三つの國々のすべてにおいて認められてゐる。スウェーデンでは、收入を生まない公共事業のための借入操作がすでに所期の如き結果を作り出してゐるので、一九三五——一九三六年度の豫算は再び均衡をとりもどすべきものと豫定されて居る。日本および合衆國では、未だこのやうな手段をとり得る状態に達したとは考へられてゐない。従つて、これに基づく國家債務の増加は將來において更に多少の増税を必要とするであらう、しかし、この兩國のいづれとも、その負擔は國家財源に對して不均衡に重くはなつてゐない(註一)。高橋氏の言ふが如く、「晩かれ早かれ我々は公債の發行によつて豫算を賄ふといふ方法を捨てなければならぬであらう。その場合、これに代つて如何なる方法を探り得るかといふ問題が起つてくるであらう。それにはたゞ一つの解答あるのみである。——新しい收入源泉の存するところに租税を課することこれである。」(註二)。眞の問題は、かりに財政が充分に健全であり、通貨の安定ないし國家の信用を危殆に陥れることなしに、このやうな政策を探り得るとしても、果して、借金によつて賄はれる大規模の公共的支出を通じて、追加的な購買力を流通に投げ入れ、かくして需要の量を維持するのに役立ちうるかどうか、といふことである。

(註一) 第一八頁(註七)を参照せよ。

〔註二〕一九三五年一月四日の大阪朝日新聞「經濟雜局に處する道」

第三に正當であるかと考へられる結論は、公共事業が不況克服策として經濟的に有効なのは膨脹主義的な貨幣政策によつて伴はれた場合においてのみである、といふことである。一方において、公共事業の勵行により總購買量の増大を計ると共に、他方において、支拂ひ手段が増加されずむしろ制限されるとしたら、それは自己撞着の政策である。景氣振興策としての公共事業の價値について多くの誤解があるのは恐らくこの基本的な事實を認識しないことに基づくものだらうと思はれる。

同時にまた、公共事業に對する支出は公共的支出の一形式にすぎない。それだけで失業に對する完全なる救済策をもたらし得るとは期待出来ないし、またそれは即座にかつ容易に實行し得る手段でもない。眞に經濟的價値ある事業でなければ實行すべきではないといふことは一般に認められてをり、また、このやうな種類の事業と單なる就業機會創設のために着手された救済事業とは屢々正しく區別されてゐる。尤も、純粹なる公共的開發計畫は就業上に殆んど或ひは何らの價値がないといふ意味を含ませて、救済事業が否定される場合もないではない。實行しうべき有用なる開發事業の量は、一國の既存の施設ないし開發の程度如何によつて當然に異なる。だが、ドイツの例が示すやうに、高度に工業化する國でさへ相當の改善を行ふことは尙ほ可能である。また、計畫を立案しこれを現状と適應させることにおいて、施行上の細目について常にこれを必要に備へおくことにおいて、及び中央政府と地方當局との間の統制をはかることにおいて、多くの克服すべき技術的困難が大きいことも事實である。この全問題に關する細心の研究を行つたところの、合衆國全國資源局の結論によれば〔註三〕、このやうな困難は豫じめその目的のために設けられた常設的機關による總括的な計畫によつてのみ克服されうる。もし一たびこの計畫化がなされたなら、公共事業の成否は

次の三つの條件を守るか否かに懸つてゐることである、すなはち、(一)相當の規模における計畫が豫じめ充分久しい以前に準備され、速やかに契約が締結されうること、(二)財政膨脹の整理がすでに相當進捗してからでなくては作業を開始しないこと、および(三)私的企業を抑制したり公共的信用に過重の負擔を課することなしに財源がえられること、それである。これらの條件および必要なる組織的準備のもとにおいて、「公共事業は貴重な安定的手段たりうる」と考へられる、しかし、「このやうな確固たる事前の計畫化なくしては、過去の經驗が示すごとく、公共事業はせいぜい不況による苦惱および損失を或る程度に緩和しうるものにすぎない」とのことである。

〔註一〕合衆國全國資源局「計畫化および公共事業に關する報告書」第四九—五三頁。ワシントン、一九三四年。

今日でもなほ何等かの最終的判斷を下すことは時期尙早である、しかし、これらの方面における新たな技術を利用して効果的に不況を克服しうるといふことは、益々多くの實例によつて立證されつゝあるものゝやうである。最近の事實に照して見るなら、もはやそれは空想的ないし夢幻的だとして排斥し去ることは出来ない。國際労働機關は公共事業に對して常に關心を抱いて來たのであるが、これを充分に肯定し、公共事業の利用價値を支持するやうな事例が既に認められる。公共事業の豫備的計畫化に關する勸告は一九一九年の第一回總會において最初に可決されたところである。アルペール・トーマはこの政策を一九三一年に主張した。一九三三年の總會は之を支持して、世界經濟會議に對して提唱した。更らに昨年度の局長年報においてもその重要さと潜在的價値とが強調され、而して今では一般的に認められるやうになりつゝある。その經濟的含蓄はまだ充分には理解されてないが、しかし若干諸國において既に達せられた成功の程度に基いて、今までより益々多く、徹底的かつ不斷に調査を行ふことを必要ならしめてゐる。

労働時間

もう一つの失業救済策は労働時間の短縮であつて、一九三二年、國際労働機關によつてそれが初めて問題とされた時には可成り一般的な疑惑をもつて迎へられたものである。しかし、引き続き不況の重壓のもとに、昨年には多くの工業諸國において相當著しい進展を示すに至つた。労働時間の短縮は不況期においてたゞに労働機會擴張の手段たりうるのみならず、また現在の工業のもとにおける生産力増大の論理的かつ必然的な歸決でもある、といふ確信が有力となりつゝある。この後に述べた見解はラムゼイ・マクドナルド氏(註四)、ベネット氏および他の多くの政治家ならびに經濟學者によつて唱へられて來た。一般輿論も、機械が人類に置らしたところの最大の恩恵、すなはちヨリ大なる餘暇を更らに一層實現せしむべき時期が到來した、といふことを認め始めるやうになつた。そして多くの實際的手段が既にこのやうな方向へ向つて取られてゐる。

(註四)一九三五年一月五日、ラヂオ放送。

第一に、四十八時間労働週制度は可成りに確固たる足場を得るに至つた。フランスでは、それは交通業の若干部門および建築業の從屬的部門にまで擴大された。ブラジル、イギリス及びポーランドでは、法律ないし團體協約によつて道路運輸業に適用されることとなつた。印度においては、ワシントン條約による法定制限六十時間をば、一切の非季節的工場について、五十四時間に短縮した。キューバおよびニカラガは労働時間(工業)條約を批准し、メキシコおよびニカラガは同じく商業労働時間條約を批准した。恐らく最も注目すべきは、カナダ政府がその條約締結權を實行して、労働時間に關するワシントン條約を自治領に適用せんとする聯邦立法を施行しやうとしつゝあることである。

この措置の重大さを理解するためには、從來、労働時間およびその他の條件の規制は絶対に各州の權限に委ねられてをり、大多數の諸州では法律による成年男子労働時間の一般的規制は存在しなかつた、といふ事實に注目しなければならぬ。

更らに相當重要な行動がフランスにおいてとられた、すなはち纖維工業、鐵鋼業、機械工業、皮革工業および建築業をふくむ多くの大工業において、時間外労働の許可が停止された。これに關して認められた唯一の例外は、他の如何なる方法によつても作業の緊急的な繁忙を満しえないと監督官が認定した場合である。そして政府は、いま一定限度の例外のもとに、工業および商業的企業における一切の時間外労働を廢止せんとする法律案を議會に提出してゐる。

かゝる間に四十時間労働週は引き続き普及されつゝある。合衆國では、一九三五年一月五日までに、全工業被傭者の九五パーセント以上を含むところの五百四十一の公正競争コードが施行されてゐる。このコードの約八五パーセントは、工業労働者の主要部分について四十時間ないしそれ以下の労働週を規定してゐる。リッチバーク氏は、産業復興の進捗に關するルーズヴェルト大統領宛ての報告書において、一九三三年六月から一九三四年六月までの間に於ける二百三十二萬人といふ失業の減少はコードによる労働時間に主として基づく、と推定してゐる。一九三四年二月ワシントンに開かれた労働立法會議——それには三十九州の知事によつて任命された代表が出席した——においては、各州が労働時間を一週四十時間・一日八時間に制限する法律を採用すべきことを勧告した。この原則を最初に實行した例は、一九三四年十二月、マサチューセツト、ニューハンプシャー、ロードアイランド、コネティカット、ニューヨークおよびニュージャージーの諸州代表者によつて、工業労働者に關し一週五日・四十時間労働制の法的確認を

支持したところの申合せである。この申合せはそれぞれの州において追認を要求中である。このやうな間に、或る方面の輿論は更らにもつと先にまで進みつゝある。米國労働聯合(A. F. L.)は三十時間労働週を支持する旨を宣言し、このやうな趣旨の法律案が議會に提出された。これについては、労働時間の短縮に基づく生産費の如何なる増大も、この短縮の結果として産業に吸収されるだらうところの一千萬失業者の購買力の増加によつて相殺されるであらう、と主張されてゐる。他方、同法律案の反對者は、このやうな時間の短縮は必ずや富の生産をば一九二九年當時の水準より著るしく低下せしめるに違ひなく、また生産能率の増大も一週三十時間にまで労働時間を短縮しうるとは保障しない、と論じてゐる。

イタリーでは、一九三四年十月十一日、製造業者および工業労働者の各の全國ファシスト同盟の間に締結された協約によつて、非常に重要な行動がとられた。この協約は一九三五年四月十六日を期限とし、利用しうべき就業機会をヨリ多くの労働者間に配分しようとするものである。それは二、三週間のうちに五十以上の別々の團體協約によつてこれと同数の産業部門に施行された。この協約は四十時間労働週を確立したものである。時間の短縮に比例して賃金も減少されたが、しかし、大家族の家父にして短縮労働週のもとにある労働者に對しては、手當が補給されることゝなつた。時間外労働は原則として廢止されたものと見做されてゐるが、例外的な場合には許される。そのほか、商業的企業、銀行および保險会社ならびに農業についても、一般的協約が締結された。公けの發表によれば、これらの協定の實施後三ヶ月間に、約二十萬人の失業者が再就業するに至つたとのことである。その結果たるや極めて満足なるものと考へられてをり、二月十六日、ファシスト總評議會は四十時間労働週をもつて恒常的たらしむべしと決定したほどである。

他の諸國においても、立法上の、もしくは行政上の行動によつて、労働時間短縮の手段がとられ、或ひは提議されてゐる。

チ・コスロヴァキアでは、一九三四年九月—十月において、労働者約七萬人を使用する七百五十以上の工場が四十時間労働週を採用してをり、また労働者およそ十二萬五千人を使用する千五百以上の工場は一週四十時間以下の作業を行つてゐた。更に、社會福利大臣は一切の工業的企業——鑛業を除く、これについては特別の規定が設けられる筈である——において四十時間労働週を施行するための法律案を作成した。同大臣の推定によれば、これによつて、六萬人の労働者、もしくはこの法律案の適用せんとする工業労働者全體の約一〇パーセントが、再就業するに至らうとのことである。雇傭主團體も労働者團體も、賃金に關して意見の相違はあるにしても、双方とも労働時間短縮の必要を認めてゐると同大臣は述べてゐる。

デンマークの失業審議會は、失業克服策としての時間短縮の有効性に關して、有利なる報告を與へた。但し、これを實行に移すべき方法について、また或ひは補償の問題について、まだ何らの協定も成立してゐない。

フランスでも、労働時間の短縮を支持する運動が有力となりつゝある。労働省大臣ジャキエ氏は、一九三四年十二月の上院において、利用しうべき就業量が甚だ僅かであるのだから、これをヨリ公正な方法によつて労働者間に分配しなければならぬと述べた。そして、各人によつてなされる労働時間を短縮して全部の人々に仕事が行き渡るやうにならないものだらうか、と云ふことを攻究すべきであるとも述べた。その計算によると——尤もこの計算の價値は實際的たるよりは寧ろ明かに理論的であるが——一週間にわづか四時間だけ時間を短縮することによつて、五十萬人もヨリ多くの人々を就業せしめうるることゝなるのだといふ。しかしながら、現在すぐに法定最大限を一日八時間・

一週四十八時間以下に引き下げることは出来ない。このやうな改革は一國的には實行不可能であり、國際的な規準においてのみ實現しうるであらう。また同氏は、差し當り、既に短時間作業を行ひつゝある地域および企業においては現在の最大限度より可成り以下に時間を短縮し、また出来る限り時間外労働を制限することは、何らかの方法によつて可能であらうと述べた。その後、政府によつてこのやうな趣旨の法律案が提出されたが、それは特定の産業および地方において一定の場合につき労働時間制限の可能性を規定したものである。

ドイツでは、若干の工業において労働機會の分割が行はれてをり、繊維工業の若干部内においては一九三四年七月十日の法令によつて一週三十六時間に制限された。ルクセンブルグでは失業者に對する救済事業に關して四十時間の制限が課せられた。イギリスでは労働大臣オリヴァー・スタンレー氏の提唱によつて、各産業毎に時間短縮の可能性を検討する目的をもつて、雇主および労働者團體の代表者と共に討論が行はれた。短時間労働に關する注目すべき實驗はブーツ純粹製藥會社のノッティンガムおよびピーストン工場において行はれたものである。そこでは、一週五日労働制の採用によつて、同工場労働者の時間は一週四十七時間半から四十二時間半に短縮され、しかもそれは試験期間を経たのも無條件的な成功だと發表された。外部の専門家の報告によれば、一般生産費は全體として増加せず、週賃金も充分に維持されてゐる。もしも労働時間が短縮されなかつたなら、組織の改善と労働節約手段の採用によつて労働者は解雇されなければならなかつたらう、とのことであつた。

一九三四年における労働時間短縮運動の發展に關する以上の簡單な要約から、二つないし三つの重要な結論が示される。

まづ第一に、問題を産業毎に取扱はうとする著るしい傾向のあることは注目すべきである。これは合衆國において

公正競争コードのもとにとられた方法である。イタリアの一般原則に關する協約も、多數の個別的團體協約によつて、これを個々の産業ないし活動に實施することとしてゐる。フランスでは時間外労働禁止に關する法令は特定の産業部門および特定の地方のみに適用される。またイギリスの短縮労働週に關する討論も産業毎に行はれてゐる。

しかしながら、このやうな方法をとることによつて、必然的に、現實の規制の内容が非常な差異を生ずるに至ると推論することは誤りであらう。實際において、合衆國のコードにおいても、イタリアの協約においても、またフランスの法令においても、労働時間に關する規定には多くの程度の類似が認められる。むしろ、この方法の意義は、個々の産業に特殊的な問題に充分な考慮が拂はれること、および規制を作成するに當つて直接關係團體との協約によつてなされること、を保障する點にある。

更らに注目すべきは、この産業毎の規制といふ方法を適用するとしても、それは決して迅速なる行動と兩立しないものではない、といふことである。合衆國では、全國産業復興法によつて五百以上のコードおよび約百四十の附隨的コードおよび他の無数の施行命令が十六ヶ月間に制定された。イタリアでは四つの一般的協約を補足するところの約八十の團體協約が二ヶ月間に實施された。フランスでは、八十以上の法令が一九一九年労働時間法に基いて一九三四年中に制定された。

いま、國際的労働時間短縮の問題解決のために、産業毎の規制方法を適用すべく、國際労働總會が召集された時に當つて、これらの各國の經驗から得られた結論は充分に注目に價ひする。それが失業に對して完全無缺の救済策たりうるとは何人も考へない、しかし、それが部分的な救済策たりうることは、殊に高度に機械化された産業において既に得られた結果によつても示されてゐるものゝやうである。

産業の組織化

労働週の短縮は、経済不況の拍車をうけて一躍前面に押出されたヨリ全般的な問題の一の特殊な部面にすぎない。あらゆる國々において産業組織化への企圖がなされてゐると言ふことは現時における経済的發展の顯著な特徴の一つである。完全な自由と完全な統制化との間に、またロシア型の國家計畫經濟と自由競争に基く舊經濟體制との間に『可能的な妥協點』を見出さうとする努力は、それ／＼各方面において廣汎に且つ熱心に續けられてゐる。しかしその目的とするところはいづれも本質的には同一である。即ち、その目ざすところは、訓練及び組織化のために何らかの措置を講ずることが必要だと言ふその必要と個人企業の長所とを調和させるための何らかの手段を發見せんとするにあるのである。『殺人的』競争行爲を排除して生産者の破産と労働條件のお話にならぬ水準への低下とを防止しようとする努力が、あらゆる國およびあらゆる産業においてそれからそれへと試みられてきた。それは、物價と賃金とがあまりに下落しすぎないうちに『産業を立ち直らせる』ため、またデフレーションの下降的螺旋状態を停止させるための何らかの方法が發見されない限り、全經濟が破局に見舞はれるであらうと考へられたからにはかならない。

勿論これらの實驗はその形態においてそれ／＼非常に異なり且つその社會的性質も千差萬別ではあるが、しかし、これらの實驗の結果、將來産業は舊來の非統制的な獨立状態へ復歸するよりも寧ろヨリ緊密な統整状態へと進みさうである、と言ふことを示唆する程度の發展はすでに見られた。故に、現に行はれてゐるこれら實驗の若干についての短い評論は社會的保障の問題と關連して來るのである。

注目を要する産業組織化の第一の型は本來純粹に資本主義的なものである。カルテル及びトラストは多くの國およ

び多くの産業に現存し、その若干は國際的規模をもつてゐる。これらは、價格統制、生産高の規制、市場の割當及び其他同様の仕組によつて事業活動を安定せる均衡状態に保つ目的で組織されてゐる。経済不況はこの種の産業組織化に新たな刺激を與へたが、同時にまたそれはこれらの組織が労働者及び消費者に對してもつ危険についてもかなり多くの注意を喚起した。雇傭の統制や自殺的競争行爲の排除に見られるその長所は、獨占又は大規模の合同や其他の合理化形式による労働者の大量解雇の懸念によつて相殺されてきた。故に國家は、一方においてこれらを奨励すると同時に、他方においてはこれを統制しようとしてきた。

この二重の傾向は多くの實例によつて説明することができるが、そのうち若干は多少とも典型的なものとしてこゝに挙げるであらう。そのうちでも最も顯著な實例はおそらく日本のそれである。日本では、主要産業におけるカルテルの形成を促進すると同時にカルテルを通して産業の國家統制を行はうとする二重の目的で一九三一年に重要産業統制法が制定された。同法によつて商工大臣を委員長とする統制委員會が設置されており、同委員會の議を経て商工大臣が指定した『重要なる産業』を營む者が所定の統制協定をなし且つ同業者二分の一以上がこれに加盟した時にはこれに對して一定事項を主務大臣に届出づる義務を課してゐる。また、かゝるカルテル加盟者の三分の二以上の申請ある場合には主務大臣は統制委員會の議を経て當該カルテル加盟者又は不参加者に對してカルテル協定の全部又は一部に服従することを命ずることができる。しかし政府は、カルテルが公益に反すると認める場合にはいつでもこれが認可を拒むことができる。現在までに、同國の一切の重要産業を含む二十四産業が同法の下におかれてゐる。しかし、その運用は、物價騰貴に當面した際のカルテルの維持及び獨占的傾向の抑制の兩方面において困難を示した。しかしながら同法の期限は來年で切れるので、その際同法は修正された形で更新されるであらうと一般に見られてゐる。

る。(註五)

(註五) 英文『東洋經濟』(Oriental Economist) 一九三四年七月號參照。

チコスロヴァキアでは、日本とやゝ異つた制度が一九三三年七月法によつて採用されるに至つた。同法の目的は、計畫的發展の機關としてカルテルを奨励すると同時にこれを國家的監督のもとにおかんとするにある。すでに六七八個のカルテル協定が登録されたが、その協定價格に對しては關係當事者側から異議を唱へることができるのであつて、主務大臣は認可を與へない場合もある。チコスロヴァキアにおける制度の興味ある特徴は労働者の保護に關する規定がその中に含まれてゐることである。その後の一法律によると、産業施設は政府の許可をうけずに労働者の大量解雇をしたり又は生産の大規模な休止を行つたりしてはならない。そのみでなく、特定産業、特に砂糖、ガラス製造及び酒造業等の諸産業においては官廳の許可をうけずにはいかなる新工場をも開くことができないし、また、他の産業はとにかくとして、炭鑛業の一般的再組織は政府の監督のもとに近く實行されさうに見うけられる。

フランスにおいても同様の措置が考究されてゐる。現に議會に提出中の政府法案は、物價機構がもはやその任務とする經濟的均衡の恢復を遂行するに足りないと言ふ前提に基いて作成されたものである。世界大戰や、外國爲替の混亂や、國家的干渉や、就中經濟的國家主義の行きすぎなどに起因する諸動搖は物價制度の機能を根柢からひつくりかへしてしまつたので、原狀回復のために一時的に他の方法を採用することが必要となつた。したがつて政府は、同業者間の協定を拘束力あるものにすると同時に、自己の努力によつて適度の秩序と安定とをつくりだすことのできない諸産業には組織を與へるやうな諸措置を探究してゐるのである。要するに、その目ざしてゐる一般目標は、一定程度の『國民經濟における團體的訓練』を要求することによつて、生産と消費との再調整を確保するにある。

イギリスにおいてもまた同じ方向への漸次的進歩がなされつゝある。鋼鐵業および炭鑛業の組織に關してヨリ一層の進歩がなされた、即ち、前者においては、能率の増進と輸出の増加をはかるために『獨立の』委員長のもとに一の新な執行委員會が設置されたし、また後者においては、或は任意的合同が行はれ、或は炭鑛再組織委員會が強制的合同計畫を作成してこれを近い將來に任意的合同の見込のないものに適用することになつた。また綿絲紡績産業においては、政府は一千萬錘の過剩紡錘を排除するための一般的操短計畫を支持すべき旨を約束した。また政府は、事情がこれを必要とする場合には賃金及び労働條件に關する團體協約を同産業の一切の製造部門に對して拘束的なものにするのできる一法律を制定した。

しかしながら、サヴェート社會主義共和國聯邦以外における二つの最も大規模な實驗とみるべきものは、現に合衆國及び伊太利において進行中のそれである。産業復興法は今年の夏でその有効期限が切れ、したがつて今議會はコード制度の修正、擴張または廢止を決定することゝならう。しかし、若干の産業において著しい組織化が達成されたことに鑑みても、またコードの若干の特徴について多かれ少なかれ一般的満足が表明されてゐる點に鑑みても、廢止は行はれさうにないやうに思はれる。産業毎に多少異つてはゐるがしかし一般にその特質を等しくしてゐる労働條項は、憲法上それが可能であるならば、疑もなく聯邦法律によつて置きかへられることゝならう。しかし法律は團體協約によつて補足されないかぎりコードの規定と同様の屈伸性をもち得ないであらう。しかしながら、コードの規定する施行機關に對しては勞資双方からかなり多くの批判がなされた。労働組合側は、多かれ尠かれ一般的な種々の理由から、コードを施行する機關への代表權を要求したが、この要求はきはめて僅かの場合にしか認められなかつた。もしこの要求が一般に容れられておつたならば、それはコード制度を著しく變更すると同時に、聯合統制の廣汎な要素

を産業の中にもちこんだことであらう。最も議論を惹き起しさうな、いま一つの問題は、価格、生産及び取引を規制するために従前通り強制的権力を認めるかどうかの問題である。この分野においてはかなり多くの実験がなされた。採用された計画のあるものに對しては多くの批判が行はれた。コードのもとでとられた諸措置の若干は消費者の利益と同様に小生産者及び労働者の利益にも反するものとして非難された。しかしながら、コードは、復興局長官ドナルド・R・リッチバーグ氏が言つたやうに『種々の異つた経済理論や矛盾する事業政策』（註六）を統合しつゝ、明白に實驗的なものとして始められたものであると言ふことを忘れてはならない。それらは『自治の一試練』たるの、しかも國民的利益に從屬する自治の一試練たるの意義をもつた。産業復興法の公然たる意圖は『各職業グループ間の協同を目的とする産業の組織化を促進することによつて一般的福祉の増進をはかると同時に、政府の充分な監督と認可のもとで労働と管理との統一行動を誘導し且つこれを維持せんとする』にあつた。もしもこの偉大な實驗が成功であつたと言ふ裁斷が下されるならば、それは單に合衆國産業の將來の方向を決定するばかりでなく、疑もなく合衆國以外の輿論に對しても著しい影響を與へるであらう。

（註六）國際労働局發行、*Social and Economic Reconstruction in the United States*, p. 98, Geneva, 1935. より引用。

伊太利では、昨年度中に職團制度の著しい發展がみられた。一九三四年二月法によつて主要生産部門がそれ／＼一個の協議會をもつ二十二個の職團に組織され、且つこれら協議會の凡ては政府首長の統轄する全國職團協議會のもとに組織されることになつた。職團は關係當事者の利益のために特定の生産部門を統制する目的でつくられる職業的團體と同一物ではなくて、國家の機關であり、その第一義務は公共社會に對するものである。職團の機能は廣汎であり且つ千差萬別である。職團はそれ自體としては生産の指揮または統制にあたらぬが、しかし、政府がこれを要求す

る場合または構成團體の一つが政府の同意を得てこれを要請する場合には、生産の統一的規制および經濟關係の團體的規制のための規則を作成することができる。職團はまた、料金表、經濟的奉仕に對する手数料および特殊條件のもとに公衆に提供される消費物品の價格をも決定する。しかしながら、この種の決定には全國職團協議會および政府の認可が必要である。労働事項に關しては、職團は團體紛議の場合には調停當局者として行動する（註七）。この制度の一般的趣旨は、政府の嚴重な監督のもとで經濟活動全般の統制と規制とをはからうとするにある。ムソリーニ氏はこれが目標とするところを次のやうに規定した——『職團の目的は全伊太利國民のためにヨリ大なる社會正義を實現するにある：それは労働、公正なる賃金および相當の生活方法の保證を意味する。それはまた絶えざる改良の可能性を、生産に關する完全なる理解と生産の必要なる規制への参加とに向つての労働者の不斷の前進を意味する』（註八）。これらの目的と諸原則とに基いてつくられてゐる點からみて、職團は計畫經濟における最も重要な試みの一たるを失はないのであつて、その實際上における作用は最も緻密な注意を怠らずに注視する價値がある。

（註七）より詳細な點については、*International Labour Review*, Jan. 1935 A. Anselmi: "Trade Associations and Corporations in Italy after the Recent Reforms" を参照。

（註八）一九三四年十月六日、ミラノにおける演説。

また例へば埃太利やポルトガルの如き他の若干の諸國においても、職團的基礎の上に産業を再組織せんとする意味の實驗がなされてゐるが、しかしそれらはなほ未だ着手されたばかりであるので、なんらかの結論をそこから引き出さうとするのは早きに失する。

國家が個人的に運營されてゐる産業の中になんらかの組織化的措置を施さうとする上記各種の試みと強い對照をな

すものは、サヴェート社会主義共和国聯邦で現に行はれてゐる産業の國家管理制度である。こゝでは該制度の詳細に立入る餘裕はないが、しかし前記二種の實驗がそれ／＼その中で行はれてゐる四圍の事情の間には一の明白な差異があると言ふことはこれをハッキリさせておく必要がある。即ち、以上述べた國々の大部分においては、解決すべき問題は生産され消費される多種多様の商品の需要・供給間の均衡をはかることであるが、サヴェート聯邦においては、それはむしろ國內工業化の問題として現はれてゐるのであつて、需要・供給間の均衡の問題は今までのところでは比較的小さな重要性しかもつてゐないのである。一方の場合における計畫化は經濟的均衡を目ざしてあり、したがつて獨占の不當行使は主たる危険として現はれるのであるが、他方の場合における計畫化は最大限度にまでこの計畫化を押し進めてゆくことを目標としており、したがつてそのために消費者の自由選擇權に重大な制限を課する結果を生じてゐるのである。

以上の實例は、産業の「計畫化」または「統整」の觀念が疑もなく地歩を占めつゝあることを示すに充分である。最も高度に産業化された諸國がこれを実験しつゝあると言ふ事實は、それが産業の現状から割り出された實際の必要に適合してゐることを示唆する。この傾向を重要なものではないとして無視することは何ら根據のないことであるが、しかし、と言つて、個人企業が全般的な統制化のためにまさに撃退されやうとしてゐると結論することも賢明ではない。現在到達してゐる段階は多分に經驗的なものである。内包されてゐる眞實の諸問題は漸次的にはあるが明らかされつゝある。これら諸問題の解決は、試練と過誤との長い過程を経た後でなくては見付けられないやうに思はれる。しかしながら、こゝで一、二の顯著な特色について注意を惹いておくことも無駄ではないであらう。第一は國家的干渉のためのなんらかの措置が絶対に必要だと言ふことである。およそ競争制度のもとにあつては、いづれも、任意

の協定によつて共同規約の遵守を確保するにたるだけの統一が生産者間に存在することなどは稀である。それが價格規制の問題たると、賃金および時間の決定に關する問題たると、生産制限の問題たると、不正行為禁止の問題たるとまたは不生産的分子の廢棄の問題たるを問はず、殆んどいつもそこには反抗的な少數派が存在して、多數者の命令に服することを拒んだり、産業の一般的利益に關する多數者の見解に従ふことを拒んだりする。必要程度の訓練と結合とを確保するために政府の干渉がおそかれ早かれ常に要求されるに至るのは實にこれがためである。これと反對に、任意的結合が事實上生産部門を統制するにたるほど有力になつた場合には、公衆に損害を與へる程度にまでその獨占權が濫用されやうとしたことが決して稀ではない。したがつてかゝる場合においても國家は公衆保護のために結局干渉を餘儀なくされるのである。

前記二つの動機から國家が干渉に乗りだすと言ふことはこれまでに擧げた實例から充分明白に看取されるであらう。しかし、そのおせつかいの動機がなんであれ、ひとたび國家が産業的企業規制のために、公共社會から引出したその權力を行使するやう要請される場合には、國家は自己の庇護のもとにあるいかなる利益をも無視することはできない。例へば政府は、消費者の要求する價格や労働者の雇傭條件になんらの顧慮をも拂はずに特定生産部門の能率増進や利潤の増加をはかることを許されない。國家の干渉は、一般的平等の基礎の上に立たないかぎり、これが實行は今や不可能である（註九）。したがつて、その形態のいかんを問はず國家的統制を産業の中にもちこむことは、同時に社會的目的と考慮とをもちこむことを殆んど必然的に意味する。國家は單一のグループの個人的利益をはかるのではなくて、むしろ公共福利の増進をはかり、これによつて自己の行爲を基礎づけ且つ正當化する義務がある。

(註九) *The Sociological Review*, Oct. 1934. 所載 David Mirny: "The Political Consequences of Economic Planning."

國家の行爲はいづれも政治的なものではあるが、しかし、産業の上に國家的統制をうちたてると言ふことは一切の個人的創意の除去を意味することにはならない。個人的自由に對する干涉の程度といふものは、どんなにでも手加減のできるものである。合衆國の全國計畫委員會がいみじくも言ひ表はしてゐるやうに、「一方に完全な無秩序をおき、他方に有ゆる方面の個人的行爲に對する完全な統制を置いて、二者のいづれかを選択しようと言ふのではない。完全に無計畫な國民と言ふものは完全に計畫化された經濟と同様にありうべからざるものであり且つ望ましくないものである」(註一〇)。常に諸國の政府は、或は社會立法により、或は關稅其他の商業的規制により、或は投機の制限や通貨政策によつて、經濟的諸勢力の相互作用の上に種々の制限を課してきた。また各國は、それ／＼常に、いかにその理解が曖昧であり且つその定義が拙劣であるにせよ兎にかく自國の政府が多かれすくなかれ意識的且つ組織的にこれを押し進めようとしてゐる工業政策、農業政策および財政政策をもつてゐた。しかし、現在では、ヨリ明白な定義とヨリ精力的な行動との必要が過去におけるよりも一層痛切に感じられてゐる、なぜなら舊制度をもつてしては現代の諸要求を満たすことができないと言ふことが證明されたからである。

(註一〇) National Planning Board: "Final Report", 1933-34, pp. 31-32.

もちろん政體のいかによつて計畫化が可能になつたり不可能になつたりするわけのものではない。それが實行できるか否かは、結局、それからその生活と事業とに影響をうける人々が、どの程度まで喜んでこれに協力せんとしてゐるかによつて左右されるのが常である。多少とも一般的な同意をかちうることでない政策は結局のところこれを強力で押つけることもできないものである。高度に教育の普及した一切の社會においては、究極において訴へんとするのは何らかの專制的權力に對してはなくて、むしろ理性と事件の理論上の歸結とに對してである。この理由から、

獨裁的國家における計畫化の成功も一般人民がその計畫化に對して與へる是認の程度に比例するやうに思はれる。また同じ理由から、民主的國家において一切の國民的努力の根柢をなしてゐる公共の承認こそは、これら民主的國家のそれ／＼が必要とする産業組織化の型と程度とを決定する場合の最も強固な基礎をなすもの、やうに思はれる。複雑な現代社會の全經濟生活を抽象的に計畫化すると言ふことは不可能であるが、しかも、全く不法にもこの不可能事を理由にして一切の經濟的計畫化を妄想的だとして片づけようとする者が往々にしてゐるのである。要するに、計畫化は、人民全體の最大限の健康と慰安と福利とを確保する目的で經濟的な資源と可能性とを利用するために叡智と深慮とを働かすことを意味する。それは硬直した制度の樹立を意味しないで、移行行く状態への不斷の適應を意味する。それは實驗によつてのみ押し進められることができる。經濟生活の様々の潮流をその中に流しこんでこれを凝結させるやうな鑄型はどこにも存在しない。現に行はれてゐるものは、使ひふるした形式を脱ぎ捨て、産業的發展の現段階にヨリ良く適應した新なるものを考へ出すための一試みなのである。この種の試みは、空想的であるどころか、變化の法則の單なる常識的承認にすぎない。技術的進歩や國際的親近關係や社會概念はすべて産業時代の開始以來廣汎な修正をうけてきてゐる。強まりつゝある「計畫化」への要望は、經濟組織を二十世紀の技術的・政治的および心理的環境に適合させんとする不可抗的な必要から生み出されてゐるのである。

金融政策

しかし、産業の組織化は、いかにそれが完全なものであつても、時間の規制やまたは土木事業と同様にそれ自身として失業に對する萬能薬たりうるものではない。これらの一つ一つは廣汎なプログラムの中の重要な要素にはちがひ

ないが、しかし、これらは凡てある程度まで、ヨリ根本的な金融政策の諸問題の解決如何によつて決定されるのである。雇傭の量を終局的に決定する経済制度の效果的運用のためには生産と消費との間の均衡を保つことが必要である。この二つの過程が跛行してゐる場合に、生産の減少をはかることによつてこれを低下せる消費水準に適合させることは疑もなく可能である。しかしながら、この種的手段に訴へることは、生産高を制限したり技術的進歩をおくらせたりするために屢々適用された諸措置を経済的に健全なものであると認めることになるであらうと思はれる。だが、かゝる是認は経済學者も殆んど與へやうしてゐないし且つそれは常識からも嫌惡すべきものである。したがつて、選ぶべき他の唯一の方法は、消費を増加させ且つ購買力を高める手段を發見することである。豊富極まる生産に直面して手も足も出ないといふこの明白な矛盾から、人々の考へは今やこの方向にむけられつゝある。國民的所得のヨリ廣汎な且つヨリ公平な分配は工業及び農業の兩者にヨリ安定した且つヨリ廣大な市場を提供するための一條件ではなからうか、といふ根本問題が提起されてゐる。合衆國においては、一九二九年に三六、〇〇〇だけの上層家族の總所得が事實上一一、六五三、〇〇〇もの下層家族のそれと同額だつたと言ふ事實は、經濟的均衡の見地からみて重大であるか、それともまた全く筋違ひな問題であるか、問題にされてゐる(註一一)。經濟的見地からみて國民所得に對する賃金の最大可能の比例なるものは存在するか? 産業活動を最も效果的に維持するために一番都合のよい方法で所得を分配することに失敗すると言ふ點にこそ經濟制度の眞の缺陷は見出されるのではないか? この種の疑問はわれわれの現在の諸困難の根柢にふれるものではあるが、しかも今までのところでは何らの確實な又は完全な答もこれらに對して與へられやうとしてゐない。

(註一一) Brookings Institution: *America's Capacity to Consume* (1934), Chapter V を見よ。

所得の國民的分配の問題は、インフレーション主義者とデフレーション主義者との間の、換言すれば、政府および銀行制度はあらゆる合法的手段に訴へて信用の量的増大と流通速度の加速とをはかるべきであると考へてゐる人々と、新たな均衡がみられるところまで賃金、生産費および物價を引下げてゆくことが最上の救済手段であると考へてゐる人々との間の、論争と密接に關連してゐる。これまでに得られた結果に關する第二章の評論から推せば、インフレーション的實驗は今までのところではデフレーション的實驗よりも好結果をおさめてゐることがわかるであらうし、また、獨逸、濠洲および伊太利の如き若干の國々においてはデフレーション的政策が漸次インフレーション的諸措置によつて置き代へられるにしたがつて明かに従前よりも好い結果が得られてゐる事實も注意する必要があるであらう。いづれにしても公共の金錢を支出することによつて購買力を増大させるために瑞典、合衆國および其他の諸國でとられた諸手段は、最も信頼のなくなつてゐる時に當つて、産業に一の刺戟を與へたと言ふことは疑ひ難いところである。同じ結果は、失業關係の金錢的支出および貨幣價値の切下げによつて、ヨリ低い程度においていはあつたにせよ、イギリスにおいても達せられた。しかもイギリスにおいては、賃金率が一般に維持されたために國內購買力の水準は合衆國におけるよりもヨリ良く保持されることができたと言はれてゐる。經濟不況中に採用された種々の通貨政策の精密な結果についてなんらかの判断を下さうと試みるまでもなく、現在の恐慌は購買力の分配と流通とが事業と雇傭との量を決定する最も重大な要素であると言ふ事實を管てないほど明瞭なものにしたと斷言することができよう。非常に多くの慎重な計畫や巧妙な措置がこの分野においてなされたし、また否實際常になされてきた。しかし、この方面においても、經濟活動の他の部門におけると同様に、統制と指揮とは公共社會全體の利益に基いてこれをなすべきであつて、一般的福利と部分的にしか調和しない個人的利益を主眼としてこれをなすべきではないと言ふ要求が昂まりつゝある。

國際的組織化

最後に「計畫化」の國際的方面が残されてゐるのであるが、これに對しては現在僅かな注意しか拂はれてゐない。一九三三年におけるロンドン經濟會議の決裂以來、國際商業と國際爲替とが陥つた混亂と戦ふための一致した努力は殆んどなされなかつた。しかし、國際貿易の著しい復活をみないでも一般的繁榮に似た何ものかに立ちかへることができると本氣で考へてゐる者は一人もないのであるし、また、爲替が幾分安定した且つ首肯できる關係に引き戻されないうちはかゝる復活は到底望めないと云ふことを本氣で疑つてゐる者も一人としてないのである。信用も、信頼も、變動しつゝある通貨といふ崩れやすい砂地の上にこれを再建することはできない。これらの變動が昨年中にその激しさを減じたことは事實であるが、しかし、外見上比較的實現されやすさうに見えてゐながら、安定はいまだに見られないでゐる。

しかしながら、たとへ爲替が一定不動の關係を再び取りもどすことができたとしても、國際貿易復興の途上に横はる障害にはまだくゞ恐るべきものがあらうと言ふことはこれを認めねばならない。殆んど全部の國が採用した防禦的措置は一の新しい事態をつくりだした。即ち、以前多量の食糧品を輸入に仰いでゐたイギリス、フランス、伊太利および獨逸の如き工業國は、或は農村人口を保護するために或は貿易帳尻を合せるために、それ／＼自國の農業を組織すると同時に、農民に公約した物價水準を維持する目的で海外からの輸入を減少させるために關稅障壁を高めたのであつた。大部分の場合、特に獨逸とフランスとでは、このために多くの食糧品價格が世界水準よりも遙かに高い點にまで引き上げられるに至つた(註二)。この種の措置は、それが農業を破滅から救ひ且つ工業製品と農業生産物との價

格の差を少くしたといふ理由からして、辯護の餘地があるだらう。しかしながら、他方において、これらの措置は、前記の機能を果たすことによつて、同時にまた工業のための海外市場を破壊することに役立つた。これまでは、世界の大農業國は自國の農業生産物中の過剰物資の大部分を大工業國の工業製品と交換してきた。しかるに、大工業國が外國食糧品の購入を中止するに至つたので、農業諸國もやむを得ずその國內的需要に應ずるために自ら工業製品をつくり始めるに至つた。反對にまた、農業諸國における製造工業の發展は工業諸國の市場を狭めることになり、工業諸國が自國の農業を保護せんとする動機はこれがために一層強められた。それらの結果として、世界大戦によつて最初の大きな刺戟を與へられた全世界にわたる工業の普及は大戦當時よりも大規模に促進された。その結果、すでに存在してゐた工業的生産過剰がいよ／＼深刻になると言ふことは避け難いところである。したがつて、自然的歸結として、工業諸國は國內市場の開拓に方針を變へ、これが保護のために今度は積極的に關稅障壁を高めるに至つた。かゝる保護的措置のとられてゐるところではいづれも、國內製造業者はなんらかの直接的利益をそれから受けることによつて彼らの國外競争者の驅逐に成功してゐるやうである。かくして、若干の工業部門に生産と雇傭との直接的増加が起るとは過年三年間にわたるイギリスと獨逸とを見てもわかるやうに、殆ど確實である。しかし、この種の計畫化が何らか終局的な利益を約束してゐるかどうかは別個の問題であり且つより困難な問題である。また一方において、一の工業が、その需要が容易に見越され且つ表面上外部の妨害のおそれの少しもない國內市場に依存してゐれば、當該工業における雇傭はより規則的なものとなる傾向がある。この見地からして、國內的需要を對象とする工業の割合を多くすると同時に輸出貿易に依存するものゝ割合を少くすることは幾分國民的利益に合致すると言へるかも知れない。しかし、それにしたところで、自給自足への何らかの顯著な躍進は生活水準のなんらかの犠牲において購はれ

る傾向がある。自給自足的國民經濟を完成し且つこれを有益なものにするためには二つの條件をみたすことが必要である。第一に、その國が一切の食糧品と必要な原料の全てをもつてゐることが必要である。この第一條件が確保されえない場合には、その四方に立てめぐらされた障壁には必然的に一つの裂け目がつくられ、それを通して海外からの必需品が世界價格で輸入され且つ競争的條件のもとで製造された輸出品によつてこれを買はねばならなくなる。このことは、全國民經濟がなんらかの程度で國際的諸要素に左右されることを意味するのである。自給自足的國民經濟の成功の第二條件は、その國が農業によると工業によるとを問はず兎に角自國において生産される一切の生産物を消費する能力をもつてゐることである。國民的要求を越える過剰物資が存在する場合にこれを海外に賣捌くことに失敗するならば、それは種々の困難や、失業や、また恐らくは主要産業の恒常的沈滞などを招來するにちがひない。故に、豊富な天然資源に恵まれた廣大な、人口の多い、均衡の良くとれた國々のみが、成功に對する何らかの實際的な豫想をもちながら、自給自足的國民經濟の達成を希望しうると言ふことは明らかである。國が小さければ小さいだけ、またその資源が貧弱であり且つ制限されてゐるだけ、その國は輸入またはこれが代價を支拂ふための輸出なしでやつて行ける可能性をヨリ尠くもつことになる。反對に、例へばアルゼンチンの小麥、ブラジルのコーヒー、丁抹の農産物イギリスの石炭、合衆國の棉花および石油、サヴェート社會主義共和國聯邦の木材のやうに一國が何らかの特殊商品の過剰に恵まれてゐる場合には、その國は國內的要求の限度にまでこの種産業の生産を切り下げるか、それともまた外國からの購買または外國への貸付によつてこの種産業のための市場を開拓するか、そのいづれかをなさねばならぬ。

(註一二) 附録第三を参照。

實際上の見地からみて、幾分安心して徹底的な自給自足政策を企てうるほどの廣さと天然資源とに恵まれた國は恐らく二つしかない——それは合衆國とサヴェート聯邦とである。しかも、この兩國と雖も、經濟活動の在來の配置に深刻な混亂をもたらすことなしにこれを採用することはできなかつたのである。合衆國農務大臣ヘンリー・A・ウォレス氏は、これに相當する海外からの購買および海外への貸付によつてのみ可能であるところの合衆國輸出市場の維持が失敗に終る限り、合衆國が小麥、棉花および煙草(石油もその中に加へてよいであらう)の現在の生産高を維持することは不可能であると言ふことを繰り返して證明した(註一三)。またロシアは、その支拂に充當するために石油と木材とを輸出することなしには、その産業的裝備を獲得することはできなかつた。しかしまた同國が最早いかなる海外からの供給をも必要としない段階に到達しえたとしても、自國の過剰物資を海外に輸出してこれを他國の生産物と交換することに失敗するかぎり、同國は依然として比較的貧乏な國としての存在をつゞけることであらう。

(註一三) Henry A. Wallace: *New Frontiers*, New York, 1934, 参照。

要するに自給自足的國民經濟は決して大部分の國々で實行できる政策ではなく、最も富んだ且つ最も人口の多い國においてのみ、しかも非常な犠牲を拂つた上で實行できるものと結論することができよう。同様の推論からして、國際的生産の制限はせい／＼極めて相対的な且つ一時的な成功をもちうるにすぎないと言ふことを證明するのは容易である。ロンドン會議で行はれた小麥、木材、銅、石炭、石油および其の他の商品の生産制限に關する實驗は一つとして大して顯著な結果をおさめなかつた。國際的競争者間に生産制限のため繼續的な協定を確保せんとする場合その途上に横たはつてゐる諸困難を克服することは殆ど不可能である。多くの實例に徴しても、生産と消費とのギャップは減少しないでむしろ増大した。一、二の例外を除いて、主要商品の在庫高は、協定された措置によつてこれを一掃

せんとする努力がいろいろなされたにも拘はらず、依然として莫大な量にとどまるか又は増加さへした(註一四)。今までのところでは、生産制限を目標とするこの種の國際的計畫化がなんらかの恒久的解決を約束すると言ふ證明は實驗に徴しても殆どなされてゐない。否、むしろ實驗は、國際的行動によつて解かるべき眞の問題はいかにして生産を制限すべきかの點にはなく、いかにして消費の増大をはかるべきかと言ふ點にかゝつてゐることを示唆してゐる。しかし、この消費の増大をはかると言ふ事は、すでに實行に移された大部分の一國的計畫化およびこれが庇護のもとで頑丈な防壁に圍まれるに至つた諸利益のために、ヨリ困難なものにされたと言ふことは確かである。しかし、國民經濟のこれら一切の計畫はなんらかの廣術的な國際協定の方式によつて一掃されることができると想像することは完全な錯覺にはかならない。また、双務協定は現に通商取引の自由を阻害してゐる束縛を緩和するための最初の試みとしてはある場合には充分役立つものではあるが、しかし、これによつて國際貿易の現在の沈滞に強い刺戟を與へることは望めさうにもない。但し、同様の經濟的および政治的利害關係のもとにおかれてゐる諸國間に形成されるヨリ自由な取引の領域からはもつと多くの進歩が恐らく期待されるべきである。しかし、一切の國民がその物質文明を維持し且つ發展せんとする限りこれを不可缺とする外國貿易の必要と、農工業關係の雇傭と物價との安定をはかるために生産と消費との國內水準を規制し且つ統制することを目的とする國民經濟制度の儼存との間に横はる矛盾は、その手段のいかんを問はずこれを解決せねばならない。これは一國的計畫化によつてつくりだされた恐らく最も遠大な問題である。しかし、かゝる問題の存在を嘆き悲しむだけでこれをそのままに放置するわけにはいかない。さうしたところで、依然としてそれには、世界が自己の住家をもう一度秩序だてやうとする場合に當然計算に入れなければならない一つの事實として残されることになる。今後二十年間の社會的進歩はこの問題を解決せんとする努力が成功するか失

敗するかによつて決定されることが多大であらう、しかしまた、その問題解決の成否は、諸國民が進んでヨリ協力的な展望の上に立ち戻らうとしてゐるか否かによつて、また、諸國民が單に今日と言ふ目先だけの見地にのみ立たないで明日と言ふヨリ遠い見地をも基礎として進んで自國の經濟的將來のために計畫するか否かによつて、ひとへに左右されるであらう。

(註一四)これらの實驗に関する重寶な摘要文献としては、*Revue d'Economie Politique*, Oct. 1934. 所載、F. Maurice: "La politique concertée des matières premières." を参照。

第四章 一九三四年の國際労働機關

前三章に述べた一切の出來事の示す通り、社會問題に對する關心は、どうして不況の重壓のもとに衰へてしまふどころか、一層鋭いものとなつた。恐慌の範圍や續期間や烈しさなどは人々の思索を吾々の産業文明の基本的條件の或るものへと向はせた。それはヨリ鋭い社會意識を生み出したのであつて、このことは國際労働機關の歴史にも反映されてゐる。昨年中におこつたところの、國際労働機關の締盟國の重要な増加と理事會の構成における變更とは、吾々の年代記において國際労働機關に重要な地位を與へるであらう。

昨年の年報では、一九三三年の労働總會に初めてアメリカのオブザーヴァーの一行が参列したことを記録しておいた。その時、このことが機關と合衆國とのヨリ緊密な關係を豫示するものであつてほしい、との希望も述べておいた。幸ひにして、この希望は豫想だにしかかつたほど完全且つ急速に實現された。一九三四年六月二十二日、あたかも閉會中の國際労働總會では、國際聯盟規約上の義務を引受けなむとの條件のもとに國際労働機關に加盟することを大統領に認許する共同決議が米國上下兩院によつて採擇されたことが公式に通告された。この通告と一所に、大統領は合衆國に對する加盟招請を歓迎する意向である旨も言ひ添へられてゐたので、同日、同國の加盟を招請する決議が労働總會によつて満場一致可決された。八月二十日、大統領はこの招請を受諾することを國際労働局長に通告し來り、こゝに合衆國は機關の完全な一員となつた。

こゝではこの出來事の重要さを強調する必要はまづないだらう。合衆國が世界の經濟生活並に産業生活上に演じて

ゐる役割り、その資源とその人民の社會的標準とを發展させた際のあの驚くべき速度、並にルーズヴェルト大統領の激勵のもとに現に遂行されつゝある大膽にして總括的な復興施設は必然にアメリカの協力を、國際労働機關の構造と將來とによつて異例的な價值あるものとしてゐる。昨秋の合衆國訪問中、局長はアメリカの政府、産業及び労働がいかに衷心からこの協力を効果的にすべく準備しつゝあるかを判断する機會をもつたのであつた。

それから一月とはたゞない時に、アフガニスタン、エクアドル、サヴェート社會主義共和國聯邦の三國は國際聯盟に加盟することを通じて機關の締盟國となつた。サヴェート聯邦については、同國政府はどの程度まで積極的協力を與へる意向であるかをまだ決定するに至らないが、理事會の本年一月の會合にはオブザーヴァーの資格で参列させるために代表一名を任命し、かくて機關の事業と接觸をひらく公式の第一歩を踏出した。こゝでもまた、ロシアの領土と人口との大いさからも、最近數年におけるその産業の著るしい擴張からも、さてはまた現在の體制のもとにおいて行はれてゐる社會的實驗の重要さからみても、ロシアの協力の重要さを特に強調することは要らないだらう。

日本についても、その關心がいさゝかも減退した兆がないことは悦ばしい。日本の通商の著るしい躍進からおこつた諸問題は昨年の労働總會の討論において重要な地位を占めた。モレット氏の日本訪問と氏がこれについて作成した貴重な報告とも多大の注目を惹いた。重要な産業國の一たる日本と國際労働機關との聯繫が今後も積極的に續けられるだらうといふことは、どの點からみても、充分これを期待することができる。

翻つて、ドイツの逃避的態度にはなんらの變化もなかつた。ドイツ政府は機關との接觸を剩すところなく解消したし、またその批准せる國際労働條約によつて生じた義務を履行する場合の外は、局に對して統計その他の情報を提供することさへ止めてしまつた。そのために、昨年中におけるドイツの社會情勢及び經濟情勢についての本書の行論は



右のやうな事情のなかつた場合よりも不完全だし、おそらくヨリ不正確でもあるだらう。残されたこととしてはい、その聯盟脱退通告がいつに効力を發生する前にドイツが再びもとの立場に戻つてほしい、といふ昨年の年報で述べておいた希望をこゝに繰返すよりはかはない。

國際労働機關の締盟國が増加したことの一般的結果として、機關の普遍的な性質はさらに強められた。その規模はいまや創設以來初めてほとんど全世界に亘つており、このことからして、その重心は過去におけるよりもヨーロッパ的ではなくなるわけである。この傾向はすでに機關の創業當時以來次第に感ぜられつゝあつた。繰返して指摘された通り、世界大戰の結果は十九世紀におけるよりも一層廣く地球上各地に産業を分散させることとなつたのであつて、十九世紀には工業生産は主として二、三の西歐諸國に、そして世紀末近くには合衆國に、集中されてゐたのであつた。最近數年間、わけても恐慌の襲來以降、産業活動のこの地理的擴大はさらに押し進められた。

産業地圖のこの變遷は極めて都合好く理事會の擴大に反映されてゐる。十二年の期間を経過した後、國際労働機關憲法第七條(即ちヴェルサイユ條約第三百九十三條)の改正はつひに効力を生じ、昨年の労働總會における理事會の選舉に間に合つた。その結果、理事會に代表される十六の政府のうちには七つの歐洲以外の國が入り、また雇傭主側でも労働者側でも、これに對應して歐洲以外の國々の代表が増加した。九月にデ・ミケリス氏の議長のもとに初會合を開いた新任の理事會は機關の歴史上新なる一章を開いたものである、といつても言ひ過ぎではないだらう。

さらに決定的に重要な變化が一月の理事會において行はれた。アメリカ合衆國とサヴェート社會主義共和國聯邦とが八大産業國のうち二位に位するものであつて當然に理事會政府側委員の席を占めるべきことは、明白にしてなんらの異議もあり得ない。理事會の委員中選舉されるべき部分が改選されてから僅か數ヶ月後に八大産業國の名簿の構成を變

更しなればならないことは明かに不便でもあり、遺憾でもあるけれども、しかも理事會は、名簿の更改を行ひ且つこれを遲滞なく實施することは自己の義務である、といふ見解をとつた。この問題の法律的並に統計的形相を取扱ひたるその役員の報告書を考慮した後、理事會は廿四票對一票にて右の手續をとることに決し、左の國々(アルファベット順)が新たに八大産業國の名簿を構成することを聲明した——フランス、ドイツ、イギリス、印度、イタリア、日本、サヴェート社會主義共和國聯邦、アメリカ合衆國。

同時に、一九一九年以來理事會の仕事において積極的な役割を演じてきたベルギー、カナダの二國がこの決定に伴つてどうしても退かなければならなくなることは非常に遺憾とされた。わけてもマハイム氏に對しては、非常な同情が寄せられたのであつて、氏は國際労働立法の促進にその一生の仕事の大部分を捧げられ、國際労働機關に對する氏の奉仕はいかように讃めても誇大に失することがないほどなのである。さらに、マハイム氏が自身並にベルギーのために、機關の最善の利益によつて斷乎として命ぜられたるものとして、深く理事會の決定に服した立派な態度はこの同情を一層高めた。兩國の過去における協力を謝する印しとして、理事會は満場一致にてカナダとベルギーとのために特別の地位を設けることに決定し、兩國を副委員に補し、かくて一九三七年の次回の選舉に至るまで理事會の事業に引き続き參割させることとした。同じ會合において、労働者代表團は米國労働聯合會長ウィリアム・グリーン氏に對して委員の椅子を一つ割り當てたし、雇傭主代表團はアメリカの雇傭主代表に一つの地位を與へる手配を行つたのであつた。

この二重の改造の結果として、理事會の性質並に構成はかなり變へられた。こゝに初めて、理事會はあらゆる大産業國を網羅するに至り、三つの産業化された大陸を充分に代表させ得ることとなつた。ヨーロッパ以外においてい

なる産業的進歩が行はれたか、またアメリカ及びアジアの諸大國においていかほど大規模に社會問題の解決に努めねばならないか——このことはまだこれを見聞する機会をもつたことのない人々には充分痛感されぬこともあるほどである。理事會や労働局の事業は、これらの國々に存する状態や思想をヨリ良く理解することからして新しい力を得るに相違ない。

その接觸を廣めるために労働局は技術的使節をヨーロッパ以外の國々に派遣する政策を續けた。モーレット氏の日本及び支那訪問のことは既述しておいた。キューバ政府の懇請によつて、デシャン氏とポブリート・トロンコーゾ氏は友愛組合及び労働部の組織について助言を與へるために同國を訪れた。昨年未頃、ティクシエ氏はブラジル、ウルガイ、アルゼンチン及びチリを訪れ、社會保險制度を調査研究するとともに恐慌後諸保險制度の遭遇した困難の切抜策について少々提言を與へた。昨秋、局長は合衆國を訪れ、特に幸ひにもサンフランシスコにおける米國労働聯合の年次大會に來賓として参列した。次に局長はメキシコに行つたが、そこではメキシコの官廳方面の懇篤な款待をうけたばかりでなく、最近採用された進歩せる社會立法をも見聞して多大の感動をうけたのであつた。

これら一聯の訪問旅行からして二つの教訓がハツキリ引出せる。第一に、ラテン・アメリカの労働立法の程度はこれまでかなり過小評價されてゐたのであつて、最近に受取つた多數の批准こそはいまや完成の途上にある進歩の模様を如實に示すものであること。第二に、もし労働局が歐洲以外の國々、また一般には國際労働機關そのものに、對する義務の遂行上立派な設備をもつてゐるべきだとするならば、特にこれらの國々の技術機關との直接の接觸は必要缺くべからざるものなること。この目的に一層近づぐためにはさらに二つの方法がある。これまでは、主として財政上の

理由から、ヨーロッパ以外の國々の専門家は極く稀にしかジュネーブにおける技術的委員會の會合に招集されなかつた。世界の諸方面において調査研究や行政にあつてゐる人々の意見と經驗との交換は社會進歩の促進上最も貴重な手段の一を供するものである。將來においては、これらの委員會の會合をしてヨリ一層代表的なものたらしめるために、ヨリ良い工作の施されることが望ましい。以上に劣らず主要な第二の方法は、ヨーロッパ以外の國々が特別の經驗をもつか又は彼等が特に關心をもつところの特定の問題を考慮するために、時々これらの國々において會合を招集することである。第一の型の好例を供するのは一九三〇年ヨハネスブルグに開かれたシリコスに關する會議であつて、この先例は今後も機會ある度に踏襲されるべきであらう。アジア諸國に限られた第二の型の會合を促進するためいろいろ努力したのであつたが、これまでのところその途に横はる困難は一寸超えられそうにもなかつた。萬國共通の意義よりもむしろ地方的な意義をもつ問題もあることは疑ひないことだし、またかゝる問題を考慮するために労働機關の主催のもとに最も深い關係のある國々の特別會合を時々招集することについても、労働機關の憲法上なんらの異議があらうとは思はれないのである。

ヨーロッパ以外の諸國との關係を緊密ならしめる必要を力説することは必ずしもヨーロッパについて努力を弛めるのが望ましいといふことにはならない。こゝでもまた社會問題は切に解決をもとめており、それは領域や人口が比較的小さいからといつてその緊急さや困難が劣つてゐるわけではない。事實、現在の状態のうち最も困惑される形相の一は、その天然資源の一層の開発によつて人口の増加に對應する事のできない國々において人口密度が益々増加することなのである。人口問題は多分日本において最も尖鋭な形で現はれてゐると言へやうが、ヨーロッパの隨所においても同じことが現はれつゝある。その傳統的な解決方法は輸出貿易の促進か移民の再開かの二つだが、第一の方途はあ

らゆる種類の障得を設けられてゐるし、後者は殆んど全く閉塞されてゐる。これらの解決がいつれも實行不可能だとすると、或る國々はその資源が益々壓迫されるといふ惱ましい問題に當面するし、さらに現在の人口増加率が持續され、ばつひにはその生活標準の低下へと導かれるであらう。

全體としての經濟狀勢には大きな改善があつたなど、は言切れないけれども、批准數の一段の前進を記録することができることは満足の至りである。昨年の豫想では、一九三三年及び一九三四年のレコードはなかく保持し得ないだらうと思はれた。それにも拘はらず、次表に示す通り過去十二ヶ月間の記録は平均よりずつと抜き出た進展を示し續けたのだつた。

一九三四年三月十五日	一九三五年三月十五日
登録された批准..... 五九	三九
認許された批准..... 三	三
勳獎された批准..... 三三	一〇五
最近十年間の批准數は左の通りである。	
一九二六年..... 四	一九三一年..... 三
一九二七年..... 三	一九三二年..... 六
一九二八年..... 四	一九三三年..... 五
一九二九年..... 九	一九三四年..... 七
一九三〇年..... 四	一九三五年..... 六

登録された批准の總數六十箇のうち四十四箇までがラテン・アメリカからのもので、しかもそのうち三十箇までがニカラガから來てゐる。加うるに、ブラジルは四箇、メキシコは九箇、の批准を行つて初めて批准表中に掲げられたことも特筆しなくてはならない。さらに附け加へねばならないのは、カナダ政府が首相の發議にて異例の飛躍を行つたことであつて、即ち同政府は五箇の條約——工業労働時間、工業週休、海員雇傭契約、船荷重量標示、及び荷役災害保護（改正）——を批准する旨の決議を聯邦議會に提出したのである。このうち三條約の規定はすでにカナダの法令中に含まれてゐるといはれ、工業労働時間と工業週休との二條約に效力を與へるためには法案が提出された。決議は憲法上の問題について重要な討論を捲き起したが、結局上下兩院によつて採擇された。從來、カナダでは、聯邦當局は労働問題について法令を制定することができないし、またそうすべきではないのであつて、労働問題は州の所管事項に屬するものだ、との見解が普及してゐた。首相ベネット氏の發議し議會これを容認したるこの手續の變更は、カナダに一般に普及する高度の社會的標準のことを考へるならば、將來においてさらにカナダの批准が進むであらうといふ見透しを開いたものである。

當然豫期される通り、従前多くの批准を行つたところから、ヨーロッパは比較的控へ目な地位を占めてゐるとは言へ、一、二の重要な批准が注目されてゐる。イギリス、日本、オランダ及びスペインの批准の後を追つてイタリアが強制労働條約を批准したことは、この條約がその目的の貫徹に向つて百尺竿頭一步を進めたことを意味する。この條約を適用することのできる植民地または委任統治領は世界中でおよそ九〇ばかりあるが、そのうち六〇ほどにはすでにこの條約の規定が適用されつゝある。その他の植民地領有諸國も近いうちに世界中の強制労働の組織的廢止を完了するために必要な措置をとるだらう、と望むことはおそらく當を失しないであらう。さらに、イギリスによる荷役

災害保護(改正)條約の批准は、その他の國々がこの條約の改正の音頭取りたるイギリス政府の行動を待つて後各自そのとるべき措置を決めやうとしてゐただけに、この方面に沿つて進む路を開いたものである。

スイスによる一九二一年工業週休條約の批准は、以前に途上に横はつてゐた法律上、實際上の困難を克服するために政府が長い間辛抱強く努力したことがこゝに見事な實を結んだものである。最後に一言すべきは、一九二九年船荷重量標示條約はいまや二十九箇の批准を了したことであつて、この條約が世界中到る所で全般的に適用せられるのもう目に見えてゐる。ヨーロッパの列國のうちでは、たゞイギリスの批准が缺けてゐるだけである。なほ、この條約の規定は數年來サヴェート聯邦において實施されてゐることも注目されるべきだらう。

條約全體を顧ると、一般の展望は力強い感がある、と言へるだらう。いまや締盟國のうち、一〇以上の條約を批准したものは三十國、一五以上の條約を批准したものは二十三國、二〇以上の條約を批准したものは十箇國にのぼる。一九三二年までに採擇された三十二箇の條約をとつてみると、國際労働機關の締盟國にしてヨーロッパにある二十七箇國は最大可能の批准數の五一パーセント強を批准してゐるし、また批准總數のうちヨーロッパ以外の諸國の占める割合は五年前には一四パーセントにすぎなかつたのに、いまではそれが三一パーセントにのぼつてゐることは満足に堪へない。しかし、悲觀させられる根據もまだ一、二はある。ヨーロッパの諸炭田地方の狀勢が著るしく改善されたことは異論なきところであるのに、炭坑労働時間條約の批准は一向に進展してゐない。昨年六月には一齊批准をもたらすためにいま一段の努力が拂はれ、主要な關係ある七箇國のうち六箇國による技術的會議が開かれて狀勢を考慮したのであつた。その結果若干の點についてのこの條約の改正が本年の労働總會の議題に上程されることゝなつたのであつて、このことは多少の進展へと導くものと希望されてゐる。同様に、一九三三年に採擇された養老、廢疾及び遺

族保險に關する六箇の條約についても、これを實施する措置が先進諸國の或るものにおいて、わけても現行法令の變更がほとんど或ひはまつたく要らない國々において、まもなくとられるだらうことも期待されてゐる。

この最後にあげたものは今後益々重要となる見込のある活動分野である。諸國の社會保險制度を改善するために行はれた實質的な改正について多數の實例を擧げることが容易なことだらう、尤もこゝでは、詳細は國際労働年鑑に譲るほかはないが、この種の實例は多數且つ重要であるので、一時勢ひを得るかにみへたところの社會保險の價値についての疑念や逡巡などはすでに雲散霧消してしまつた、と安んじて結論し得られる。主要な社會的危險に對する團體的保護の原則はこれまでよりもヨリ鞏固に確立されてゐる。事實、恐慌の主たる産物の一つは、あらゆる産業人口の大部分がこれまでどれほど危險極まる状態に置かれてゐたかについて、輿論の眼を啓いたことにあるのである。従つて、公共社會は須く疾病、老年及び失業に對する最小限度の保護を確保すべし、との要求の聲はいやが上にも高められ、いまやこの要求は『社會的保障』といふ言葉に結晶されるにいたつた。社會保險の提唱者達がつねに主張した通り、全體社會の團體行動によるほかはこの事態に應ずる效果的な對策は存しない、といふことが次第に痛感されつゝある。されば今日では、復興計畫や經濟改造計畫は、他に防ぎ様もない障碍から労働者及びその家族を保護し且つ購買力のヨリ公平なる分配を確保するところの社會的保障制度と不可分に結びついてゐる。かゝる思想を中心とする遠大な改造計畫の實例は、すでに述べたところの、一九三五年一月ルーズヴェルト大統領が議會に提出した提案のうちに見出される。失業補償、養老扶助及び強制養老保險について規定するとともに、それは健康保險の設定をも豫示したものである。社會的保障委員會の指摘した通り『疾病は好況時にも不況時にも小所得の民衆を脅かす經濟的不安の主因の一つである』。最終の案を練り上げるに先立つて、委員會は一般的社會保障制度の缺くべからざる部分として一つ

の強制疾病保険制度の輪廓の素描を與へてゐるのである。

他の國々でも強制保険を創設または擴張せんとする案が進行してゐるのであつて、その中ではアルゼンチン、オーストリア、ブラジル、カナダ、フィンランド、ノールウェー、ベルギー及びスペインをあげることができやう。

これ以上詳細に亘らなくとも、不況が社會保険を破壊するどころか却つてこれに新しい拍車を加へた事を示すのは、これで充分だと思ふ。一九二〇年と一九三四年における社會保険の範圍の比較、またこれに加へて社會保険を助長するための労働總會及び労働局の活動の沿革、が十分に證明する通り、労働機關の成就した最も著しい成績の幾分かは實にこの分野においてあつたのである。喪はれた地歩が次第に回復されつゝあることや新しい前進が初められてゐることなどを知るくらゐ力強い感じを與へられることはないものである。

なほ一言、聯盟理事會の承認をうけたザール領委員會報告のうち社會保険に關する部分に關聯して労働局の演じた役割りのことを述べるべきだらう。同委員會の招請によつて労働局は一報告書をこれに提出し、ザール領についてヴェルサイユ條約附屬書第三十五款中に考慮されてゐる諸種の事態にあたりザールに在住する被保險者と年金受領者との權利を擁護する適當な方策を示唆したのであつた。この示唆は委員會から關係諸國政府に通告されたが、委員會の要求により局長はシュタイン氏をベルリンに派遣し、ドイツ政府がザール領における社會保険について行はんとする聲明の成案の作成を援助させた。これらの交渉の結果完全な協定が達せられ、聯盟理事會に對する報告中に具體化されたのであるが、同理事會はこれを一九三四年十二月六日に採擇するにいたつた。この協定はザール領の移管に關する手續の主要な部分を構成するものであつて、社會保険に關聯しておこる困難な諸問題について満足な解決を供するものとみられてゐる。

財政状態について少々附言しなければならぬだらう。一九二八年以來初めて、前財政年度末には小額ながら三八、一九〇フランの剩餘があつた。この成績の一半は行政上の節約の續けられたこと——これによつて五九二、四五〇フランの節約が行はれた——により、一半は醸出金の拂込みの著しい改善によるのである。主として一九三三年の聯盟總會のとつた措置——總會はこのために特別委員會を設けたのだつた——によつて、一九三四年の受取總額は、一九三三年が八二パーセントだつたに對して、豫算の九三・六パーセントにのぼつた。理事會委員中の幾人かの努力や二、三の政府が労働局の懇請に對して速かに應じてくれたことなどもこの幸運な成績を生む上に與つて力があつた。しかし、労働機關の事業を普通の水準に保つべしとするならば、醸出金が几帳面に拂込まれ続けることは劣らず必要なのである。

本章を終るに臨んで、この年のうちに歿せられた方々について手短かに述べるのが適當であらう。過去の労働總會に參列されたことのある代表諸君は安達氏、ルフェナハト氏、デュー・ルージェ氏及びマルケージ氏の訃報をきいて深い哀惜を感じるべし。

わけても安達氏は一九二三年の第五回國際労働總會の議長として長く記憶される筈であつて、氏は權威と優れた手腕とを發揮してこの任務を果たしたのであつた。安達氏は日本の大使としてベルギー及びフランスに駐在され、後には常設國際司法裁判所に任ぜられ、一九三一年から一九三四年まで裁判長であられた。氏はその一生を通じて終始國際労働機關の積極的な、誠實な友として渝るところがなかつた。

ルフェナハト氏は一九一三年から一九二二年まで瑞西聯邦社會保險局長たり、一九二二年には駐獨公使に任ぜられた。また氏は一九一九年及び一九二二年の労働總會にスイス政府を代表されたことがあつて、氏が機關の事業に與

へられた貴重な貢献のことはいまだに忘れ得ない人が多い。

マルケージ氏はイタリー雇傭主代表の顧問として多年に亘り労働總會の事業において積極的な役割りを勤められた。氏のいつも渝らぬ禮儀正しさと一種獨特の魅力とは氏に接したところのあるすべての人々を惹きつけたものだ。氏の逝去によつて労働機關はその最も舊い、最も誠實な友人の一人を喪つたわけである。

デッ・ルージエ氏は第二回、第九回及び第十三回の總會のフランス雇傭主代表であり、第十二回總會のフランス雇傭主顧問であつた。一九二六年の第九回總會のとき、氏は聯合海事委員會のフランス船主代表に指名せられ、この資格において第七回から第十回までのすべての委員會の會合に列せられた。これら一切の總會及び委員會の會合において、氏は各般の海事問題の討論に重要な役割りを演ぜられた。氏の海事問題についての深い知識並に氏の公平無私な態度は氏と一所に仕事をしたすべての人々によつて長く記憶されることだらう。

最後に、昨年の年報においてはアルペール・トーマ記念碑が今年中に除幕式舉行の運びとなるだらうとの豫想を述べておいた。基金の募集に對しては各方面から多大の反響があつた。ポール・ランドウスキー氏が目下製作中の仕事はすでにかなり進捗してゐて、明年中には完成をみる筈である。

第五章 將來の任務

この年報の前掲諸章は必然に廣汎多岐に亘らざるを得なかつた。經濟問題と社會問題との境界は不況によつて非常に曖昧なものにされ、その結果、社會惡の匡救策わけでもあらゆる社會惡中の元兇たる失業の匡救策は金融政策や經濟政策の如きヨリ廣大な部面に進出するのではなくてはどうしても發見され得ない、といふことが明かにされるにいたつた。十六年前に労働機關が創設された頃には、これらの廣い水平線はその眼界にほとんど入らなかつたのであるから、その展望の擴大と社會問題の攻究方法の變更とによつてどの程度まで労働機關の有用性と目標とが影響をうけるかを吟味することは極めて適切なことであらう。

これまで労働機關の主たる事業は保護的労働立法の分野に横はつてゐた。總會がすでに採擇した四十四箇の條約によつて、こゝに國際労働法典ともいふべきものが設けられ、それはいまだはこの分野の大部分を包含するにいたつた。この理由からして、労働機關の立法事業の決勝點はもう目前にあるとか、その残りの任務は第二次的性質のものにすぎぬとかいふ議論が出てゐる。

この議論の吟味はまづ、今後なされるべき純粹に保護的な事業がまだどれほど残つてゐるか、を概観することから取掛るのがよからう。第一に、指摘しなくてはならぬのは社會立法といふものは靜止的なものではなくて動的なものだといふことである。一旦達成されると忽ち終局を意味するやうな絶對的理想などは存しない。社會進歩は連續不斷の道程である。或る一つの年代の終極の決勝點であるかにみえるものも次の年代には出發點となるのである。吾々がす

でに萬物満ち足りた安樂淨土を目の前にしてゐるなど、想像する理由はたしかに一つもないのである。これについてはこれまでに採擇された諸條約を一瞥すれば充分な證明が供せられる。條約のうち或るものはすでに時代遅れとなりつゝあるのである。十五年前には、四十八時間労働週は労働時間の短縮の進み得る最大限であるかにみえた。それは七十年間労働者綱領の劈頭に掲げられた要求の實現を祝ふ榮ある式典でもあつた。しかるにいまや一層の短縮が始められつゝある。産業状態が非常な變化をうけたものだから、ワシントン時間制條約の根柢となつてゐる思想は再吟味されつゝある。同様にして産業への就業年齢も再吟味の時期に近づきつゝある。いまでも十四歳といふのが兒童が學窓を去つて實業に就く普通の年齢であるとはいへ、二、三の國々ではこの年齢を引上げる風潮がすでに動き出してゐる。早晩この條約もまた再考されることとなるだらう。養老年金についても同様の思想の動きが看取される。六十五歳といふ傳統的な限界は産業では次第に六十歳に勢を占められつゝあるし、また或る場合にはそれより若い年齢さへも論議されつゝある。この點もまた近い將來においてどうしても一段の前進が行はれざるを得ないだらう。事實、現在の諸條約のうちでも未來永劫に亘る標準を設けたものとみられ得るものは僅かに二、三しかないのである。再吟味の必要こそはつねに連續して存するものであらう。

しかもなほ、まだ殆んど手の觸れてない廣々とした社會的分野があるのである。おそらくその最大なものは賃金の領域だらう。一九二八年の賃金決定機關に關する條約を除けば、この基本的問題を國際的に取扱ふ試みは少しも行はれてゐない。疑ひもなくその困難は莫大なものがある。通貨價值と生活様式との相違からして賃金標準の比較可能性が缺けてゐることも否み得ない。それにも拘はらず、労働機關の憲法第四十一條に規定された通り、賃金は各國における一般の状況に應じて『相當ト認メラルル生活程度ヲ維持スルニ足ル』ものでなくてはならぬといふ原則を實現する

ためには、まだ探究されたことのないならぬかの方法があるかも知れない。諸國における賃金と生産費との關係の如きも大多數の國々でまだ斷片的な研究しか行はれたことがない。工業稼得と農業稼得との比率を左右する諸種の影響についても同じことが言へる。生活必需品物價と關係しての、従つてまた充分な生活程度を支へるに必要なものとの關係しての、賃金の購買力の如きも一層精密に究明されることができる筈である。これら一切の調査研究のためにはヨリ完全な統計的情報が必要なのであつて、この問題はいつか近き將來の労働總會で考慮するのがよいだらう。

さらに、賃金支拂方法に對して一層の注意を拂ふことが有益であらう。多くの國々では現物支給制度は古い頃から廢止されてゐるとはいへ、いまだにこの制度が残存し、また發展さへしてゐる國々もあるのである。その賃金から不法にまたは無制限に天引を行うことや雇傭主の所有する店舗でその大部分を消費するのを強制することなどは、社會的弊害の形態のうちでもこれほどひどく労働者を抑壓するものはない。この問題は雇傭契約といふ一般的な問題の一部を形成するのであるが、この雇傭契約の問題に對してもこれまで大した注意は拂はれなかつた。二、三の國にあるだけにすぎぬやうな、統一的・總括的な規制を設けやうとはしないまでも、國際的基礎の上に取扱つてきつとやましくゆくと思はれるものに、解雇條件とか、報酬方法とか、休暇とか、賃金の保護とかの諸問題がある。

そのほか一層の探究を必要とする分野としては婦人労働と農業との二つがある。婦人の労働は男子の排除を意味するといふ思想に逆戻りしさうな傾向がかなり汎く行はれつゝある。この考への誤つてゐることは、婦人労働の代りに男子を用ひやうと努力した國々においてその成績が非常に貧弱だつたことによつて、實證されつゝある。抽象的な正義の問題は全然別としても、職業によつては男子よりも婦人の方が適してゐるものもあることや、婦人を排除することとは不經濟的なものとして却つてその目的に反する結果となることなどは明かである。男子の所得が文化的要求を、

いや生活上の必需さへも、充たすに足らない限り、何百萬といふ少女や既婚婦人はどうしても職業を求めて家族の收入を補助せざるを得ない。右の動機が消滅するやうになつた場合でも、多數の婦人は自分自身の満足のためにかまたはその個人的な必要を充たすためにか矢張り働くことだらうし、しかも彼女達の技能が生産計畫上必要な要素を占めることもあるだらう。しかしまた、男子と婦人との間の所謂「不正競争」を防止すべき場合もあるのである。「同等の労働には男女とも同等の報酬を」といふ公式は、「労働」なるもの、數學的計算がやゝもすれば掴まへ所がなくなり勝ちなどところから、具體的な事例についてはなか／＼應用でき難い。ともあれ、婦人労働問題全體はこれまでよりもヨリ精密な、ヨリ不偏頗な分析をうける價値のあるものである。

次に一九二一年以來殆んど直接の考慮を拂はれなかつたものとしては農業問題がある。雇傭條件は農業においては工業におけるよりも遙かにひどく相違してゐる。それは、工場職業には殆んど或ひは全く影響しないやうな氣候その他の自然的要素に左右される。カナダ、ブラジル、デンマーク、ルーマニア、印度及び日本のやうなそれ／＼違つた國々に一様に適用される劃一的農業労働法などは到底想像することができない。いや、フランスの北部と南部とに對して、或ひはまた合衆國內の北ダコタ州とフロリダ州とに對して、同一の基準を定めることさへ難かしいだらう。だから、労働條件の國際的規制といふものは、地方的基礎の上でならば考へられないこともなからうが、この分野においては特に困難である。しかし、農村生活のうちにはもつと國際的に取扱ひ易い方面がないでもない。農民離村問題などは恐慌以前から殆んどあらゆる國々で慨嘆されてゐたばかりでなく、時には憂慮されてさへもゐた。農村からの流出は目前のところ阻止されてゐるとはいへ、農民とその使用人とに對しても都會的な快樂を味はせるためになんらかの方策が講じられない限り、疑ひもなくそれは工業の就業状態が改善されると、もに忽ち復活されるだらう。す

でに自動車とラヂオとは右の方策の實現上多くの寄與をしたのだが、適當な言葉がないために「農村餘暇」と呼ばれてゐるところの問題全體は、萬國共通の性質を有し、社會的にも相當重要なものである。この問題の解決こそは、大量の民衆が都市に集中することを阻止する上にも與つて力があらうし、またヨリ健康的なヨリ自然な生活を享樂することのできる農村に工業が分散することを促進するだらう。

同じ問題のもう一つの断面は農業において適當な社會保險施設の缺けてゐることのうちに見出される。農村生活に伴ふ多大の不安定は都市への流出を促進する動機の一つである。農業人口のためには失業に對する保障も全然なく、貧弱な醫療設備と原始的な母性保護施設とだけしか無いやうな場合には、少しばかり野心のあるものが自分とその家族とのために優秀な保護施設を見出せるところへ出て行くのも無理はない。農村に健康保險または失業保險を設ける場合の財政上・行政上の困難は莫大なものだし、殊に農業人口の極めて稀薄な大農業國においてさうである。しかし、交通手段の格段な改善があるのに、これを次第に克服することのできる手段が一つもないなどは想像し難い。

最後に、經濟構造において一般に農業の占める地位如何といふ問題がある。農民の必要とする物資や勤勞の價格と農民の生産する物の價格との間のおそろしい喰違ひは現下の不均衡状態の根因の一つである。これの匡救策が見出されない限り、農民や農業労働者の生活標準の眞の改善を期するのは愚かなことだらう。都市の賃金が農村の賃金よりかなり高い限り、都市の魅力は續くことだらう。しかし、農村賃金水準は、主として他の産業と比較しての農業の収益性に依存したくはならない。それだから、現に統制農業について行はれつゝある實驗や農業負債を軽減せんとする企てなどが社會的に重要となるわけである。國際條約的とはなり兼ねるものゝ、この問題は決して國際労働機關の關心の外にあるものではない。

いや生活上の必需さへも、充たすに足らない限り、何百萬といふ少女や既婚婦人はどうしても職業を求めて家族の收入を補助せざるを得ない。右の動機が消滅するやうになつた場合でも、多數の婦人は自分自身の満足のためにかまちはその個人的な必要を充たすために矢張り働くことだらうし、しかも彼女達の技能が生産計畫上必要な要素を占めることもあるだらう。しかしまた、男子と婦人との間の所謂「不正競争」を防止すべき場合もあるのである。「同等の労働には男女とも同等の報酬を」といふ公式は、「労働」なるもの、數學的計算がやゝもすれば掴まへ所がなくなり勝ちなどところから、具體的な事例についてはなか／＼應用でき難い。ともあれ、婦人労働問題全體はこれまでよりもヨリ精密な、ヨリ不偏頗な分析をうける價値のあるものである。

次に一九二一年以來殆んど直接の考慮を拂はれなかつたものとしては農業問題がある。雇傭條件は農業においては工業におけるよりも遙かにひどく相違してゐる。それは、工場職業には殆んど或ひは全く影響しないやうな氣候その他の自然的要素に左右される。カナダ、ブラジル、デンマーク、ルーマニア、印度及び日本のやうなそれ／＼違つた國々に一様に適用される劃一的農業労働法などは到底想像することができない。いや、フランスの北部と南部とに對して、或ひはまた合衆國內の北ダコタ州とフロリダ州とに對して、同一の基準を定めることさへ難かしいだらう。だから、労働條件の國際的規制といふものは、地方的基礎の上でならば考へられないこともなからうが、この分野においては特に困難である。しかし、農村生活のうちにはもつと國際的に取扱ひ易い方面がないでもない。農民離村問題などは恐慌以前から殆んどあらゆる國々で慨嘆されてゐたばかりでなく、時には憂慮されてさへもゐた。農村からの流出は目前のところ阻止されてゐるとはいへ、農民とその使用人とに對しても都會的な快樂を味はせるためになんらかの方策が講じられない限り、疑ひもなくそれは工業の就業状態が改善されると、もに忽ち復活されるだらう。す

でに自動車とラヂオとは右の方策の實現上多くの寄與をしたのだが、適當な言葉がないために「農村餘暇」と呼ばれてゐるところの問題全體は、萬國共通の性質を有し、社會的にも相當重要なものである。この問題の解決こそは、大量の民衆が都市に集中することを阻止する上にも與つて力があらうし、またヨリ健康的なヨリ自然な生活を享樂することのできる農村に工業が分散することを促進するだらう。

同じ問題のもう一つの断面は農業において適當な社會保險施設の缺けてゐることのうちに見出される。農村生活に伴ふ多大の不安定は都市への流出を促進する動機の一つである。農業人口のためには失業に對する保障も全然なく、貧弱な醫療設備と原始的な母性保護施設とだけしか無いやうな場合には、少しばかり野心のあるものが自分とその家族とのために優秀な保護施設を見出せるところへ出て行くのも無理はない。農村に健康保險または失業保險を設ける場合の財政上・行政上の困難は莫大なものだし、殊に農業人口の極めて稀薄な大農業國においてさうである。しかし、交通手段の格段な改善があるのに、これを次第に克服することのできる手段が一つもないなどは想像し難い。

最後に、經濟構造において一般に農業の占める地位如何といふ問題がある。農民の必要とする物資や勤務の價格と農民の生産する物の價格との間のおそろしい喰違ひは現下の不均衡状態の根因の一つである。これの匡救策が見出されない限り、農民や農業労働者の生活標準の眞の改善を期するのは愚かなことだらう。都市の賃金が農村の賃金よりかなり高い限り、都市の魅力は続くことだらう。しかし、農村賃金水準は、主として他の産業と比較しての農業の収益性に依存しなくてはならない。それだから、現に統制農業について行はれつゝある實驗や農業負債を軽減せんとする企てなどが社會的に重要となるわけである。國際條約的とはなり兼ねるものゝ、この問題は決して國際労働機關の關心の外にあるものではない。

國際労働總會からまだホンの僅かな注意しかうけてゐない問題はこのほかにも澤山ある。産業のために訓練するといふ問題全體——職業指導、徒弟制度、技術教育——は、産業工程が或る方面にはヨリ専門化され、或る方面にはヨリ標準化されるにつれて、益々複雑なものとなりつゝある。智的労働者もまたその特有の問題に對して一層の注意を要求し初めつゝある。餘暇が次第に増加するにつれて、いまや最も廣い意味での娛樂施設の問題は相當大規模な社會問題となるらしいことが判り出して来た。十三年前にアルベール・トーマが始めてこの問題を提起したときには、その緊急なことは殆んど解せられなかつた。時代はすでに遷つたのだ。餘暇時間の集團化に對しては自然これを毛嫌ひする向もあるけれども、事實として、労働者大衆は健全な身心上の娛樂に耽ることを妨げられてゐるし、またもしそれが彼等の財布の許す程度のもとなりさへすれば、彼等は悦んで且つ有益にこれを享樂するだらうと思はれる。この問題の眞實さと緊急さとは一般に痛感せられつゝあるのであつて、これを討議するため來る六月にブラッセルで國際會議が開かれるのは大いに歓迎さるべきことである。

最後に産業衛生及び安全の分野は將來の行動のために廣大な天地を供するものである。労働總會はすでに、相當ひろくおこるところの産業病とその犠牲者に補償を與へることの必要とに對して注意を喚起する上に多くの寄與をなした。しかし、最善の豫防方法——それはつねに治療や補償よりも善いものである——を普及したり、雇傭主と被傭者との協力によつてその實地應用を確保したり、まだ爲すべきことはかなり多い。特定の産業における健康上の特殊の危険を概観したものはすでに労働局から刊行されてゐる。豫防施設の實際的計畫を作成する任務は有益な事業の廣汎なプログラムを提供する。同じことは災害についても言へる。この方面の皮切りは波止場の荷役であつた。これに引續いて建築のことが取扱はれる筈である。なほ、考慮に値ひするものとしては、鑛業及びその他一聯の危険な職業が

残つてゐる。

この問題および上述の諸問題中の若干を取扱うためには新しい手續を考案する必要があるだらう。方法や狀況が國によつて一々異つてゐる場合、嚴密に詳細に亘つて作成された條約などは殆んど適用し難い。荷役災害保護條約で得た經驗はこの種の困難の好例を供してゐる。他方において、勸告といふものは通例一般的な文句で綴られてゐる義務の要素も輕微なものであるから往々にして効果的でない。おそらく、例へてみれば若干の一般原則を規定した一つの條約に添付するに、その詳細な適用上相當の斟酌を許すところの一種の標準保健規則または標準安全規則を以てする、といったやうな形で、なんらかの中間的方法を見付けることができるだらう。

國際労働機關の純然たる立法事業がまだ一汲み盡されてゐないことを示すには以上述べたところで充分だらう。しかし、すでに暗示した通り、一般に社會問題に對する態度が漸次變つてきたことから、機關の水平線は必然に擴大されざるを得なくなつた。産業において労働者の曝されてゐる障壁や弊害に對してこれを保護することは、大戰の終了に至るまでの百年間社會政策を指導してきた根本概念だつた。社會立法はその本質において經濟制度の上に生へた人道主義的な癖である、とその支持論者の多くによつてまでみられてゐたものだ、と云つても過言ではなからう。國家の干渉は、公共社會の全般的利益の上からいかに必要であらうとも、それが需要供給の法則の自由な活動を制限する限りにおいて反經濟的なものと考へられてゐた。社會的目的と經濟的目的との要求が衝突するかにみえる場合にはいつでも、この二つの目的の間に基本的な對立關係が存するものと信じられたのだつた。この年報の第一章に指摘した通り、いまでは別個の見解が次第に勢ひを増しつゝある。社會事業を以て純然たる保護的なものとみる思想は、社會的保障といふヨリ廣い觀念にジリ／＼押されつゝある。社會的危険や弊害に對して労働者を防護するといふ消極的な

目的に代つて、相當程度の物質的快樂を達すると共にその個人としての發展をも確保する充分な機會を労働者に與へるといふ積極的な目的が掲げられるやうになりつゝある。

社會問題に當面する場合のこの新しい態度の結果として、いまや社會政策と經濟政策とは單一の問題の相互補足的な二様相とみられてゐる。失業保険と失業救済、不況時における公共事業、労働時間、産業組織化——これらはみな社會的にだけ判断することもできぬし、經濟的にだけ判断することもできない。失業そのものでも單に社會的害悪とだけでなく、また經濟的害悪ともみられてゐる。技術的能率の増進とその結果たる機械力による人力の代替とは最も複雑なる諸問題を提示するものだが、これらもその社會的意味と經濟的意味とを同時に念頭におく場合においてのみ正しい態度でこれに當面することができるのである。

これら諸問題の解決は、政府なり雇傭主なり労働者なりが個々別々にこれに當つたとしてもなんらの成功をも期することはできない。國際労働機關の根本原則たる彼等との協力は必要不可欠からざるものである。だが、労働機關の現在の機構が完璧なものだとか、その活動様式は必然にこれまでの實驗で適當と認められた形態だけに限られるべきだとか、想像するのは誤りであらう。その水平線が廣まりその問題の性質がヨリ複雑となるにつれて、労働總會の決定を有効にすることのできる新しい方法を探し出すといふ責務も益々重くなる。およそ法令の制定なるものは議會がその意思を表示しこれを行動にうつすための唯一の方法なのではない。それと同じことで、労働總會は必ずしも傳統的な型の條約や、勸告を通じてのみ行動しなくてはならぬものではない。これらはいつでもその全ての要求に適合してゐるとは限らないだらう。あらゆる立法機關の仕事の大部分は當面の問題を検討することや、報告書なり決議なりを通じて將來の行動の指針たるべき政策の大綱を規定することなどにある。この手續は國際的機關にも同じ様に

適してゐる。労働總會における局長年報の討議と決議の採擇とはすでに總會の事業の少なからぬ部分を占めてゐる。また、一九二七年の國際經濟會議もその結論を具體化するためには、法律用語で固めた國際條約の形をとらないで、一聯の一般原則を掲げた報告書の形をとつたし、またこの原則を盛つたところの諸決議も政府の指針となるものではあつたが、あらゆる細部に亘つて政府を拘束せんとする如きものではなかつたのである。この會議のいろ／＼な勸告がその後守られましたがまた同じぐらゐ踏みにぢられもしたといふ事實は、決してその用ひた方法の價値を低めるものではない。同様にして國際労働總會も、劃一的な立法行爲を行ひやすい固苦しい決定などではどうにも解決されさうもないやうな多くの一般的性質の問題を討議しなくてはならなくなつてゐる。一例をあげれば、公共事業政策問題などはこのタイプのものであつて、これは條約または勸告によつては部分的にしか取扱へないのである。明年は團體協約に關する報告書が審議される筈だが、この問題もまた、少くとも第一回目においては、おそらく條約や勸告の形によるよりも報告や決議の形による方が取扱ひ易いだらう。

將來においては労働總會の時間の大部分は法文の練り上げよりもむしろ一般的政策の問題にあてられるやうになることだらう。かゝる傾向は斷じてその重要性または有用性の減退を意味するものではない。反對に、労働總會が社會政策のあらゆる形相について最も權威ある言論機關となつてきたにつれて、また社會政策が一般的な經濟問題の討論や解決と益々緊密に抱合されてきたにつれて、必然に總會はこれまでその管轄範圍の邊境線上に在るかまたはこの線を越えた向ふに在るかにみえた諸問題をも考慮することゝなつたのである。自己調節制度を漸次に拋棄したことは情勢を大いに變化させた。なんらかの計畫經濟施設の採用は忽ちその目指しつゝある目標如何といふ問題を提起するものである。労働總會としては、いまや社會進歩または社會反動を左右するとみられるところの根本問題を無視するわ

けにはいかない。社会的分野における最も代表的な機関として、経済施設のおこす社会的波紋をつねに注視しておくことは益々労働機関の義務となつてゐる。かうすることによつて労働機関は、いまや経済界を悩まし且つ紛糾させつゝあるところの現実の諸問題を國際的に討議することに對して貴重な寄與をなす事ができるのである。それだから、この年報を結ぶにあつて、すでに前景に躍り出たこれら諸問題にしてまさに將來の労働總會の題目を形成すべきものゝ二、三について手短かな概観を行つておくのは有用なことだらう。

第一に、變化しつゝある産業構造は一聯の問題を提起する。一方において、ヨリ大きな集中化の傾向は豫想外な社会的結果を生じないではおかない。それは賃金と雇傭との規則化へと導くと共に、カルテル、合同^{コンダクト}その他の生産及び分配の規制のための協定は明かに労働者や消費者の利害に非常な影響を及ぼすだらうし、それはすでに諸國において國家の干渉を呼びおこしたくらひである。構造の問題と極く近いのは産業關係の問題である。労働者の福利上最も本質的な條件の一つは賃金の標準化といふことである。この點では、雇傭主團體と労働組合との團體協約によつて一大進歩がとげられた。だが、組織されない少数者の問題はまだ往々にしておこる。これはイタリーでは雇傭主及び労働者の強制的組織によつて解決された。イギリスでは、聯合産業協議會 (Joint Industrial Councils) の決定または一産業の組織された雇傭主・労働者間の協定に對して法的效力を付與すべきである、と提唱されてゐる。合衆國では、コードの作成および施行に労働者を參與させることが要求されつゝある。事實、國家が産業の内部統制に手を染める場合には、いつでも勞資關係とのなんらかの接觸を避けることは殆んど不可能である。いや時としては、賃金および労働條件の決定や産業の保全などの問題を飛び越えて、利潤の分配とか合理化の就業量に及ぼす影響とかの問題までも考慮せざるを得ないことさへあるだらう。この後の方の問題はまた、技術的變化の採用と關聯してゐる。イタリーで

も合衆國でも、或る場合には、新しい機械の据付けまたは工場の新設に制限が加へられた。その他の國々でも同様の制限が實施されたり考慮されたりしつゝある。これが必要とみられるに至つたといふことは、無制限の競争によつて生じたところの産業の安定に對する危険、並に新しい方法や機械工程の無統制の採用によつて生じたところの就業の安定に對する危険の一證左である。技術の進歩に因る所謂テクノロジーカルな失業といふ問題は單なる疑心暗鬼として一笑に付するわけにいかない。最近の言論界でこの問題が大して目立つほど論ぜられなかつたものだから、そんなものは存在しないと、存在するとしても大して重要ではないとか言つて、この問題を無視するといふ面白い傾向がある。いかにも沈滞期中においては一般的な失業の量が非常に大きいために、技術の改善によつて労働者が街頭に投出されることからおこる失業はその影に隠されてしまふ。だが、生産の擴張につれて、産業が失業者を再吸收する能力は試験されつゝある。往時の生産高がいまでは遙かに小人数の労働者軍によつて容易に達せられる、といふことはすぐに見付けられるだらう。これについてはすでに若干の實例もあるけれども、労働局のこれまでに集めた資料はまだ貧弱なので、確かな結論を引出せるまでには至つてゐない。ともあれ、この全問題は最高の重要性をもつものであつて、もつと豊富な資料が揃つた場合には當然に労働總會で取扱はれる必要があるだらう。

生産と消費との關係の社会的形相についても同じことが言へる。産業の生産能力に對して需要を適應させるといふ一般の問題については、すでに前の數章において少々觸れておいた。同じ問題のもう一つの形相で著るしい注意を惹き初めたものは、健全な生活の正しい標準と適當な消費との間の關係である。吾々はやつと、なにが文化的生活の最少限の要件であるか、について科學的な概念を構成し初めつゝある。國際聯盟の保健部は現にこれに關聯して非常に重要な二つの調査を行つてゐる。第一は正しい住宅標準を確保するために諸國のとつた措置の概観であつて、もちろ

んこの標準の中には一人當りの廣さの標準、通風、清潔、衛生状態等々が含まれる。これらの標準は必然に氣候によつて相違するけれども、どの國についても、それがなくては健康を保つことも疾病を防ぐこともできないといふ最小限度はあるものである。第二の調査は一國の營養標準とそれの實現されてゐる程度とに關するものである。健康な生活の維持に要する最小限度についても、またいろ／＼な氣候状況のもとで必要とされるカロリー、プロテイン、無機酸鹽およびビタミンの關係についても、生理學者の間にはなほ相當の論争があるとはいへ、巨大な人民大衆が現に營養不良であるかまたは間違つた營養方法をとりつゝあることは争う餘地がない。以上の調査は分配問題並に報酬問題と密接に聯關してゐる。賃金稼得者の生活程度はその受取る金錢の高によらずして、彼がこれを以て買うことのできる量によつて判断されなくてはならない。名目の稼得ではなく、實質の稼得こそが眞の基準である。もしも労働者の報酬が彼自身および家族のために健康的な住宅と健康的な食事を得させるに足るものであるならば、それは少くとも相當程度の生活の基礎を提供してゐるわけである。またもし、それが大部分の人民についてこの標準以下である場合には、それは一國の健康と精力との標準において重大な失敗を表はしてゐるのである。

あらゆる國々はいづれもこの種の問題に當面してゐるのだが、その検討はやつと初められたばかりである。それは醫療および母性擁護の問題——これについては、堅實な健康保險制度の設けられてゐる所ではどこでも多大の成果があげられてゐる——と比較することができよう。體格上に及ぼす好結果が段々明かとなるにつれて、健康こそは産業能率と國民福利との第一條件である、といふことが漸く痛感されつゝある。社會保險はたゞに國家による保險であるだけではなく、また實に國家のための保險でもある。それは單に主として他人の費用において或る人々に利益を與へるといふだけでなく、必要缺くべからざる團體的保障施設でもあるのである。もし疾病の治療と豫防とが公共の事

柄であるのなら、健康な生活の第一の要件たるところの住宅と食事ともそれに劣らず公共の事柄である。労働機關の前文にはその目的の一として「相當ト認メラル生活程度ヲ維持スルニ足ル貨銀ヲ支拂フコト」と規定されており、また困苦と窮乏とを伴ふ労働状態を改善することは刻下の急務であると述べてゐるのだから、明かにこれらの問題は實際労働機關の視野から除外されてはゐないものである。

別の角度から觀れば、食糧消費の標準が一層高められ且つ複雑となることは農業過剰生産問題の解決を大いに促進するだらう。合衆國では、都市人口のうち一千六百万人即ち七四パーセントは一九二九年において廉價ながら充分な食事を供するに足るだけの収入さへもたなかつたし、また二百七十万人即ち一二パーセントは時々用ひる僅かばかりの食事をやつと買入れることができただけだつた、と推定されてゐる。このことからして、「全國の生産能力全體を吸収するためには、一九二九年においてすらその生活程度が健康上並に能率上の必要以下にとどまつてゐる幾百萬の人々について、その消費がホンの僅かばかり増進すればよい」(註)との結論が引出されたのだつた。

(註) Brookings Institution: *America's Capacity to Consume*, p. 127.

この消費問題はその規模において單に國家的であるばかりでなく、また國際的でもある。もしも、經濟的均衡問題の唯一の眞實の解決は生産の切下げによるのではなくして、消費の増進によるほかはない、といふことが認められるならば、現下の難局を切抜ける途が一番見付かりさうなのは、現に衣食住のどれについても明かに不足しつゝある數百萬の人々の生活程度を引上げることである、といふことになる。もしヨーロッパ及びアメリカの都市人口が一人當りもう少し多くのパンやバターや肉類を喰ふことができたとなれば、アメリカ、アルゼンチン、オーストラリア、カナダまたは東ヨーロッパの農民の心配は忽ち吹き飛んでしまふだらう。またもし支那及び印度の何百萬もの人々の消費程

度がホンの僅かでも引上げられたとすれば、工業や農業における過剰生産などは殆んど人の口にのぼらなくなるだらう。こんなことは決して出来ない相談ではないのだが、それには現にあるところよりもすつと多くの國際的思考と國際的組織とが要る。ヨリ低い生活程度への全般的後退といふことが、それ自身の創造的才能と技術的完成との行き過ぎから没落の非運に突落されつゝあるといふ文化の皮肉な、だが避けることのできない結末として、甘受されるべきでない以上は、あらゆる他の對策が失敗したことがハッキリ判つた時に、人間の思考がつひに向けられるのは實にこの消費問題の方面であるだらう。

食糧問題と殆んど肩を並べるほどの重大問題がもう一つある——人口とその分布の問題がそれである。充分な食糧供給を探し出すことは過去のあらゆる大移動運動の動機だつたし、またそれによつて生じた涯なき戰爭の根因でもあつた。將來の見透しが狭められたり暗くなつたりする場合にもつと有望な土地を見付けやうとして漂ひ出るといふ原始的本能はいまなほ生きてゐる。十九世紀中は、この本能はオーストリアとアメリカ大陸とに對する大移動のうち平和的な捌け口を見出し、そこに集中し發展したのだつた。世界における空いた場所はまだいくらか残つてゐるとはいへ、いまではすつと狭められたし、またその開發に用ひらるべき資本の大半も大戰によつて費消されてしまつた。國際間の資金貸附の減衰と移民の入つた國々における失業の擴大とにつれて、人口過剰國からの移民の流出を止めるために障壁が設けられた。産業人口の四半分までが失業しつゝある國々では、生活の資を得るために低賃金で自國の労働者と競争したり、またはその公共基金の重荷となつたりするやうな新入りが歓迎されやう筈はないのである。

不況の重壓が減ずるにつれて、移民が再び初められることは明かに豫想される。まつたく、移出民が故國に戻る流

れが乾上つて再び流出が初められつゝある兆候もすでに現はれてはゐる。しかし、移民だけで人口過剰國の人口問題を解決することは殆んど思ひもよらない。こゝでは、これらの國のうち或るものに見られるやうに、出生率の減退がおこるか、または國富よりも急速に人口の増加した場合にはつねに生活程度の低下がおこるか、明かにこの二つに一つである。だが、シャハト博士の所謂「自給自足といふ古ぼけた觀念」なるものが拋棄されるならば、これらの解決は二つとも大いに避け得るだらう。過去においては諸國間の商品交易を通じてヨリ大きな、しかもヨリ富有人口が可能となつたのであるが、もしこれを助長したところの國際通商と國際金融との状態がもう一度復活されさへすれば、同じ過程が続けられないといふ理由は一つもないのである。しかし乍ら、經濟的國家主義の主たる危險の一つは他國の人民と協力する意思を破壊しかくて國際的組織化の問題を殆んど解き難きものとしてしまふことにある。世界の繁榮は諸國民の相互依存を生き生きとした現實となすことによつてのみ初めて確保され得るものだ、といふことが納得されない限り、いかにして向上的な生活標準を確保し得るかを理解することも難かしいのである。

複雑多岐に亘れる人口問題全體は國際労働機關によつて解決できるものではないが、さりとしてそれは全然その視野の外にあるものでもない。その純然たる技術的方面に限られる場合をのぞけば、この問題は條約または勸告で取締るわけにはいかないけれども、およそ人類の生命と労働とに關する大きな國際的集會たるものが、これをその展望から除き得やう筈はない。同じことは、前に手短かに觸れておいたところの、人類の福祉に關する他の重要な諸問題についても言へることである。労働機關の根本目的が社會正義の促進にあるからには、その事業の成否が大いに依存してゐるところの、ヨリ廣汎な問題を全然除外してしまつて、社會立法といふ狭い分野だけにその視野を限る如きことはどうしても出来るものでない。社會正義の實現といふことが以前にもまして國內的並に國際的努力の主題曲となりつゝあ

る此の際、これに寄與することあるべき一切の要素を廣汎に大觀するといふことは特に必要である。かゝる態度をとることは、國際的協定によつて適當に解決され得るやうな、ヨリ細かい問題を無視せよ、といふのではない。しかし、それは、親み深い、だがその應用の限られたところの在來の手續を補足するために、別の新しい手續を發見することを必要ならしめるだらう。労働機關の歴史の示す通り、機關は不斷に順應する能力のあることを證明してきたのであつた。それは、その生涯當時に一世を風靡した國際同胞の觀念に反對する最も暗い反動期を切抜けてきた。いまや退き潮は次第に弱まつて滿ち潮がヒタ／＼と寄せて來る徴候がある。國際労働機關の創設された目的は着々と人の心の裡にヨリ深く喰込んで行きつゝある。經濟統制が益々複雑となるにつれて、それは新しい要求に呼應することや一層重い責任を負擔することを要請されるにいたるだらう。労働機關の過去における記録こそはその將來の機運に乗り得る能力を最も力強く證してゐるのである。(一九三五年三月十五日誌之)

附録

附録第一

サヴェート社會主義共和國聯邦における生産(実績並に計畫)、一九三三年—一九三五年(1)

生産物	一九三四年			生産物	一九三五年		
	(実績)	計畫	(暫定)		(実績)	計畫	(暫定)
石炭(百萬トン)	七〇〇	九〇七	九三〇	エンジン(臺數)	九四二	一、四〇六	一、七三三
石油(同右)	三三九	二六六	二五五	トラクター(一千馬力)	一、二五八	一、七〇〇	一、九〇〇
鑄鐵(同右)	七二	一〇〇〇	一〇四四	一切の機械(2)	八、一八六	九、九七二	一三、一八〇
鋼鐵(同右)	六八四	九八〇	九五七	電力(百萬キロワット時)	二六、三三六	一九、〇〇〇	二四、九〇〇
壓延鋼(同右)	四八八	六〇〇	六七三	綿布(百萬メートル)	二、七三三	三、〇五九	二、八〇〇
自動車(臺數)	四、九〇〇	七、一〇〇	七、五〇〇	靴類(百萬足)	七、七〇	六、七五	七、七〇

1 資料の出所 Narodno-Khoziaistvennyy Plan na 1935 god(一九三五年經濟計畫)、ゴスプラン發行、モスコウ、一九三五年、第二六三頁。

2 農業機械、運輸機械及び電力發生装置を含む。

附録第二

諸国における名目並に實質賃金指数 (一) (基礎、一九二九年=100)

國別	賃金基礎	名目				實質			
		一九三〇年(平均)	一九三一年(平均)	一九三二年(平均)	一九三三年(平均)	一九三〇年(平均)	一九三一年(平均)	一九三二年(平均)	一九三三年(平均)
オーストリア	時間率	六九	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
ベルギー	時間率	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
(2)チェコスロヴァキア	時間最低率	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
デンマーク	時間率	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
(2)フランス	時間率	一〇九	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
ドイツ	時間率	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
大ブリテン及北愛爾	週時間率	一〇〇	九九	九八	九八	九八	九八	九八	九八
イタリア	時間率	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
日本	(3)日稼得	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
同	(4)同右	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
オランダ	時間率	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
ニューゼーランド	週最低率	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
ポーランド	時間率	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
サヴェート聯邦	賃金月額	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
合衆	(5)時間	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同	(5)週稼得	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
同	(6)同右	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七

國別	賃金基礎	名目				實質			
		一九三〇年(平均)	一九三一年(平均)	一九三二年(平均)	一九三三年(平均)	一九三〇年(平均)	一九三一年(平均)	一九三二年(平均)	一九三三年(平均)
オーストリア	時間率	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
ベルギー	時間率	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
(2)チェコスロヴァキア	時間最低率	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
デンマーク	時間率	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
(2)フランス	時間率	一〇九	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
ドイツ	時間率	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
大ブリテン及北愛爾	週時間率	一〇〇	九九	九八	九八	九八	九八	九八	九八
イタリア	時間率	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
(8)日本	(3)日稼得	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
同	(4)同右	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
(8)オランダ	時間率	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
ニューゼーランド	週最低率	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
(2)ポーランド	時間率	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
サヴェート聯邦	賃金月額	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
合衆	(5)時間	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同	(5)週稼得	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
同	(5)同右	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七

* は「計数ナシ」、一は「計数未入手」、+は「暫定数」。1統計の範囲及び規模に關する注意書は International Labour Review の一九三三年八月號、一九三四年二月號、同十一月號、一九三五年二月號を参照。2首都に限る、フランスは各年十月の計数。3日本銀行の統計。4内閣統計局の統計。5全国産業協議會の統計。6労働統計局の統計。7名目賃金指数を官廳生計費指数にて除して算出す。8用ひられたる生計費指数はその國の主要都市の一(東京、阿姆斯特ダム、ワルサウ)のものである。

附録第三

農業保護、食糧品物價及び消費（註一）

最近フレデリック・レイス・ロス卿が指摘した通り（註二）『與へられた國の政策の眞の保護的效果は……その國の國內物價と自由市場における同一商品の物價との開き如何によつて最も良く指示されるものである』。次表はこの點に關聯してロス卿の引用したものである——

（註一） 本文第六八頁参照。

（註二） Agrarian Protection in Europe in the Post-war Period 第八頁。國際聯盟經濟委員會、資料E八七三、ジュネーヴ、一九三五年二月一日。

諸國における小麥、バタ、牛肉及び豚肉の價格指數（基礎、イギリスの價格＝100）

年次	小麥		バタ		牛肉		豚肉	
	ドイツ	フランス	ドイツ	フランス	ドイツ	フランス	オランダ	ドイツ
一九二八年	103	118	113	—	—	—	—	—
一九二九年	106	116	115	—	113	93	113	100
一九三〇年	115	118	119	—	116	114	114	102
一九三一年	115	119	117	—	113	113	109	108
一九三二年	111	116	115	106	110	111	108	113

年次	小麥		バタ		牛肉		豚肉	
	ドイツ	フランス	ドイツ	フランス	ドイツ	フランス	オランダ	ドイツ
一九三三年	110	113	119	110	114	114	109	111
一九三四年	116	120	128	111	114	111	115	115

注意書——□小麥 計數はドイツ（ベルリン）、フランス（パリ）、及びイタリア（ミラノ）における國產小麥の金價格をイングラ

ドにおける輸入小麥の金價格（カナダ、アルゼンチン及び濠洲產小麥のロンドンとリヴァプールにおける價格の平均）の百分率にて表はしたものである。一九三四年の計數は最初の九ヶ月だけの分、資料の出所—國際農業研究所の『年鑑』

□バタ ベルリン、パリ及びハッセルトにおける毎月平均價格をその當時の爲替相場にて英貨に換算し、ニュージーランド産の鹽ベタのロンドンにおける價格の百分率にて表はしたものである。一九三四年の計數は最初の十一月だけの分、資料の出所—帝國經濟委員會『酪農産物供給』一九三二年および一九三三年

□牛肉 ベルリン、パリ及びオランダにおける毎月平均價格をその當時の爲替相場にて英貨に換算し、イングリッドおよびウェイルスの四市場における國產牛肉の平均價格の百分率にて表はしたものである。一九三四年の計數は最初の六ヶ月だけの分、資料の出所—ドイツは『獨逸帝國統計年鑑』フランスは國際農業研究所の出版物、オランダは『中央統計局月報』、イングリッド及びウェイルスは農務省發表の統計による。

□豚肉 ベルリンの毎月平均價格をその當時の爲替相場にて英貨に換算し、イングリッド及びウェイルスの四市場における國產豚肉の平均價格の百分率にて表はしたものである。一九三四年の計數は最初の六ヶ月だけの分、資料の出所—ドイツは『獨逸帝國統計年鑑』、イングリッド及びウェイルスは農務省發表の統計による。

ロス卿の指摘した通り『諸國における物價の間の精確な對應といふものは完全な自由通商のもとにおいてさへ期待することはできないのであつて、わけても（大部分の場合さうであるやうに）種々の相場の關聯してゐる生産物の數量が相違してゐる場合にはさうである。しかし、實際に記録された開きが、わけても小麥およびバタの場合において以上のやうな考察によつて説明することのできるどころよりも、遙かに大きいといふことは明かである。』（註三）

(註三) 前掲書。

以下の諸表は同じ出所からとつたもので、諸國における主要食料品の消費の動向に著るしい差異のあることを明らかにしてゐる。これらは前表に掲げた比較價格指數と關聯させて考察されるべきである。

聯合王國、ドイツ及びオランダにおける脂肪類の人口一人當り消費高(單位一ポンド)

年	聯合王國			ドイツ			オランダ	
	バター	人造バター	ラード	バター	人造バター	ラード	バター	人造バター
平均一九〇五—一九〇九年	(2) 25.8	(2) 5.0	—	—	—	—	—	—
平均一九一三—一九二二七年	(2) 25.4	(2) 3.4	(3) 8.2	(4) 3.4	(4) 5.2	—	(3) 2.5	(3) 1.7
一九二八年	27.0	3.3	8.2	3.8	5.7	—	2.8	1.8
一九二九年	27.8	3.9	8.6	3.9	5.9	—	2.8	2.0
一九三〇年	28.5	4.1	8.8	4.0	6.0	8.1	2.8	2.0
一九三一年	29.0	4.3	9.1	4.1	6.1	8.1	2.8	2.0
一九三二年	29.8	4.5	9.3	4.2	6.2	8.1	2.8	2.0
一九三三年	30.9	4.8	9.5	4.3	6.3	8.1	2.8	2.0
一九三四年	31.5	5.1	9.7	4.4	6.4	8.1	2.8	2.0

(1) 暫定數 (2) 大ブリテンのみ (3) 一九二七年のみ (4) 一九二五—二七年。

資料の出所 — □ 聯合王國 一九〇五—一九二七年と一九二四—二七年とのバター及び人造バターの統計は一九二九年農務省發行『大ブリテ

ンの農業生産高及び食糧供給。その後のものは帝國經濟委員會の推算。ラード消費高は各年の輸入差額プラス一九三〇年の生産記録を基礎として算出。□ ドイツ 一九一三—三〇年のバター及び人造バター消費は一九三四年帝國經濟委員會發行『油種及植物性油概要第三卷—ホド屬』、一九三一年と一九三二年とは帝國經濟委員會發行『一九三三年における酪農産物供給』、一九三三年と一九三四年とは『外國産物と市場』一九三四年十月八日號の供給についての資料より算出。ラード消費高も同號による。□ オランダ 『和蘭統計年鑑』および『中央統計局月報』に發表されたる資料より算出。

聯合王國及び獨逸における鶏卵の人口一人當り消費高(單位一箇)

年	聯合王國	獨逸
一九二四年	22.6	22.7
一九三一年	20.0	21.0
一九三二年	20.0	21.0
一九三三年	21.5	21.0

資料の出所 — 帝國經濟委員會の提供した統計。

諸國における肉類の人口一人當り消費高(單位ポンド)

肉類	イギリス(聯合王國)					
	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
牛肉、猪肉(1)	71	71	70	70	67	64
羊肉、仔羊肉(1)	27	28	26	29	29	31
豚肉	40	43	40	41	47	49
合計	138	143	136	140	143	145

ド イ ツ	牛 肉、 犢 肉	羊 肉、 仔 羊 肉	豚 肉	牛 肉、 犢 肉	豚 肉	羊 肉、 仔 羊 肉	馬 肉	合 計	オ ラ ン ダ 牛 肉、 犢 肉(3)	イ タ リ ! 牛 肉、 犢 肉	フ ラ ン ス	合 計	其 の 他	合 計
三・二	一・五	六・八	一・八	四・六	二・六	六・〇	二	七・〇	四	三	四・六	一一〇・三	一・八	一一〇・三
四〇・一	一・五	三・二	一・五	四・六	二・七	六・〇	二	七・三	四〇	三	四・六	一一三・三	一・五	一一三・三
四三・〇	一・五	六・五	一・八	四・九	一・七	五・七	三	七・三	四三	二	四・九	一一三・八	一・八	一一三・八
三九・〇	一・五	六・〇	一・八	四・〇	一・八	六・三	三	七・三	三九	一・九	四・〇	一一三・三	一・八	一一三・三
三六・五	一・五	七・六	一・四	四・一	二・〇	五・六	三	七・三	三五	一・八	四・一	一一三・〇	一・四	一一三・〇
三七・二	一・四	六・二	一・二	四・三	一・九	五・六	三	七・三	三九	一・八	四・三	一一三・九	一・二	一一三・九
三六・一	一・五	七・一	一・三	四・五	九	五・六	三	七・三	三九	一・八	四・五	一一三・〇	一・三	一一三・〇

(1) その年の五月卅一日を以て終る十二ヶ月——(2) 暫定数——(3) 脂肪類及びソーセジを含む。
資料の出所——『牛及牛肉調査』帝國經濟委員會、一九三四年。

昭和十年六月四日印刷
昭和十年六月八日發行

國際勞働局局長年報(二五五年)
定價金五拾錢

東京市麴町區日比谷公園二番地
國際勞働局東京支局
代表者 伊達宗雄

東京市芝區南佐久間町一ノ七
中川 二郎

東京市芝區南佐久間町一ノ七
研文社印刷所

發行所 國際勞働局東京支局

印刷者 研文社印刷所

印刷所 研文社印刷所

東京市日比谷公園市政會館内
電話銀座(57)一五八〇番
振替東京六八〇一九番

國際勞動局出版物豫約定價表 一九三五年

(英文又は佛文) 一郵税不要一

出版物の種類	一ヶ年誌代
■ International Labour Review (國際勞動評論) 一月刊— 産業及労働問題に関する論説並に統計情報等を掲載してゐる。	20.00
■ Industrial and Labour Information (産業労働時報) 一週刊— 世界各國の産業及労働に関する時事問題並に國際労働機關の事業活動等を報道する。	25.00
■ Official Bulletin (公報) 一不定期— 國際労働機關の活動及事業に関する諸問題に就ての公報を掲載する。	4.00
■ Legislative Series (法制續集) 一不定期— {分册・合本共 {分册又は合本の内一種 世界各國にて新たに制定公布された労働關係法令の正文又は翻譯を集録したものである。分册は法令公布の都度部分的に發行し、合本は一ヶ年分を纏めて刊行したものである。	60.00 35.00
■ International Survey of Legal Decisions on Labour Law (労働法規判例の國際的輯録) 一年一回— 世界主要産業國に於ける労働法規に関する判例を集録したもので法制續集の姉妹書である。	10.00
■ Industrial Safety Survey (産業安全時報) 一隔月— 産業災害防止に関する論説統計情報等を掲載してある。	6.00
■ I. L. O. Year Book (國際労働年鑑) 一年一回— 國際労働機關の活動、社會運動、國際的並に國內的の立法的成果、經濟的發展等に関する情報を客觀的形式に於て要約せる年鑑である。	10.00
■ Bibliography of Industrial Hygiene (産業衛生文献目録) 一年四回— 産業衛生並に病理等に関する圖書目録	5.00
■ Documents of the International Labour Conference (國際労働會議記錄其他關係書類) 一不定期— 毎年の國際労働總會に關係した資料の一切で、質問書、報告書、局長報告書、議事録、條約案及勸告の正文等を含む。	50.00
■ Studies and Reports (研究及報告叢書) 一不定期— 産業及労働問題に関する調査研究並に報告中、重要又は特殊なるものを單行本として刊行したものである。	40.00
■ 以上全部の豫約は 包括的豫約者にはこの外に豫約期間中に發行された International Labour Directory, Occupation and Health の分册、其他の Special Reports 等を無料にて配布する。	160.00
■ Governing Body Documents (國際労働局理事會關係書類) 包括豫約中に含まず	35.00
■ 一部賣——以上の出版物は一部賣も出来る。	

取扱所

東京市麹町區 日比谷市政會館内 國際労働局東京支局 電話東京六八〇一九番 電話銀座(57)一五八〇番

46
373

